

—— 第 2 編 ——

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

全 部

応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、上尾市防災会議等の災害対策上重要な組織を整備し、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進し、防災組織の万全を期する。

1 上尾市防災会議

市に、上尾市防災会議を置く。(災対法第16条)

防災会議の組織及び運営については、関係法令、上尾市防災会議条例、上尾市防災会議に関する規程の定めるところによるものとし、その事務については、次のとおりとする。

- (1) 市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2 上尾市災害対策本部

(1) 設 置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害予防及び災害応急対策を推進するため必要があると認めるとき、市長は市本部を設置することができる。(災対法第23条の2)

(2) 組 織

市本部の組織及び運営については、上尾市災害対策本部条例、市本部に関する規程に定めるところによるが、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とし、担当ごとの責任者及び次順位の責任者を指定する。

また、市本部の組織と運営については、職員に周知するとともに、常に検討、見直し、検証を図る。

なお、各組織は、災害発生直後の初動期及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各組織において平時から実践的な活動マニュアルの作成や人員・事務の調整を行い、周知徹底を図る。活動マニュアルは機構改革や人事異動、市防災計画の見直し等の状況の変

化、防災訓練等による検証に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

3 防災関係機関

(1) 防災関係機関の組織の整備

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災業務計画、防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

(2) 防災関係機関相互の連携

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、応急対策の総合性を發揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営ができるようにする。

4 応援協力体制

(1) 他市町村との相互応援

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村と次のとおり相互応援協定を締結している。（資料4－2）

市は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

また、今後とも協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制の推進に努める。

協定名	協定締結市町村
災害時相互応援に関する協定	長野県上田市
災害時の相互応援に関する覚書	鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町、さいたま市、蕨市、戸田市、川口市
災害時の避難場所相互利用に関する協定	蓮田市
災害時相互応援に関する協定	群馬県利根郡片品村
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料4－1）	県内全市町村
災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定	埼玉県北本県土整備事務所
災害時相互応援に関する協定	群馬県藤岡市
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾鷹の台高等学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾橘高等学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校
災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾高等学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾特別支援学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾南高等学校
災害時の情報交換等に関する協定	国土交通省関東地方整備局

協定名	協定締結市町村
災害時相互応援に関する協定	福島県本宮市
練馬区と上尾市との災害時相互応援に関する協定	東京都練馬区
災害時相互応援に関する協定	北海道中川郡幕別町
埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県・県内全市町村
災害時の避難場所相互利用に関する協定	埼玉県比企郡川島町
災害発生時における医療救護所の開設に関する協定	埼玉県総合リハビリテーションセンター
災害時における埼玉県立中央高等技術専門校の利用に関する協定	埼玉県立中央高等技術専門校
災害時における埼玉県立武道館の利用に関する協定	埼玉県

(2) 防災関係機関の応援協力

市は、市域に係る災害について適切な応急対策を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、次のとおり防災関係機関と応援協定を締結している。

市は、災害時に防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、要請手続き等について協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。(資料4-2)

区分	協定名	協定締結機関
包括協定	上尾市と上尾市内郵便局との連携と協働に関する包括協定	上尾市内郵便局
	地域活性化包括連携協定	(株)イトーヨーカ堂 (株)セブン&アイ・クリエイトリンク (株)セブン-イレブン・ジャパン
	上尾市民の健康づくり等に関する連携協定	大塚ウエルネスベンディング(株)
	上尾市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
	上尾市と東京海上日動火災保険株式会社との連携に係る包括協定	東京海上日動火災保険(株)
	上尾市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とのオリンピック機運醸成を基軸とする市民サービス向上の協働取組みに関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)
	上尾市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定	イオン(株)
	上尾市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)
	上尾市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険(株)
	災害救助に必要な物資調達に関する協定	(株)イトーヨーカ堂 (株)小山商会北関東営業所 (株)丸広百貨店上尾店
食料品・給水等	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)

第2編 第1章 第1節 防災組織整備計画

区分	協定名	協定締結機関
日用品 ・必要物資等	災害時における自動販売機運営に関する覚書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株) (医)愛友会上尾中央総合病院
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい
	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食料品等供給の協力に関する協定	埼玉県中央青果(株)
	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマート
	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食料品等供給の協力に関する協定	上尾市青果低温貯蔵(株)
	緊急時における物資の供給に関する協定	(株)セキ薬品
	緊急時における物資の供給に関する協定	スギホールディングス(株)
	災害時における必要物資の調達に関する協定	(一社)埼玉県LPGガス協会 大宮支部上尾伊奈地区会
物資輸送	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ニチネン
	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定	コーワイ(株)
	大規模火災発生時の消火用水搬送に関する協定	埼玉中央生コン協同組合 串橋建材(株)
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン
	災害時における防災備蓄品等の提供に関する協定	(株)コンシェルト
	災害時における物資供給に関する協定	セツツカートン(株)
	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンティア(株)
	災害時における車両貸し出し及び給電等に関する協定	トヨタカローラ埼玉(株) トヨタ部品埼玉共販(株)
	防災備蓄倉庫の設置等に関する協定	聖学院大学
連絡・情報発信等	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ
	災害時における救援物資の提供等に関する協定	(株)ブリッジウェル
	災害時における上尾市と上尾市内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便(株)
	災害時における輸送業務に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部
	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会大宮支部
	広域停電事故による上尾市防災行政無線の使用に関する協定	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社
	災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコムさいたま

第2編 第1章 第1節 防災組織整備計画

区分	協定名	協定締機関
ライフ ライン 等	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)
	公共情報発信型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング(株)埼玉総支社
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	災害時における無人航空機による協力に関する協定	(一社)災害対策建設協会JAPAN47
	災害時における車両貸渡に関する協定	埼玉県レンタカー協会
	行政告知放送の再送信に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本さいたま北局
応急対応 関係	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合
	災害時における水道施設の復旧に関する協定	上尾市管工事業協同組合
	緊急速報発信ツールの活用に関する協定	東京ガス(株)埼玉支社
	災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水管路管理業協会
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社
施設開 放・要 支援者 受入等	大雨時における応急対策業務に関する協定	(株)早田工務店
	災害被害対応に関する防災協定	市内24業者
	大雨時における内水対応協定	大石建設興業(株)
	上尾市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	(一社)埼玉建築士会中央北支部
	災害時における応急対策に関する協定	上尾市建設業協会
	大雨時における内水対応協定	(株)早田工務店
	大雨時における内水対応協定	(株)島村工業上尾支店
	災害時における燃料の優先供給に関する協定	埼玉県石油商業組合上尾支部
	災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定	上尾市建設業協会 建設埼玉上尾伊奈地区本部 埼玉土建一般労働組合上尾伊奈支部
	災害時における消防活動の協力に関する協定	埼玉県解体業協会
	上尾市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会

第2編 第1章 第1節 防災組織整備計画

区分	協定名	協定締結機関
		(老健)ふれあいの郷あげお (老健)エルサ上尾 (老健)あげお愛友の里 ※(特養)特別養護老人ホーム <介護老人福祉施設> (老健)介護老人保健施設
	災害時における施設等の提供協力に関する協定	シティタワー上尾駅前管理組合
	災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定	藤の郷あげお ※小規模多機能型居宅介護施設 認知症対応型共同生活介護施設
	災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	学校法人秀明学園
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)埼玉県社会福祉事業団あげお
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)竹柿会上尾ほほえみの杜
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)真栄会特別養護老人ホーム椋の木
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人FRONTIER 放課後ディサービスきぼう
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人すみれ福祉会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾あゆみ会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あらぐさ福祉会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人 みのり
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あげお福祉会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)ほっと未来SOUZOU舎
	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書（上尾市コミュニティセンター）	公益財団法人 上尾市地域振興公社
	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書（児童館こどもの城）	公益財団法人 上尾市地域振興公社
	災害時におけるスポーツ総合センターの利用に関する協定	公益財団法人 埼玉県スポーツ協会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会
	洪水時等における施設の利用に関する協定	(株)イトーヨーカ堂
	災害時における宿泊施設利用等に関する協定	(株)むさしのグランドホテル (株)オペレーションカンパニー
	災害時における浴場施設利用等に関する協定	(株)星野又右衛門商店 (株)オペレーションカンパニー
医療 救護	災害時の医療救護活動についての協定	(一社)上尾市医師会
	災害時の歯科医療救護活動についての協定	(一社)埼玉県北足立歯科医師会

区分	協定名	協定締結機関
	災害時の医療救護活動についての協定	(一社)上尾伊奈地域薬剤師会
	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定	(株)スズケン大宮支店
遺体	災害時における支援協力に関する協定	(株)彩上アザレア・ホール
	災害時における支援協力に関する協定	(株)メモリード
安置所	災害時における支援協力に関する協定	プラザオオノ(有)
	災害時における支援協力に関する協定	アルファクラブ武藏野(株)
動物 救護	災害時における動物救護活動に関する協定	上尾伊奈獣医師協会
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)アスコ
	災害時における物資の供給に関する協定	日本全薬工業(株)
	災害時における物資の供給に関する協定	森久保薬品(株)
その他	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道(株) 高崎支社 上尾駅
	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会
	災害時等におけるバス利用に関する協定	東武バスウエスト(株)
	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会
	災害時における上尾市指定金融機関の事務取扱に関する協定	(株)埼玉りそな銀行
	災害時における無人航空機及び電気自動車による協力に関する協定	(株)サイニチホールディングス 埼玉日産自動車(株)
	自然災害時的一般廃棄物等の収集運搬に関する支援協定	上尾清掃事業協同組合
	災害時等における福祉車両等の利用に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会

5 公共的団体等との協力体制の確立

市は、関係する公共的団体に対して、災害時の応急対策等に対し、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

(1) 公共的団体

公共的団体とは、次のものをいう。

自治会等（町内会、区会）、（一社）上尾市医師会、（一社）埼玉県北足立歯科医師会、（一社）上尾伊奈地域薬剤師会、上尾伊奈獣医師協会、（公社）埼玉県獣医師会、上尾市日赤奉仕団、（福）上尾市社会福祉協議会、さいたま農業協同組合、上尾商工会議所、生活協同組合、上尾市建設業協会等

(2) 協力体制の確立

ア 市は、県と連携し、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。

- (イ) 災害時における広報等に協力すること。
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救護に協力すること。
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること。
- (カ) 炊出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- (キ) 被害状況の調査に協力すること。

イ 市は、公共的団体と協議し、協力業務、協力の方法等を明らかにし、災害時に積極的な協力が得られるようにする。

6 自主防災組織の整備

大規模災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るために行政や防災関係機関のみならず市民による自主的な防災活動、すなわち市民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など、地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、市民が団結し組織的に行動することで、より大きな効果が期待できる。

このため、地域に密着した自主防災組織を継続して維持し、活性化する。

(1) 組織の結成

本市では、市内114の事務区すべてに自主防災組織（116団体）が結成されている。なお、自主防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するとともに、各地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

ア 既存のコミュニティである自治会等（町内会、区会）を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする（特に、マンションの自治会等の参加が必要不可欠である）。

イ 昼夜間、休日・平日においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所等と協議の上、地域内の事業所等の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

エ 女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

(2) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時

- (ア) 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- (イ) 日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- (エ) 消火用資機材、応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

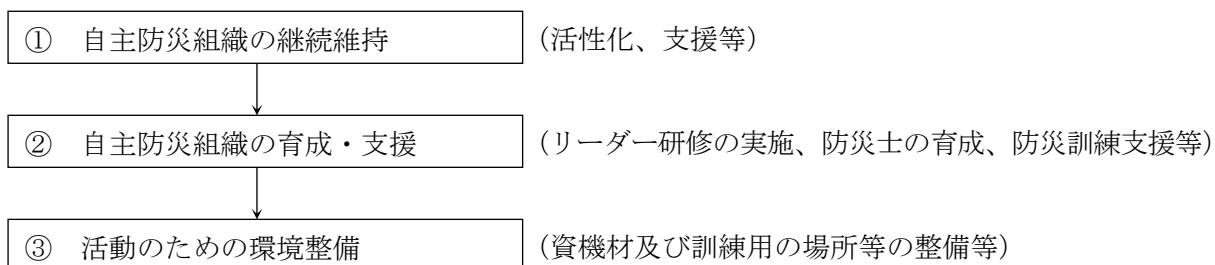
イ 発災時

- (ア) 初期消火の実施

- (イ) 情報の収集・伝達
 - (ウ) 救出・救護の実施及び協力
 - (エ) 集団避難の実施
 - (オ) 炊出し及び救助物資の分配に対する協力
 - (カ) 要配慮者の安全確保等
 - (キ) 避難所の運営の協力
- (3) 活動の充実・強化

ア 市は、以下に示す自主防災組織の指導・育成を図る。

イ 市は、県の支援のもと、自主防災組織を育成するとともに、自主防災組織の活動で中心的役割を担う者を育成する。



ウ 市は、自主防災組織の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、自主防災組織間の情報交換・交流を積極的に推進する。また、防災士間の連携を図るために、情報交換・交流を推進する。

(4) 地区防災計画の策定

地区防災計画の策定を通じ、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進や地域防災力の向上を図る。具体的には地区居住者等に対し、提案手続きの周知をするとともに、地区防災計画の策定を支援する。

令和7年1月現在、市では下記地区が策定済。

地区名	策定年月
尾山台団地	令和2年2月
中妻	令和2年2月（令和6年2月改定）

(5) 自主防災組織間の連携・強化

大規模災害が発生した場合には、周辺地域等、広範囲に被害が発生することが想定され、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織と連携し、普段から相互に協力しあえる体制を築く。

各地区に自主防災連合会が組織され、それぞれの地域の防災力が高まるなかで、この12地区的自主防災連合会の取りまとめを行う上尾市自主防災連合会連絡協議会が平成24年6月に設立された。

これにより、自主防災組織同士の交流や互いの活動内容や資機材の使い勝手などの情報交換

や合同の研修会など、この組織の存在が個々の自主防災組織を活性化させ、地域防災力向上が図れることを期待する。

また、各地区で地域の防災力が高まるなかで、防災士の資格を取得する人が増加してきたことを受けて、市内に在住している防災士間の連携を図り、情報交換・交流を推進するための組織として、上尾市防災士協議会が平成29年7月に設立された。

これにより、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、市や地域及び各種団体と連携を図り、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動を通じて、安全で安心な地域社会の実現が図れることを期待する。市に登録した防災士は、各々の連合会の防災意識の啓発、防災訓練の指導、防災に関する技術の普及等に努め、活動する。

組 織	名
上尾東地区自主防災連合会	上平地区自主防災組織連合会
上尾西地区自主防災連合会	大谷地区自主防災組織連合会
上尾南地区自主防災連合会	原市団地自主防災連合会
平方地区自主防災連合会	尾山台団地自主防災会連合会
原市地区自主防災連合会	西上尾第一団地自主防災連合会
大石地区自主防災連合会	西上尾第二団地自主防災連合会

7 事業所等の防災組織及び体制の整備・充実

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共に、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。特に、地域住民が通勤で不在のケースも多いため、市域に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 施設内の防災組織の育成

商業施設、病院等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(2) 危険物等関連施設、高压ガス施設等の防災組織の育成等

市は、危険物等関連施設における予防規程、防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また高压ガスの有する爆発性、可燃性、毒性、支燃性等

の特殊性から、消防機関の活動にも限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体が防災組織を設立し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(3) 事業所の防災組織の整備

市は、各事業所が設置する自衛消防隊等と連携を図り、被害の拡大を防止する。各事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所が災害時に業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努め、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化など、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

(4) 関係機関への協力体制の確立

市は、関係機関と連携して、災害対策組織の防災活動の円滑な実施を図るために、自主的防災会の整備を促進し、民間協力機構の充実を図る。特に、以下に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- ア 民生委員・児童委員、日赤奉仕団及び自治会等
- イ 農商工関係団体
- ウ P T A、その他の市民団体
- エ その他の公共的団体

市、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

8 ボランティアの活動支援の整備

大規模災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、市は、N P Oやボランティア団体の支援に取り組むとともに、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、彩の国会議等との連携を積極的に推進する。

(1) ボランティアセンターの設置

市は、平常時から上尾市社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努める。上尾市社会福祉協議会は、発災後にあっては、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置する。なお、運用は、総合福祉センター及びイコス上尾の施設を用いて行う。

(2) ボランティアセンター内の業務

ボランティアセンターでは、彩の国会議、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの活動種別、人数の振り分けなどボランティアのコーディネート業務を行う。また、被災が甚大でボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣を要請する。

(3) ボランティア活動の環境整備

市は、彩の国会議、社会福祉協議会、NPO等の関係機関との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろから彩の国会議、社会福祉協議会、NPO等の関係機関とのネットワーク化を促進する。また、市民の自主的・主体的なボランティア活動の支援を推進する。

(4) 県の災害ボランティア登録制度の周知等

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平時から登録を行い、災害発生に備えるものとする。

ア 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。活動内容は以下に示すものとする。

- ・渓流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- ・土砂災害に関する知識の普及活動
- ・土砂災害時の被災者の援助活動

イ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、市町村の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

ウ 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。活動内容は以下に示すものとする。

- ・避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- ・飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- ・被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス・支援物資の運搬

第2節 防災教育計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 学校教育部（学校保健課）

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に自主防災意識のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災対策の習得等を図るために、次のとおり防災教育を行う。

1 市職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

(1) 職員防災マニュアル等の配布

発災時の参集、初動体制、自己の配備先と任務、災害の知識等を簡潔に示した「職員防災マニュアル」等を作成、配布し、周知を図る。

作成に当たっては、次の事項に留意する。

ア 初動参集・動員基準

イ 参集途上の情報収集

ウ 救助、応急手当

エ 初期消火

オ 避難誘導

カ 避難所の開設・運営

キ 災害情報の取りまとめ

ク 広報活動

ケ その他必要な事項

(2) 防災訓練の実施

災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練等の防災訓練を実施する。

(3) 職員への研修

市は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。

なお、研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

(4) 防災機器操作の習熟

災害用救助資機材、浄水器等、防災活動に必要な機器の基本的動作の習熟や救命のための研修を実施する。

(5) 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

2 一般市民に対する防災教育

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、「自らの命は自らが守る」という防災意識の向上を図り、各地区の地域防災体制の確立を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア 災害の種別、特性、一般的知識

イ 土砂災害警戒情報等の防災情報の内容と活用方法

ウ 災対法及び関連法の主旨

エ 防災計画の概要

オ 被害報告及び避難方法

カ 過去の災害の状況

キ 災害復旧時の生活確保に関する知識

ク 災害ハザードマップの活用

ケ 3日（推奨1週間）分の水、食料等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

コ 自動車へのこまめな満タン給油

サ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

シ 地震・水害保険及び共済等の生活再建に向けた事前の備え

ス マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成

セ 避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）や避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識等の正しい理解

(2) 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

ア 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種

イ 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）

ウ 映画、スライドの制作利用

エ 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示

- オ 防災学習センター及び市防災体験コーナーの利用
- カ 講習会、講演会、座談会等の開催

3 学校教育における防災教育

学校の安全教育の一環として、ホームルームや学校行事を中心に、特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、教育活動全体で地域社会の実情及び児童生徒の発達段階や経験に即して以下の指導を行う。

なお、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 災害発生の原因

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等について、ビデオ教材等を活用した教育を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 避難その他の防災措置の方法の習得

防災意識の全校的な向上を図るため、避難訓練を行う。その際には、事前に避難行動の妨げとなる正常性バイアス等を正しく理解するための知識を教える防災教育を行い、避難訓練時に適切な避難行動を取ることができるようとする。また、防災専門家や災害体験者の講演、自然災害伝承碑による災害伝承、防災体験コーナーによる地震擬似体験、応急手当講習等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

(3) 自主防災意識

(4) その他必要な事項

4 事業所等における防災教育

事業所、病院、社会福祉施設等、防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市は、消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第3節 防災訓練計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

職員の防災実務の習熟と実践力の取得、向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災意識の普及向上を図るため、防災訓練を実施する。

1 趣 旨

実践的な訓練を積み重ねることは、災害時の対応力を高め、市民・企業・防災関係機関相互の協力体制を確立する上で大きな効果がある。

また、災害時市民の防災行動力の向上と防災知識の普及についてもその効果が期待できる。発災した場合に応急対策が円滑に実施できるよう、平常時から訓練を積み重ね、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努める。なお、夜間、休日等の訓練も適宜実施する。

2 防災訓練における避難行動要支援者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、乳幼児、障害者などの災害対応力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人に十分配慮し、地域で避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮しなければならない。

また、自主防災組織のリーダー研修や、女性の参画促進で組織の育成、強化を図る。

3 市の行う防災訓練

市は、県及び防災関係機関と連携し、自主防災組織や自治会等の参加を得て訓練を実施する。

また、訓練後に訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、次期の訓練計画へ反映するとともに、必要に応じ、応急体制の改善、市防災計画の見直し等を行う。

(1) 総合防災訓練

ア 実施の時期及び回数

防災の日（9月1日）又は防災とボランティアの日（1月17日）を中心とした適当な日又は訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

イ 実施場所

指定避難所や市本部設置場所、公園、学校の校庭等の総合防災訓練に適した場所とする。

ウ 実施方法

市の主催又は県、他市との共催で、防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て実施する。

エ 訓練内容

訓練は、市、県、防災関係機関、住民、事業所等が合意し、次の実践的な各種訓練を選択実施し、防災対策の強化及び防災意識の高揚を図る。

(ア) 市及び県を主とするもの

災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、交通対策訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・医療救護所運営訓練、帰宅困難者対応訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、水防訓練、自主防災組織等の活動支援訓練等

(イ) 防災関係機関を主とするもの

消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練、特殊災害対応訓練等

(ウ) 自主防災組織・市民を主とするもの

初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、炊出し訓練、巡回点検訓練、避難行動要支援者等の安全確保訓練、避難訓練、避難誘導訓練等

(2) 消防訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い研修、訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

訓練が必要であると認める時期に実施し、年1回以上とする。

イ 実施場所

消防機関をはじめ訓練に適した場所とする。

ウ 実施方法

市の消防組織、消防団、自主防災組織、市民等の協力を得て実施する。

エ 訓練種目

(ア) リーダー養成

(イ) 資機材の取扱い

(ウ) 可搬式動力ポンプによる放水

(エ) 救助活動

(オ) 救急活動

(カ) 避難誘導

(キ) 情報収集、伝達

(ク) その他必要と認めるもの

(3) 避難救助訓練

災害時に避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難救助訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

月間計画、特別計画により隨時実施する。

イ 実施場所

学校、病院、工場、会社、事業所等収容人数の多い場所とする。

ウ 実施内容

市、消防機関等の指導のもと、単独あるいは総合防災訓練、水防訓練、消防訓練等とあわせて実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等では児童生徒、収容者等の人命を保護するため、避難訓練に重点を置く。

(4) 災害通信訓練

災害時に関係機関の通信連絡の円滑と迅速、確実を期するため、次により災害通信連絡訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

台風等の災害多発期前で訓練効果のある日を選び隨時実施する。

イ 実施方法

市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

ウ 実施事項

(ア) 災害に関する予報、警報の通知及び伝達

(イ) 被害状況報告

(ウ) 災害応急措置についての報告及び連絡

エ 訓練種目

(ア) 通信連絡訓練

(イ) 非常無線通信訓練

(5) 非常招集訓練又は避難所開設・運営訓練

災害時に災害応急対策に円滑かつ迅速に対処するため、次により非常招集訓練又は避難所開設・運営訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

訓練が必要であると認める時期に、隨時実施する。

イ 実施方法

市防災計画に定めるほか各関係機関の防災計画に定める方法により実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

4 地域防災訓練

市民、自主防災組織及び事業所は、防災ネットワークづくりを通し、それぞれ自助・共助の取り組みを進めながら平常時から地域防災訓練を実施し、災害時にとるべき行動を習熟するとともに、避難行動要支援者の救出、救援に重点を置き、防災機関との連携を図り、地域の防災力の向上に努める。

(1) 市民の訓練

市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民一人ひとりが平常時及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備をすることができるよう、市民の防災意識の高揚と知識の向上に努める。

そのため市は、市民の責務として、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭内での防災対策の実施等の防災行動を支援するために、市民向け活動マニュアル等の整備を図る。

(2) 防災ブロックの訓練

自主防災組織を中心として防災ブロックごとに、地域の防災力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協働して、年1回以上の組織的な防災ブロックの訓練を実施する。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

ア 防災ネットワークの訓練

地域での防災力の向上を図るために、自主防災組織が中心となり、地域内の生涯学習団体、各種スポーツ団体等との連携により集合行動、初期消火、救出、避難行動等、地域の特性、実情にあわせた地域に密着した訓練を実施する。

この訓練を通して、地域に居住する市民一人ひとりの防災技能、防災力の向上を図り、また、自主防災組織への若者の参加機会の増進と活性化を図る。

イ 活性化プログラムの導入、検討

訓練は、繰り返し行うことで練度の向上、防災技能の維持につながり、発災時に役立つことが多く報告されている。

一方、目新しさに欠け、参加率が低下していることが課題としてあげられている。
そのため、訓練内容の充実を図り、かつ住民参加を促し活性化を図り、活性化プログラムの導入を検討する。

(3) 事業所の訓練

大規模や高層の建築物等における防災管理者は、防災管理に係る消防計画に基づき、訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する地域防災訓練への積極的な参加を促す。

5 訓練の検証

(1) 訓練は、実災害を想定して計画を立て、応急対策の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

(2) 評価及び検証の方法

ア 訓練後の意見交換会

イ アンケートによる回答

ウ 訓練の打合わせでの検討

(3) 検証の効果

ア 評価や課題を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。

イ 次期の訓練計画に反映する。

第4節 防災活動拠点等整備計画

行政経営部（施設課） 総務部（危機管理防災課） 都市整備部（道路河川課）
上下水道部（下水道施設課） 教育総務部（教育総務課）

発災時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市本部を設置する本庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

なお、県は、県庁舎を始めとする防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コーチェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつける緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。加えて、ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（市本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。輸送拠点については、民間事業者の輸送拠点ノウハウを活用するため、配送事業者との協定の締結を含め、輸送拠点の活用を推進する。

1 防災活動拠点の整備

(1) 防災活動拠点の指定と役割分担

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

種 別	拠点となる施設	防 災 拠 点 の 役 割
防災中枢拠点	市役所	<p>(予防期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害予防対策を総合的に指示 <p>(応急復旧期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全域を総合的に統括する中枢機能を担う
防災副拠点	上尾市文化センター 市民体育館 上平公園	<p>(予防期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点をバックアップするための資機材等の機能の充実 <p>(応急復旧期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点のバックアップ機能

		<ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢拠点が使用不能な場合は、市全域を総合的に総括する中枢機能を担う
防災地区拠点	<p>市役所 (上尾地区) 各支所 (上尾地区以外)</p>	<p>(予防期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の防災活動の拠点として体制づくりの整備 (応急復旧期) ・情報の収集等応急対策活動、地区の総合的な中枢機能を担う
拠点避難所	本節1(1)ウ(ウ)に規定する学校	<p>(予防期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の防災活動の拠点として資機材の確保 ・防災ブロックの拠点として食料等の備蓄 (応急復旧期) ・応急救護所の設置 ・炊出し、宿泊機能等の被災者の受入れ
避難所	<p>本節1(1)ウ(ウ)に規定する学校 ・施設</p>	<p>(予防期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料等の備蓄 (応急復旧期) ・炊出し、宿泊機能等の被災者の受入れ

ア 防災中枢拠点の整備

防災中枢拠点は、本市の応急復旧活動を統括する中枢機能を有する拠点であり、災害情報の収集分析機能、災害情報、応急対策・応急復旧対策の伝達機能、市域全域を対象とした飲料水、食料、生活必需品等の備品・救援物資等の調達集配機能などを、一括管理するための資機材等の整備・機能強化に努める。

(ア) 中枢機能を支える機器等

- a 防災通信機器及び情報処理機器（本部活動を円滑に行うため、必要に応じ、映像伝送や災害情報収集に係るシステム導入も検討すること。）
- b 車両
- c 非常用電源（必要に応じて、電源車の要請）

(イ) 物資の調達・集配機能

- a 食料等の情報管理
- b 水道水等の給水情報管理
- c 防災用資機材や救援物資の情報管理

イ 防災副拠点の整備

防災副拠点は、防災中枢拠点の集中的な応急活動の一部をバックアップする機能を有し、災害時に防災中枢拠点が使用不能となった場合、防災中枢拠点のもつ総合的な中枢機能を代替する拠点である。そのため、防災中枢拠点とほぼ同様な体制を確保するための通信機器等の資機材の整備を図る。

- (ア) 市本部バックアップ機能を支える機器等
- 防災通信機器及び情報処理機器
 - その他の備品
 - 非常用電源（必要に応じて、電源車の要請）

- (イ) 物資の調達・集配機能
- 食料等の情報管理
 - 水道水等の給水情報管理
 - 緊急輸送車両の駐車スペースの管理
 - 防災用資機材や救援物資の仮置き場等の管理

ウ 防災地区拠点の整備

拠点避難所と防災中枢拠点との中継基地として、情報の収集、伝達機能の強化、人員の手配、食料等の供給連絡体制の整備に努める。

- (ア) 情報の収集、伝達機能を支える機器等
- 防災通信機器及び情報処理機器
 - 広報活動に必要な車両
- (イ) 物資の備蓄、集配機能
- 拠点避難所へのバックアップ資機材の備蓄
 - 物資の集配に必要な車両の管理
 - 食料、ペットボトル等の飲料水等の備蓄

(ウ) 防災地区拠点一覧

地 区	防災地区拠点	拠点避難所	避 難 所
上尾地区	市役所	上尾中学校 東中学校 富士見小学校	東小学校 中央小学校 上尾小学校 東町小学校 (※1) 上尾特別支援学校(※1) 上尾運動公園 上尾市コミュニティセンター (※2) 県立武道館・スポーツ総合センター (※2)
平方地区	平方支所	上尾橋高校 (※1) 太平中学校 (※1)	平方北小学校 (※1) 平方東小学校 (※1) 平方小学校 (※1)
原市地区	原市支所	瓦葺中学校 (※1) 原市中学校	瓦葺小学校 尾山台小学校 (※1) 原市南小学校

			原市小学校 上尾鷹の台高校 (※1)
大石地区	大石支所	大石中学校 大石南中学校 (※1)	大石北小学校 大石小学校 大石南小学校 上尾高校 大石公民館 (※2)
上平地区	上平支所	上平中学校 上尾かしの木特別支援学校 (※1)	上平北小学校 上平小学校 芝川小学校
大谷地区	大谷支所	大谷中学校 南中学校 (※1) 上尾南高校 (※1)	今泉小学校 西小学校 大谷小学校 鴨川小学校 (※1) 西中学校 (※1) 聖学院大学 (※1) 市民体育館 大谷公民館 (※2) 児童館こどもの城 (※2) 中央高等技術専門校 (※2)

※1 水害時、避難所としては開設しません。

※2 令和3年度より新設(令和3年7月頃より運用開始)

水害時の避難所は、雨量の状況を考慮して避難所を開設します。

※ 災害時は、市民の避難先は限定していない。道路の寸断、建物火災・倒壊などの避難経路の遮断や浸水により、避難する場所が異なる。災害の種類（洪水時など）によっては、想定していた避難所が使えない場合があるので、地区内外を問わず、第2・第3の避難所と避難経路も確認する。

エ 拠点避難所の整備

各防災ブロックの拠点として、地区防災拠点、他の拠点避難所間の情報連絡が行えるよう、資機材の整備を図るとともに、食料、飲料水、防災資機材等の備蓄や応急救護所の設置に必要な資材の整備に努める。

(ア) 物資の備蓄、集配機能

- a 食料、ペットボトル等の飲料水等の備蓄・供給
- b 防災資機材の備蓄・供給

(イ) 救護機能

応急救護所としての設備等の整備

(ウ) 宿泊機能

被災者の生活の本拠地となる施設設備、機能確保

(エ) 炊出し機能

a 炊出しに必要な資材の備蓄

b 家庭科室の調理設備の活用、整備

(オ) 情報収集、伝達機能

a 通信機器の拡充

b 被害情報の広聴活動体制の整備

c 災害情報の広報資機材の備蓄

d Wi-Fi設備の整備

オ 避難所の整備

小学校を中心とするコミュニティレベルの活動拠点として、初期消火活動のための資機材の設置、緊急炊出しのための食料、資機材の備蓄等の整備に努める。

(ア) 防災活動機能

a 初期消火のための資機材の設置

b 救出・救護活動のための資機材の設置

(イ) 緊急炊出し機能

a 食料、飲料水等の備蓄・供給

b 炊出し資機材の備蓄

(ウ) 情報収集・伝達機能

a 拠点避難所との連絡機器の拡充

b Wi-Fi設備の整備

(2) 耐震化の推進

災害時に市本部が設置され、災害時の防災中枢拠点となる市本庁舎、防災副拠点となる上尾市文化センター・市民体育館・上平公園、防災地区拠点、拠点避難所・避難所その他公共施設（第3編第1章第1節1公共建築物等をいう。）については、耐力度調査や耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、非構造部材を含め、耐震化を図る。

(3) 設備等の整備推進

拠点避難所、避難所等を中心に、計画的に防災備蓄倉庫、非常用自家発電機、災害用マンホールトイレ、冷暖房等の空調設備等の整備を図る。

(4) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点間の迅速な連絡が図られるよう、防災行政無線等の連絡手段の確保を図るほか、災害時優先電話の登録、IP無線機等の配備を推進する。

(5) 要援護者に配慮した整備

避難路、避難地・避難所となる公園や公共施設の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(6) 備蓄の推進

ア 市本庁舎等への備蓄

市本庁舎等に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進する。

イ 学校等への備蓄

避難所に指定されている学校等に、避難所開設時に必要な食料、生活必需品、非常用自家発電機、簡易トイレ等の備蓄を推進する。

(7) 耐水化の推進

重要なライフラインである下水道施設は、河川氾濫の災害時においても一定の機能を確保し、施設の被害による社会的影響を最小限に抑制するため、効率的・効果的な耐水化を図る。

2 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

ア 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

イ アの道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

(ア) 県本庁舎

(イ) 県地域機関庁舎

(ウ) 市町村庁舎

(エ) 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊の庁舎、事務所等

(オ) 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）

(カ) 災害拠点病院

(キ) 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点

(ク) 指定緊急避難場所（大規模な火事）

(ケ) 臨時ヘリポート

(コ) 着岸施設（河川）

(サ) コンテナ取扱駅

ウ 市域の県指定緊急輸送道路

市域の県指定緊急輸送道路は、本編第2章第23節「緊急輸送計画」のとおりである。

(2) 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、埼玉県緊急輸送ネットワーク計画及び埼玉県地域防災計画と整合の上、市域の県指定緊急輸送道路と市の防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路、また市の防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を市の緊急輸送道路として指定し、沿道建築物の耐震化の促進や拡幅等の必要な整備を推進する。

(3) 緊急輸送道路等の整備

ア 道路の整備

市は、県指定緊急輸送道路については、道路管理者に拡幅等の整備を促進するよう要望するとともに、市道についても拡幅や整備を促進する。

イ 道路障害物除去体制の構築

災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平常時から道路障害物を除去し交通を確保することについて各道路管理者や上尾市建設業協会等と協力体制の構築に努める。

第5節 災害情報体制の整備計画

総務部（IT推進課・危機管理防災課）

大規模災害が発生した場合、通信施設の損壊、通信ケーブルの切断又は焼失、常用電源の停止等による通信不能が発生することが予想される。また、通信設備の運用について職員の不慣れから発生する通信不能も予測される。

こうした場合、市も情報不足となり、部内相互間の情報伝達だけでなく、避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、市本部の機能低下が想定される。

そのため、災害時にも機能する通信体制を確保するため、通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備はもとより、これらの設備を平常時から運用して通信業務になれさせるとともに、情報を収集・分析・加工・共有・伝達する体制の整備等のソフト面の充実を図り、災害に強い情報通信ネットワークの構築を図る。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、データ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

なお、県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備するとともに、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コーチェネレーションシステム等の導入による、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

1 通信設備の現況

現在、運用している通信設備は、次のとおりである。

(1) 有線電話設備（市役所本庁舎）

ア 東日本電信電話(株)一般加入電話：63回線（災害時優先電話：21回線（うち本庁舎：3回線））

イ FAX：53回線（うち本庁舎：6回線）

ウ 災害時公設公衆電話：148回線（48箇所の指定避難所及び市役所本庁舎に設置）

(2) 無線設備

ア 携帯無線設備（MCA無線機）：13台（全て本庁舎）

イ 衛星通信機器：3台（うち本庁舎：3台）

ウ IP無線機：102台（うち本庁舎：39台）

エ 同報系無線（親局：1局、遠隔制御装置：2局、屋外拡声子局：122局、戸別受信機：84局）

オ 県消防防災行政無線（地上系・衛星系）

カ 全国瞬時警報システム（J-ALETR）

(3) 衛星通信機器の整備

3回線（うち本庁舎：3台）

非常時職員体制に衛星通信機器を順次整備する。また、地区本部と各避難所や自主防災会との情報伝達・収集のための通信網の整備を推進する。

2 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次のような安全対策を講ずる。

(1) 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー、可搬型電源装置等を確保する。また、定期的にメンテナンスを行う。

(2) 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) システムのバックアップ化

無線ネットワークシステムを多ルート化し、またバックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、市本庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を整備する。

3 情報収集伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

市は、被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

ア 地区本部からの通報及び防災カメラによる状況把握システム

イ 自主防災組織、自衛消防隊等からの通報システム

ウ デジタル地域防災無線システム

エ 駆け付け通報等

オ 各種ホットライン

(2) 情報伝達体制の整備

市は、避難所、市出先機関、市防災活動拠点、地域住民、事業所等に対し、被害状況等の災害情報、緊急地震速報等を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、市広報車、アマチュア無線、タクシー無線、CATVシステム、市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア、緊急速報エリアメール、ニアラート（災害情報共有）、あげお防災ホットライン（電話による一斉情報伝達）、FM文字多重放送、道路情報表示板等を有効に活用する。

(3) 災害通信施設の整備

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、防災行政無線施設（固定系、移動系）等の整備・拡充等を図る。

ア 市防災行政無線の整備促進

市防災行政無線（同報系）の整備を促進する。

イ 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

発災時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

ウ 消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できる全国瞬時警報システム（J－ALERTE）を活用する。

エ 災害時優先電話の周知及び活用

市本庁舎をはじめ防災活動拠点には、災害時優先電話の登録を進めている。

当該電話機が災害時優先電話であることを明確にするため、「災害時優先電話」を表示する。また、当該電話機は、災害時には発信専用電話として活用すること等について、職員に周知を図る。

オ 市ホームページ、メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディアの活用

災害時に災害情報の提供や市民への協力依頼等の広報手段として、市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有）、あげお防災ホットライン（電話による一斉情報伝達）を積極的に活用する。

カ Wi-Fiの整備促進

災害時に市の防災中枢拠点である市役所本庁舎1Fロビー、防災副拠点である上尾市文化センター、市民体育館事務室、玄関ホール及び防災地区拠点に指定されている各支所の会議室等において、Wi-Fiによるインターネットアクセスが可能となるよう、Wi-Fi環境の整備を促進する。

第6節 避難予防対策

総務部（危機管理防災課） 都市整備部（市街地整備課・みどり公園課・道路河川課）
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（学校保健課）

家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

1 避難計画の策定

災害時に迅速かつ的確な避難、また避難所への誘導が行えるよう指定避難所を指定し、次の事項に留意して避難計画を策定する。避難計画の策定に当たっては、市民及び防災関係機関と十分協議する。また、自主防災組織による防災訓練、研修会等を通じて地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に計画の周知徹底を図る。

避難計画作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水対策
 - イ 給食対策
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理・運営に関する事項
 - ア 管理・運営体制の確立
 - イ ボランティアの受入れ
 - ウ 避難収容中の秩序保持
 - エ 避難民に対する災害情報の伝達
 - オ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - カ 避難民に対する各種相談業務
- (6) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設

(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

ア 平常時の広報

- (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (イ) 市民に対する巡回指導
- (ウ) 防災訓練等

イ 災害時の広報

- (ア) 防災行政無線・広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 自主防災組織を通じた広報

(8) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害の発生

2 避難場所等の整備

避難場所は、被災者又は延焼火災等により危険の迫った地域の住民が、安全な避難行動を行うために必要な空間である。

市は、学校、公民館、都市公園等の公共施設を活用し、避難場所等を体系化し、身近で安全な空き地の確保に努める。

(1) 避難場所等の体系化

市民が安全に避難できるよう避難場所を位置づけ、公共的な空間の体系化を図る。

ア 身近な空き地

一時的に退避する場所で家の近くにある寺社、畠地、駐車場その他空き地を活用し、近隣住民で安否確認等を行う。

イ 指定緊急避難場所（資料7-1）

災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民が一時集合・待機し、安全を確認するための場所で、公園や学校等を活用する。市で想定される災害の種類（地震・洪水・大規模な火事）ごとに指定する。

ウ 一時滞在施設

災害により、鉄道やバスの運休で帰宅が困難となった者や短期の退避が必要となった者に、地域の自治会館、団地集会所、民間の施設や公共施設等を確保し、一時的な滞在施設として活用する。また、帰宅困難者による利用がない場合は、補助避難所としても活用する。

エ 指定避難所（資料7-1）

被災者の受入れ、食料の供給、炊出しができる避難施設として小学校等を活用する。なお、本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」とする。

オ 抱点避難所

各避難所を統括し、被災者の受入れ、食料の供給、炊出しができ、応急救護所を設置する施設として中学校等を活用する。

カ 福祉避難所

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されており、また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮がなされている避難所として、福祉避難所を整備する。

福祉避難所には災対法第49条の7、同施行令第20条の6、同施行規則1条の9で定める指定福祉避難所と、災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定（資料4-2）を締結している施設があり、このうち、指定福祉避難所は以下の基準に適合するものとして整備し、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨、その他市長が必要と認める事項を公示するものとする。

(ア) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【災対法施行規則1条の9第1号】

(イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【災対法施行規則1条の9第2号】

(ウ) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【災対法施行規則1条の9第3号】

(2) 避難場所等の整備

ア 身近な空き地等の確保

発災時に一時的に退避するための場所で、小規模な公園、寺社、団地の広場や、緑地等を活用し、近隣住民と自主防災組織が防災活動を通じて把握する。

イ 指定緊急避難場所の選定と確保

災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、地震や洪水など災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市では、地震・洪水・大規模な火事の三つの災害を想定し、それぞれ以下の基準を目安とし、地域の実情に応じて指定・整備する。

(ア) 地震

- a 地震に対し安全な構造であること（建築基準法に基づく耐震基準を満たす建築物）
- b 当該場所やその周辺に危険を及ぼす建築物等がないこと
- c 避難者が安全に避難できる広さを持つ公園、広場等

(イ) 洪水

- a 洪水浸水想定区域に含まれない公園、広場、学校等
- b 避難者が安全に避難できる広さを持つ施設、公園等

(ウ) 大規模な火事

災害時に大規模な延焼火災から一時的に避難し安全を確保する場所で、要避難地区すべて

の住民を収容できる面積の確保に努める。

ウ 一時滞在施設の確保

一時滞在施設として、各地区の自治会館や団地集会所、公共施設等を確保する。

なお、各地区の自治会館等を一時滞在施設として活用する場合、又は活用した場合は、施設管理者は市と情報の共有等連携を図る。

エ 避難所の整備

避難所は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、主に小・中学校を活用し、指定する。

避難所については、避難所としての機能の充実を図るために、給水施設、照明施設、資機材等の整備を進める。また、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

都市環境の変化に伴い、おおむね次の基準により実態に即した指定・整備を進め、避難所の確保を図る。

避難所の指定基準は次のとおりである。

- (ア) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- (ウ) 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- (エ) 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 指定緊急避難場所及び避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所及び避難所標識の整備を図る必要がある。これまで案内標識及び誘導標識の整備を実施しており、今後もより一層の整備に努める。

ア 案内標識の整備

設置した案内標識の維持管理を実施するとともに、多様な言語の標示やピクトグラムの活用等により、外国人へ配慮した整備に努める。

イ 誘導標識の整備

設置した誘導標識の維持管理を実施するとともに、多様な言語の標示やピクトグラムの活用等により、外国人へ配慮した整備に努める。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努めるとともに、適切な避難誘導が実施できるよう配置の見直しを検討する。

ウ 一覧標識の整備

駅前等を中心に、一覧標識により、市民や来訪者等へ市内の指定緊急避難場所及び避難所を周知するため、本市の施設案内や観光案内等との併記を考慮する。

3 避難路の整備

安全な避難活動を誘導するため、避難路の指定、誘導体制の確立等の整備に努める。

(1) 避難路の指定

避難路は被災地から指定緊急避難場所（大規模な火事）を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

- ア 避難路は、幅員15m以上の道路又は避難路として活用可能な緑道とする。
- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい施設がないよう配慮する。
- エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- オ 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

市において上記の基準に適合する道路は限定され、第1次緊急輸送道路の指定とあわせ、輸送と避難の重複により道路機能の低下が予想される。そのため、実際の避難行動のフローにあわせた避難所へアクセスする道路のうちから、緊急車両の通行が可能となる幅員を有する道路を避難アクセス路と位置づけ、沿道の建物の不燃化整備とあわせた身近な避難路の整備を推進する。

なお、避難所となる学校周辺の道路については、通学路として整備されているが、避難の安全性確保からブロック塀の生け垣化を推進する。

(2) 誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置の中でも最も重要な部分であり、避難の指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、避難順位、誘導体制、避難方式を決めておく必要がある。

ア 避難順位

防災アセスメント調査の結果から、災害の危険性の高い地域の居住者あるいは避難行動要支援者を優先的に避難させるなど、避難順位を確定する。

イ 誘導体制

警察官は、避難者の安全を確保するため、必要に応じ交通規制を行う。また、災害の状況によっては自主防災組織による避難の呼びかけが必要となるため、自主防災組織との協議を十分行う。

ウ 避難方式

段階避難（身近な空き地→指定緊急避難場所（地震・洪水）→避難所→拠点避難所）あるいは直接避難が適切かを、自主防災組織と協議の上でルートを含め決定する。

なお、大規模な火事については、周囲の安全を確認し、直接避難する。

4 避難所の運営

大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった地域住民に、速やかに避難所を開設して、安全

に避難生活ができる場所を提供することが必要不可欠である。また、避難所は、避難者が共同生活を快適に送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営する必要がある。

このため、以下の基本的事項を踏まえた「上尾市避難所運営マニュアル」に基づき、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるよう努める。

- (1) 避難所は、被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一歩を踏み出す場とする。
- (2) 避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- (3) 避難所は、避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- (4) 避難所は、高齢者、乳幼児、障害者などや女性、性的少数者（L G B T Q）等に配慮して運営する。
- (5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

5 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物等関連施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- (1) 学校は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、避難経路、時期、誘導、その指示伝達の方法等
- (2) 児童生徒を集団で避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関は、避難場所の選定、収容施設の確保、教育、給食の実施方法等
- (3) 病院は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の実施方法等
- (4) 高齢者、障害者及び児童施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、収容施設の確保、給食等の実施方法等
- (5) 商業施設、駅等の不特定多数の人間が出入りする施設は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、避難経路、時期、誘導、指示伝達の方法等
- (6) 工場、危険物等関連施設は、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等

6 学校等の避難計画

学校は、児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 防災体制の確立

ア 防災計画

発災時に児童生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当た

っては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校の立地条件及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

イ 防災組織

学校は、防災組織の充実強化を図る。その際、市、県、防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

ウ 施設及び設備の管理

学校の管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

エ 防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

(ア) 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水、消火器、火災警報器等についても点検する。

(イ) 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯、貯水槽等の器具、設備等については、綿密に機能等をチェックする。

(2) 避難誘導

学校は、長時間にわたって多数の児童生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動をとる。

ア 避難誘導の基本的な考え方

(ア) 児童生徒の生命の安全保持を第一とする。

(イ) 児童生徒の恐怖心を大きくしないように、教職員は的確な判断と毅然たる態度を保ち信頼を失わないようにする。

(ウ) 平常時から、あらゆる機会をとらえて、集団行動時の規律の徹底を図り、統一のとれた行動をとる。

イ 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、1か所だけでなく、第2、第3の避難経路及び避難場所を確保する。

なお、避難場所は、指定緊急避難場所を考慮し、次のことを検討の上、確保する。

(ア) 危険物等関連施設の近くでないこと。

(イ) 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。

(ウ) 建物が倒れても安全な広さがあること。

(エ) 傾斜地でないこと。

(オ) 埋立て地でないこと。

(カ) 高圧送電線などがないこと。

(キ) 深い穴、河川、低地付近でないこと。

ウ 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

(ア) 緊急事態の際は、学級ごと又は学年ごとに教職員の指示に従って、安全な場所に退避する。

(イ) 児童生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。

(ウ) 家庭への連絡と児童生徒の引き渡しを確実にする。

第7節 物資及び資機材等の備蓄計画

総務部（危機管理防災課） 上下水道部（経営総務課・業務課）

大規模災害発災直後の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄の留意点

(1) 想定される災害の種類と対応

県が実施した「埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）」の結果によると、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）」が発生した場合、発災1日後では市域で11,613人の避難者が発生すると想定されている。

市は、想定されている避難者数を目標に、必要な物資（品目・数量）の備蓄を推進する。

(2) 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行う。市域の就業者に対しては、個々の企業、事業所における備蓄対策の推進を促していく。

(3) 既存施設の活用

防災備蓄物資は、拠点避難所及び避難所の小・中学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。防災備蓄倉庫が同時に被災し使用できない危険性を回避するため、また速やかに避難者等に配布できるよう、備蓄拠点として既存の公共施設等を積極的に活用するなど分散備蓄に努める。

(4) 要配慮者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者に配慮した品目を補充していく。

2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備

(1) 食料の備蓄及び調達体制の整備

ア 食料の備蓄

(ア) 基本事項

a 実施主体

市、県、市民、市内事業所が行う。

b 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

c 備蓄目標数量

県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）」による市域のピーク時避難人口（11,613人）の、3日分以上に相当する量を目標として、

市、県が備蓄する。

備蓄数量は、市、県及び市民による備蓄を踏まえて、次のとおり設定する。

供給対象者	市	県	合計
避 難 者	1.5日分 (12,000人×3食分×1.5日)	1.5日分 (12,000人×3食分×1.5日)	
災害救助従事者	3日 1,650人×3食×3日 ※	_____	3日分

※ 対象1,650人のうち消防職員450人分については消防本部で備蓄する。また、消防職員を除く1,200人の必要3日分のうち、1日分は市で備蓄し、残り2日分は職員等による持参で対応する。

注 市民の備蓄数量は、避難所に避難しないで被災住宅に留まるなどの市民も考えられることから、最低3日分の食料の備蓄を目標とする。(推奨1週間分)

d 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等に配慮し対応する。例示すると以下のとおりである。

- 主食品 米穀、パン、ビスケット類等
- 乳児食 乳児用液体ミルク、粉ミルク、離乳食等
- その他 保存水(ペットボトル)、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

e 要配慮者への配慮

乳幼児や高齢者、障害者等の要配慮者の健康には、特別の配慮が必要であるため、市は、口への入れやすさや日常生活に近い食事についても考慮し、食料の供給体制を整備する。また、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、県の支援を受け、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように努める。

(イ) 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後とも市内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(ウ) 食料の備蓄計画の策定

市は、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等、食料の備蓄計画を策定する。

(エ) 市民による家庭内備蓄

(ア)の基本事項における避難する市民のために、市が県と合同で備蓄する数量は3日分であるが、東日本大震災のような大規模・広範囲の災害が発生した場合には、避難所等への物資の搬入・入手困難や市場流通の混乱も予想されるほか、避難所に避難しないで被災住宅に留まることも予測されることから、各家庭で、災害に備えて最低3日(推奨1週間)分の食料の備蓄を行う。

特に、食料は普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

イ 食料の調達

(1) 食料の調達計画の策定

市は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、食料の調達計画を策定する。

(2) 食料の調達体制の整備

市は、長野県上田市、群馬県片品村、群馬県藤岡市、福島県本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町と、食料等の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議するとともに、市内の食料生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 食料の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関と十分に協議するとともに、市内の食料生産者、販売業者、輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 食料集積地の指定

市は、災害時に市内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、上平公園、市民体育館に集積し、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平常時から集積スペースの確保、物資の受入れ・配分要員の指名など、必要な措置を行う。

なお、当該施設の所在地、経路等を県に報告する。

(2) 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

ア 生活必需品の備蓄

(1) 基本事項

a 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

b 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、物資販売の混乱により、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

c 備蓄目標数量

市は、県と合同で、県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始南点）」による、ピーク時避難人口のおおむね3日分に相当する量を備蓄することを目標とする。

d 備蓄品目

- (a) 寝具 (b) 外衣 (c) はだ着 (d) 身回り品 (e) 炊事用品
- (f) 食器 (g) 日用品 (h) 光熱材料 (i) 簡易トイレ (j) 情報機器

(k) 要配慮者向け用品 (l) 生理用品 (m) 医療品

(イ) 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後とも市内各地区の交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(ウ) 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。

(エ) 生活必需品の備蓄

市は、(ウ)の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

イ 生活必需品の調達

(ア) 生活必需品の調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

(イ) 生活必需品の調達体制の整備

市は、長野県上田市、群馬県片品村、群馬県藤岡市、福島県本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町と、生活必需品の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議するとともに、市内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 生活必需品の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関と十分に協議するとともに、市内の販売業者、輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 生活必需品集積所の指定

市は、災害時に市内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、上平公園、市民体育館に集積し、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平常時から集積スペースの確保、物資の受入れ・仕分け要員の指名など、必要な措置を行う。

なお、当該施設の所在地、経路等を県に報告する。

オ 市民による家庭内備蓄

大規模災害が発生した場合には、断水等によりトイレの使用が困難となることが予想されることから、各家庭では、災害に備えて携帯トイレの備蓄（推奨1週間）分を行う。

(3) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

(イ) 応急給水の対象

応急給水活動の対象は、上水道の給水が停止した断水世帯、避難所、緊急を要する病院等の医療機関とする。

(ウ) 1日当たり目標水量

県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）」による最大断水人口141,932人分と想定し、発災後の時間経過に伴う目標水量は下記の表を基準とする。

発災からの期間	目標水量	水 量 の 根 抱	主な給水方法
発災から3日	3ℓ／人・日	生命維持に必要最小な水量	タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
発災から10日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
発災から15日	1000ℓ／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
発災から21日	2500ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

※上記表は、発災からの期間に応じた水の必要量を示したものである。目標水量は上水道の復旧による給水のほか、備蓄してあるペットボトル等の飲料水や相互応援協定締結市町村等からの調達により対応する。

(エ) 品目

- a 給水タンク
- b ウォーターバルーン
- c 非常用飲料水袋
- d その他

(オ) 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫、上下水道部庁舎に備蓄している。今後とも必要な応急給水資機材を備蓄していく。

イ 応急給水資機材の備蓄及び調達計画の策定

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備、応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、応急給水資機材の備蓄、調達計画を策定する。

ウ 応急給水資機材の備蓄

市は、イの応急給水資機材の備蓄、調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

エ 応急給水資機材の調達体制の整備

市は、イの応急給水資機材の備蓄、調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を求める。

オ 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、災害時の水質検査を民間事業者等の協力を仰ぎながら実施する検水体制を整備する。

カ 飲料水の調達体制の整備

市は、長野県上田市、群馬県片品村、群馬県藤岡市、福島県本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町と、飲料水の供給に関する協定を締結している。

大規模災害が発生した場合には、相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議する。

キ 市民による家庭内備蓄

大規模災害が発生した場合には、発災直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭では、災害に備えて最低3日（推奨1週間）分のペットボトル等の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置きや雨水を貯水する。

特に、ペットボトル等の飲料水は普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

(4) 応援等の協定の締結状況等

市は、大規模災害に備え、食料、生活必需品、飲料水の供給に関して、応援等の協定を締結している。

大規模災害が発生した場合には、必要な物資等を調達し、また輸送ができるよう、応援等の締結市町村・業者と防災訓練等を通じて応援要請方法の習熟、受入体制の確立等を図る。

また、今後とも必要な応援等の協定の締結を推進する。

3 防災用資機材の備蓄

(1) 基本事項

救助活動で使用する防災用資機材は発災直後に即時対応が可能な市が備蓄を行う。

ア 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

イ 目標数量

各避難所及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値を目安とする。

ウ 品目

(ア) 净水器

(イ) 簡易トイレ、組立トイレ

(ウ) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

- (エ) 移送用具（自転車、リヤカー、担架、ストレッチャー等）
- (オ) 道路、河川、下水道、水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (カ) 発電機
- (キ) 投光器等

エ 備蓄場所

救助活動で使用する防災用資機材は、発災直後に即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。市は、防災備蓄倉庫に防災用資機材を備蓄している。今後は自主防災組織や自治会等単位での備蓄場所の整備を検討していく。

(2) 防災資機材等の備蓄計画の策定

市は、避難所及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定する。その際、自主防災組織あるいは自治会等単位での備蓄体制を整備する。

(3) 防災資機材等の備蓄

市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、また定期点検や防災訓練等を通じて災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

4 医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

イ 利用対象者

災害時の医療、助産救護活動を行う市、市が要請した機関とする。

ウ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資器材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、県が実施した地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

エ 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫に救急箱が備えられているが、東・西保健センター及び医療救護所に必要な医薬品等の備蓄を図る。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画の策定

市は、県の地震被害想定結果に基づく人的被害の数量、現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画を策定する。

(3) 医療救護資器材、医薬品の備蓄

ア 市は、(2)の医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画に基づき、災害時の医療及び助産

活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新、メンテナンスを行う。

イ 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にし、自主対策の推進を図る。

(4) 医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

市は、(2)の医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の調達に関し、協定を締結している医薬品製造卸売業者等と、引き続き調達体制の整備に努める。

第8節 医療体制等の整備計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部（警防課）

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

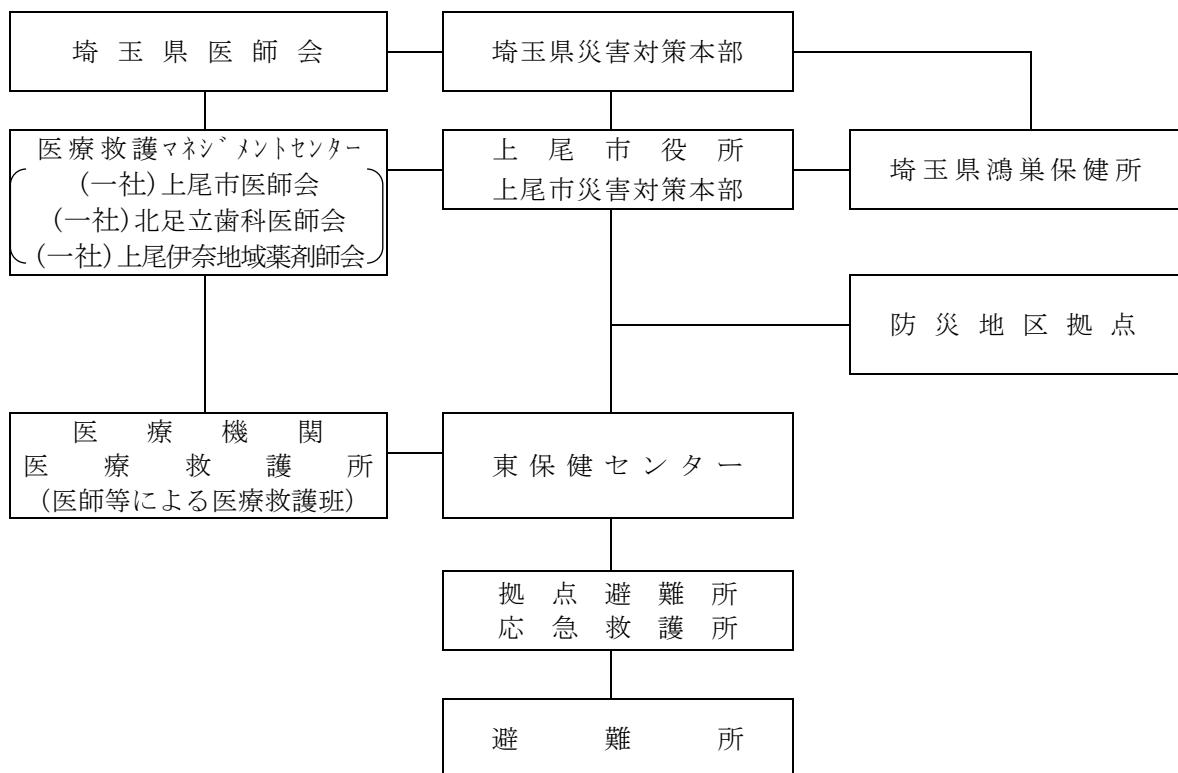
災害時の医療体制を確保するため、平常時から発災直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の輸送体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

1 医療情報の連絡体制の整備

災害時に市本部、医療救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保できるよう、医療情報の連絡体制の整備を図る。

●医療体制の収集伝達体制



2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、発災直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

特に、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携し、東保健センター、平日夜間及び休日急患診療所を活用した医薬品等の備蓄及び初期医療活動を検討する。

(1) 医療救護所の設置

市は、初動期に医療活動を実施する医療救護所を下表のとおり設置する。また、医療救護所で使用する医療機器、無線通信機器等の資機材を整備する。また、長期停電等への対策として、非常用電源装置の設置を推進する。

	地区名	市指定医療救護所	所在地
1	上尾地区	上尾中央総合病院	柏座 1-10-10
2		藤村病院	仲町 1-8-33
3		武藏野病院	栄町 15-32
4	平方地区	埼玉県総合リハビリテーションセンター	西貝塚 148-1
5	原市地区	上尾市医師会上尾看護専門学校	原市 3494-4
6	大石地区	介護老人保健施設エルサ上尾	藤波 3-265-1
7	上平地区	上尾中央看護専門学校	平塚 848-1
8	大谷地区	上尾中央第二病院	地頭方 421-1

(2) 医療救護班の編成

医師、看護師、事務・連絡要員からなる医療救護班を編成し、円滑な初動医療に備える。

(3) 潜在看護師の活用

看護師の資格を有していながら、様々な理由から現在、働いていない潜在看護師が多数存在する。そのため埼玉県看護協会は、看護師の登録制度を実施し、潜在看護師を把握している。

市は、埼玉県看護協会と連携を図り、災害時に潜在看護師の活用を図る。

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の利用

市及び医療関係機関は、初動期の医療処置の迅速化を図るために、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの利用を推進する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、避難所、応急救護所などで軽微な負傷者に対し、応急救護活動ができるよう自主救護体制の整備に努める。

3 後方医療体制の整備

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者は、後方医療施設に輸送して治療する必要が生じることから、重傷者等を後方医療機関へ輸送する体制の整備を推進する。

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、重傷患者や高度救命措置が必要な患者を受け入れる等の広域後方医療支援の体制について、県との協議の上確立を図る。

(2) 搬送体制の整備

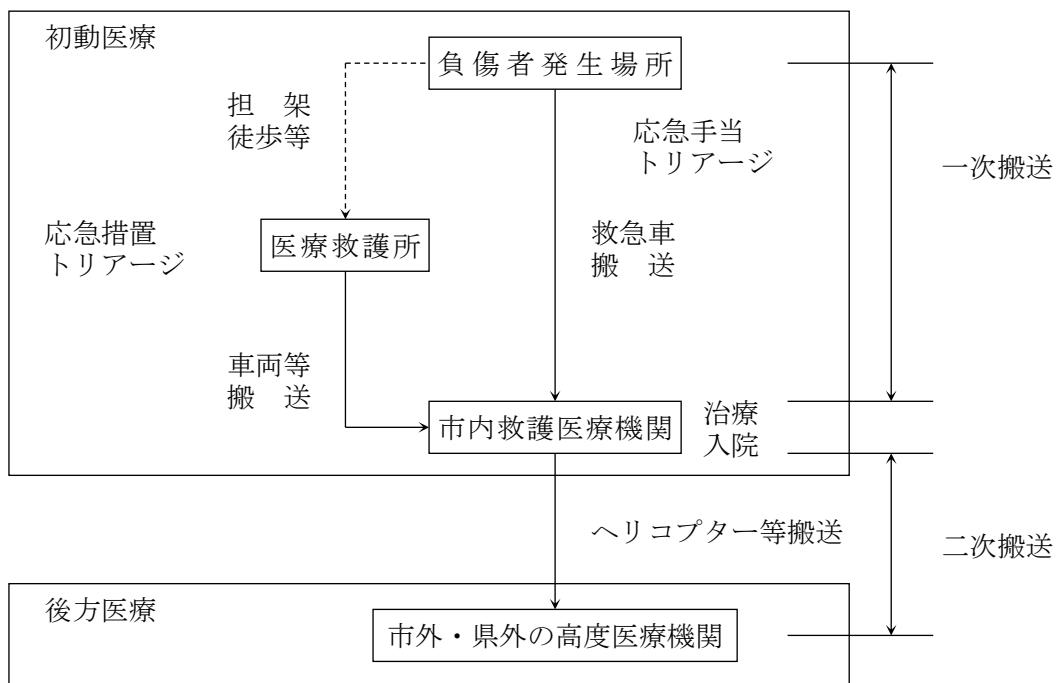
救護医療機関への、遠距離にある医療救護所からの負傷者の移送（一次搬送）あるいは市外への広域輸送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した輸送手段について、関係機関と協議・調整を図る。

(3) 関係機関との協力関係の確立

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県、自衛隊、日本赤十字社、医師会等の連携が必要となることから、緊密な協力関係を構築する。

また、災害発生時に医師会医療救護班の出動要請をスムーズに実施できるよう医師会に対する緊急連絡網を調整するなど、迅速確実な通信体制の確立に努める。

●後方医療体制の流れ



(4) 搬送のためのヘリポート（場外離発着場）の整備

現在、市の災害時のヘリポート（場外離発着場）及び県の救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリコプター）のヘリポート（場外離発着場）は表のとおりである。

今後は、県の救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリコプター）や自衛隊の救援ヘリコプター等の離着陸に伴い、新たなヘリポート（場外離発着場）を確保する。

災害時のヘリポート（場外離発着場）

施設名	所在地
平方スポーツ広場	平方1185

ドクターヘリコプターのヘリポート（場外離発着場）

施設名	所在地
県立上尾南高校	中新井585
県立鷹の台高校	原市2800
平方スポーツ広場	平方1185
上平公園多目的広場	菅谷16
市立中央小学校	上町1-15-4
市立富士見小学校	柏座4-3-8
市立瓦葺小学校	瓦葺2260
市立大石南中学校	小敷谷1105
浅間台大公園	浅間台3-35
上平小学校	南102
尾山台小学校	瓦葺509-1
大谷中学校	向山4-10

(5) 広域医療協力体制の整備

多数の負傷者の発生に伴い、医師の不足、医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。このため、県内外からの広域医療協力の体制について、県及び相互応援協定を締結している上田市、片品村、藤岡市、本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町との協議の上、調整及び整備を図る。

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活あるいはストレス等は、特に、在宅の寝たきりの高齢者、障害者、傷病者などの要配慮者への影響が大きい。このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

(1) 在宅療養者への対策

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進するとともに、保健師等による在宅療養者への巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

長期の避難生活は、被災者に大きなストレスを与えることとなることから、被災者に対するメンタルケアが必要となる。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

5 特別教室等の活用

応急救護活動を支援するために、応急救護所の設置を予定している小・中学校と協議を行い、災害時への備えに努める。

6 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品等の備蓄、調達体制を推進する。

(1) 医薬品等の備蓄

市は、医療救護班・救護医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、(一社) 上尾市医師会、(一社) 上尾伊奈地域薬剤師会上尾支部等関係機関と協議の上、整備を図る。

(2) 医薬品等の調達

市は、医薬品等の不足が生じることのないよう、協定を締結している医薬品製造卸売業者等と、引き続き調達体制の整備に努める。

第9節 水害予防計画

都市整備部（道路河川課） 上下水道部（下水道施設課）

現在、河川沿いの低地部まで宅地化されてきている。その結果、市街地が増加し、水田、畠、山林等が従来有していた保水遊水機能が減少し、少しの雨でも、流域から短時間のうちに大量の雨水が河川に流入し各地で水害が発生しやすい状況となっている。

その対策として、河川改修事業及び都市下水路事業の推進に努めるとともに、河川と人の共存を図るよう、整備、保全（空間、水質両面）について新たな展開を含めた総合的な治水対策に必要な施策を定める。

1 流域総合治水計画

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置、流域の雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

(1) 治水整備の促進

本市管理河川は、計画高水流量13～50m³/sに基づく河川改修事業を推進する。

(2) 洪水浸水想定区域の公表

荒川の氾濫による洪水浸水想定区域は、現時点において、想定される最大規模の降雨（3日間の総雨量632mm）が起った場合に、浸水が予想される区域を表示したものである。（資料6-2）

また、芝川洪水浸水想定区域及び鴨川洪水浸水想定区域についても想定される最大規模の降雨（芝川：2日間の総雨量839mm、鴨川：24時間の総雨量674mm）が発生した場合に、浸水が想定される区域を表示したものである。

これは、流域の住民にそれぞれの土地の治水上の条件を知らせ、水害にあっても被害を最小にとどめるような建物の普及、避難場所や避難路を把握することで、万一浸水しても人的、物的被害の軽減に役立てるものである。

こうした情報や最近の水害実績図、また洪水ハザードマップの作成配布等で、流域の浸水被害の可能性を市民に周知し、水防への関心を高め、被害の軽減を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択

肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、本市における洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設における被害の未然防止及び軽減を図るため、当該施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

2 河川・雨水管の整備

市域は、河川流域の市街化の進展に伴い、中小河川の浸水発生の危険性が大きくなっていることから、今後、より一層河川・下水道の治水施設の整備を促進する必要がある。

(1) 河川・水路の整備

市域を流れる河川は、一級河川の荒川、鴨川、綾瀬川、原市沼川、江川、準用河川の原市沼川、浅間川、上尾中堀川がある。

河川の治水安全度を高め、市民の生活の安全性を高めるため、河川改修を進める。

(2) 雨水管の整備

集中豪雨などによる都市型水害への対策を強化するため、市街化区域の雨水管等の整備を進める。

3 重要水防箇所の監視

市は、隨時重要水防箇所を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。

4 地盤沈下対策

本市の地盤沈下の観測は、昭和47年から開始しており、現在9か所に設置されている。過去の調査結果では変動量が7.0cm近い地点もあったが、埼玉県生活環境保全条例（前身の埼玉県公害防止条例を含む）、埼玉県南東部地域工業用水使用合理化指導実施要領（昭和54年6月13日施行）による対策の結果、直近5年間の調査結果では、変動量が1.0cm未満となっている。しかし、地盤沈下は、地盤高の低下による低地の浸水危険性の増加、不等沈下による排水不良、土木構造物や建築物の基礎の耐久性劣化等の誘因となるものであるため、引き続き、埼玉県生活環境保全条例等に従い、広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる諸対策に努める。

5 洪水浸水想定区域の土地利用の適正化

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域の土地利用の適正化を促進する必要がある。

本市は平成8年度に防災アセスメント調査を実施しており、この調査結果を活用し、都市計画法をはじめとする各種法令等により、沿川地域の適正な土地利用の誘導・規制を図る。

6 水防用資機材の整備

本市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。

第10節 防災都市づくり計画

都市整備部（都市計画課・市街地整備課・開発指導課・みどり公園課・建設管理課・道路河川課）

災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめ、都市の防災構造化を推進し、上尾市国土強靭化地域計画に準拠した災害に強い都市づくりに努める。

1 防災都市づくりの基本的考え方

- (1) 災害対策のあらゆる分野で「予防」「減災」「復旧」「復興」の視点を持ち、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強い都市づくりを目指す。防災都市づくりにおいても、災害予防だけにとらわれず、また、市民一人ひとりが防災都市づくりの担い手として参加するなど、自助・共助の取組みも促進し、地域の防災力向上に努める。
- (2) 防災面から見て、市街地の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。
- (4) 高齢者、障害者などの避難行動要支援者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与する都市づくりを行う。
- (5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を図る。
- (6) 市庁舎の軽油による自家発電設備に加え、コーチェネレーションによる発電設備、太陽光発電設備等の複数の電源装置から電力供給が行えるよう、電源の多重化や分散化に向けた検討を行う。

2 防火・準防火地域の指定

市街地の火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

防火地域は、比較的大規模な建築物が集合しているなど、火災危険率が高い市街地を中心に指定を促進する。

なお、市の指定状況は、上尾駅を中心とする東西の約13.3haが防火地域に、上尾駅、北上尾駅の周辺のほか住宅密集地域や大規模開発地域などの約186.3haを準防火地域に指定している。

また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、各地域の復旧拠点となる市役所や支所の周辺などについて防災機能向上地区と位置づけ、防火・準防火地域の指定拡大に努める。

3 オープンスペース等の確保

発災時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペースを確保する。

(1) 公園の整備

都市公園は、市街地の緑のオープンスペース、レクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時には延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を有している。

このため、植樹等必要な整備を図るとともに、都市基幹公園である総合公園や、住区基幹公園である地区公園や近隣公園については、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設、災害用仮設トイレ等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

(2) 緑地・農地の保全

緑地及び市街化区域内農地は、大規模火災発生時の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用など重要な役割が期待されるため、保全等を促進する。

(3) 道路の整備

道路は、市民の避難路、緊急物資の輸送ルート、救援・救護、消防活動等とともに、火災の延焼防止を果たすなど重要な防災機能を有している。

このため、狭隘道路の拡幅事業を推進するとともに、倒壊による二次被害を防ぐために生活道路に面したブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消に努め、避難路の安全化を図る。また、平常時から、定期的に道路パトロールを行い道路やその付属物の異常を早期発見し、災害発生時の二次災害を防止する。

(4) 延焼遮断空間の整備・地区骨格道路の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帶状の都市空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等で形成される延焼遮断空間の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区では、都市計画道路の早期完成を促進して、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

第11節 要配慮者安全確保計画

総務部（危機管理防災課） 子ども未来部（保育課）
健康福祉部（全課） 市民生活部（市民協働推進課）

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、障害者、難病患者などの災害対応力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人などが発災時に被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者の防災対策を推進する。

1 平常時の在宅の要配慮者対策

(1) 緊急通報システムの整備

市は、県と連携し、災害時に的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、県と連携し、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。さらに集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

避難所での災害情報の伝達を効果的に行うための電子掲示板、文字放送テレビ、FAX、外国语やピクトグラム等による案内板等の設置、要配慮者を考慮した生活救護物資の備蓄及び調達先の確保、要配慮者の意見を取り入れた運営計画を策定する。また、避難先の指定は、要配慮者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、障害の程度に応じて、ショートステイ施設や二次避難施設への入所など、より良好な生活環境の提供に努める。

(4) ヘルプカード等の普及

市は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカード又は情報キットの普及に努める。

(5) 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。また、地域防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練の体験とともに、市民に要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

(6) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

市は、既存のコミュニティである自治会等（町内会、区会）を基に、また、それらの規模

が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらに市内をブロック化し、既存の地域コミュニティを生かした単位での避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立する。

イ 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。

また、災害時には、給食サービスや介護相談など、施設の有する機能の活用も図る。

ウ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に近隣住民、民生委員、ボランティアによる安否確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時のきめ細かな支援体制を確立する。

(7) 相談体制の確立

市は、災害時に県とともに被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう、平常時から支援体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者にメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保する。

2 社会福祉施設等入所者の対策

(1) 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は県の協力を得て指導する。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、発災時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時の避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由で使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、被災していない又は軽微な被災した施設の職員が応援したりするなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

市は、施設管理者が行う災害時に他施設からの避難者の受入体制の整備について支援する。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄し、市はこれを指導する。

ア 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分以上）

イ ペットボトル等の飲料水（3日分以上）

ウ 常備薬（3日分以上）

エ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）

オ 照明器具

カ 熱源（冷暖房器具）

キ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

ク 生理用品

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に、防災に関する知識等を普及・啓発するための講習会等を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」等について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの条件を考慮した防災訓練を定期的に実施し、市はこれを促進する。

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、生活の安定について協力が得られるよう、自治会、自主防災組織等との連携を図る。また、災害時に防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図る。

(9) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修及び不燃化を行う。

(10) 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設への連絡体制の整備

市は荒川の洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設を把握し、洪水予報等の伝達方法について整備する。

3 避難行動要支援者名簿の作成と計画策定

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる上尾市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、自治会等の「避難支援等関係者」と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画（個別避難計画）の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」や「全体計画」を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するよう努める。

なお、避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、情報の更新や関係者間での共有等を実施しやすくするため、デジタル技術の活用に努める。

(1) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。避難支援等関係者は、地域に根差した幅広い団体の中から、年齢要件等にとらわれず、地域の実情により決定する。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治会等
- キ その他市が必要と認めた団体等

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者の避難力の有無は、主として、①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断力、③避難行動を取る上で必要な体力に着目して判断することとし、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅者のうち以下の要件とする。

- ア 要介護 3 以上の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）を所持する身体障害者
- ウ 療育手帳Ⓐ・A を所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障害者
- オ 本人等から特に申し出のあった者（上記要件に満たない方や乳幼児、難病患者、その他特に配慮を要する方等）
- カ 上記以外で市長が必要と認めた者

また、市は、避難行動要支援者名簿情報として次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、該当する者を把握することを目的として、福祉担当部局で把握している情報を集約するよう努める。なお、該当する者のうち、福祉担当部局で把握していない者については、関係機関への依頼等により入手する。

(4) 名簿の更新とバックアップ

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

災害規模によっては、停電等で市の機能が著しく低下することが考えられることから、電子媒体での管理に加え、紙媒体での保管も並行して行う。

(5) 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、上尾市個人情報保護条例に基づき、適切な情報管理を行う。また、避難支援等関係者が適切な情報管理を図ることを目的に、次に掲げる措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供する。

イ 災対法により、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所への保管など、厳重な管理を行うよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿の複製は禁止であると指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

カ 提供した避難行動要支援者名簿の取扱い状況について、定期的な報告を求める。

キ 避難行動要支援者名簿の名簿情報を最新の状態に更新するなどして、提供した避難行動要支援者名簿の差替えを行う際には、提供した避難行動要支援者名簿を遅滞なく返却するよう求める。なお、避難支援等関係者に該当しなくなり、避難行動要支援者名簿の提供を受けることが非該当となった場合も、同様とする。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、名簿の適切な情報管理を図ることを目的とした個人情報の取扱いに関する研修を実施するよう努める。

(6) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な

運用が図られるよう努めるものとする。

(7) 避難体制の確立

市は、発災時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、市防災計画及び上尾市避難情報に関するガイドラインに基づく高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等に際して、次に掲げる措置を講ずる。

ア 市は、避難行動要支援者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、多様な手段の活用による情報伝達を行うなど、特に配慮しなければならない。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を要せずに名簿情報を提供する。ただし、現に被災のない地域の名簿については、本人の同意のない場合には提供してはならない。

ウ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の安否確認のため避難行動要支援者名簿を有効に活用する。なお、自宅に被害のない在宅避難者についても、災害後に自力生存が困難とならないよう、避難行動要支援者名簿により安否確認を行う。

エ 避難行動要支援者の安否確認を外部の企業や団体等に委託する場合には、避難行動要支援者名簿の適切な管理を図るために必要な措置を講ずるとともに、委託先との協定について締結を促進する。

オ 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対応を行わなければならない。

4 外国人への対策

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時に外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等、案内板について、多様な言語の標示やピクトグラムの活用等により、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、外国人に対して多言語化した防災に関するパンフレットやハザードマップ等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

広報紙や市ホームページ等の広報媒体を活用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報の外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・語学ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、災害時に対応できる通訳や語学ボランティアなどの確保を図る。加えて、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第12節 帰宅困難者対策

総務部（危機管理防災課） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

多くの市民が県内外に通勤、通学をしているため、首都圏で大規模災害が発生した場合には、多くの市民がその所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も同様である。

このため、平常時から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発する。

具体的な計画は、第3編第1章第13節「帰宅困難者対策」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

全 部

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

1 配備体制

台風等の大規模な風水害に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急体制を実施できるよう、気象情報、災害発生の状況に合わせ段階的に配備体制を整える。

(1) 待機体制及び警戒体制（原則的に市本部を設置しない体制）

配備体制	配 備 基 準	指揮者
待機体制	災害の発生が予測されるとき又は軽微な災害が発生したとき若しくは洪水注意報（氾濫注意情報：警戒レベル2相当）が発表された場合	総務部長
警戒体制	災害が発生したとき又は洪水注意報の発表後に、引き続き水位が上昇し、洪水警報（氾濫警戒情報：警戒レベル3相当）が発表され、高齢者等避難の発令判断を行う場合	副市長

(2) 非常体制（市本部を設置し、災害応急活動を実施する体制）

配備体制	配 備 基 準	指揮者
非常体制	洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、氾濫危険情報（警戒レベル4相当）が発表され、避難指示等の発令判断を行う場合。また、特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき若しくは甚大な被害が発生した場合	市 長

2 配備体制の解除

災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策がおおむね完了したと認められるとき、指揮者は配備体制を解除する。

3 市本部の設置

市長は、市域で災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災対法第23条の2第1項の規定に基づき、市本部を設置する。

(1) 市本部設置基準

- ア 複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに市全域に拡大するおそれがある場合
- イ その他市長が必要と認めた場合

(2) 市本部の設置場所

市本庁舎議室とする。なお、被災状況に応じ、本庁舎7階大会議室等を使用する。市庁舎が被災し、設置が困難な場合は、参集人員数や電源等の設備の状況などを踏まえて、防災副拠点である上尾市文化センター、市民体育館又は上平公園等に設置する。市は平時より、市庁舎が被災した際の設置場所についての検討を行う。

(3) 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の非常用電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備するとともに、適宜必要な電力について精査を行い、必要に応じて機能強化を図ることとする。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(4) 実施の責任者

- ア 市長を本部長とする。ただし、市長が出張等で連絡が取れないときに、緊急に市本部を設置する必要がある場合は、副本部長である副市長が本部長を代理する。

(5) 閉鎖基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧がおおむね完了したときは、本部を閉鎖する。

(6) 本部設置及び閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖したときは、本部は、電話等により次の機関等に通知する。

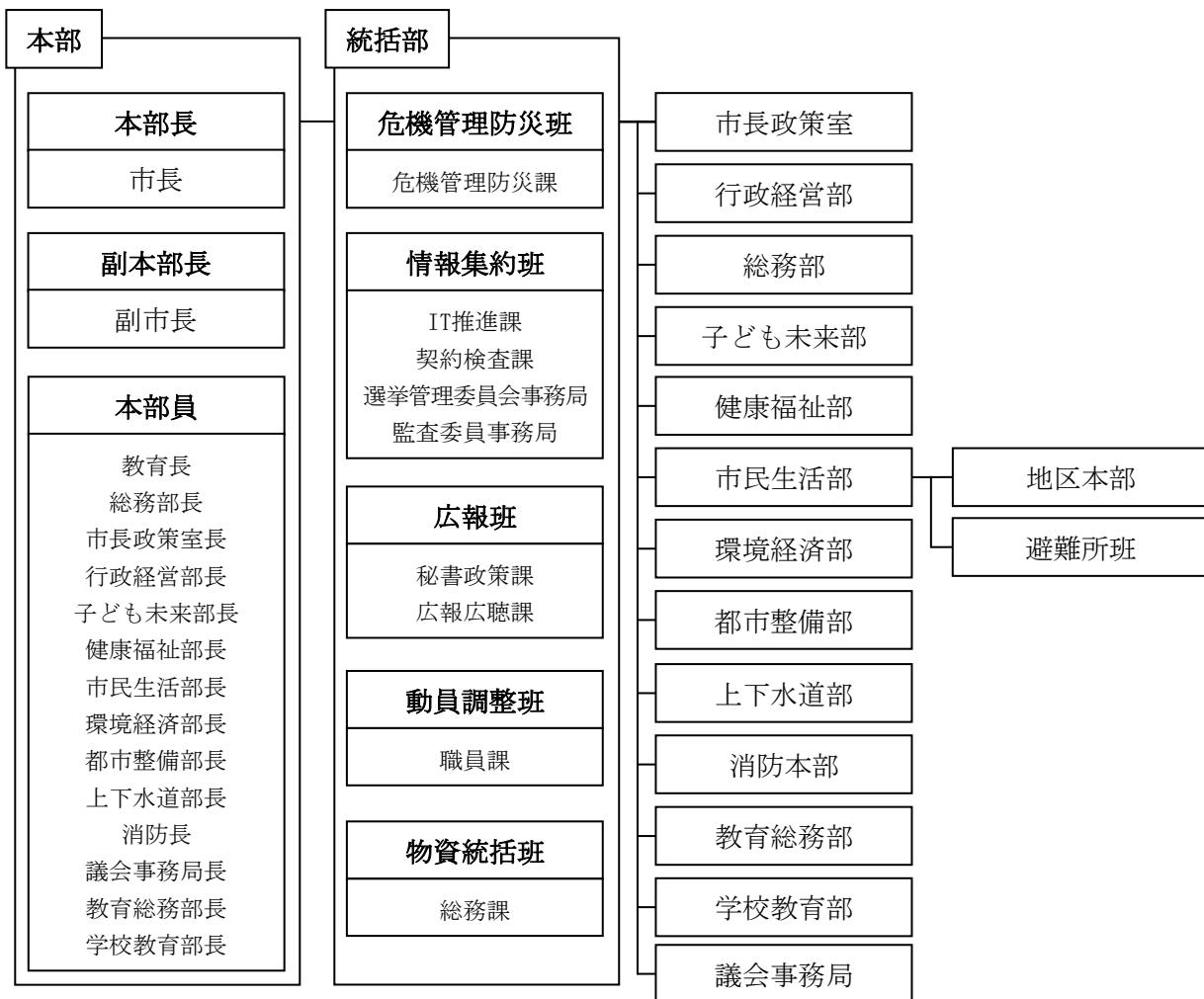
- ア 埼玉県知事
- イ 防災会議委員
- ウ その他必要と認める機関の長

4 市本部の組織・運営

(1) 市本部の組織

市本部の組織は、次の表のとおりとする。

上尾市災害対策本部組織図



(2) 本部員会議

ア 市本部の最高意思決定機関として、本部員会議を開催する。本部員会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部長が本部員会議を開く時間がないときは、副本部長及び関係本部員と協議の上、本部員会議を省略し、その事務を処理する。

(3) 市本部の事務分掌

市本部の事務分掌は、以下に示す。ただし、本部長は、災害の規模及び災害状況により、部内の課の配置換え又は他部の課を応援させることができる。

職制及び事務分掌

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
統括部	総務部長 市長政策室 長	総務部次長 市長政策室 次長	秘書政策課 長 広報広聴課 長	広報班 (秘書政策 課) (広報広聴 課)	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 災害見舞、視察等に関すること 3 報道機関に対する情報提供、協力要請に関すること 4 広報車等による災害情報の提供・救出活動協力への呼びかけ等に関すること 5 インターネットや防災行政無線(固定系)放送による情報発信の総括に関すること 6 災害記録・写真の収集・撮影・編集保存に関すること 7 市への要望・要求に関すること 8 報道情報の収集・報告に関すること 9 災害用伝言ダイヤル、伝言板等の周知に関すること 10 被災者支援等の実施・手続きについての広報に関すること 11 広報記録の作成に関すること
					1 本部の設置、運営及び閉鎖に関すること 2 本部員会議の招集・開催・運営等に関すること 3 災害情報の精査・分別に関すること 4 被害状況・応急対策等実施状況等の集計・報告に関すること 5 国、県、協定自治体、他の市町村や関係防災機関、その他関係団体との連絡調整に関すること 6 自衛隊の災害派遣要請及び連絡調整に関すること 7 防災行政無線の管理運用に関すること 8 避難指示等に関する情報の伝達に関すること 9 災害救助法の適用に関すること 10 収集・精査・分別された災害情報の各部への伝達に関すること 11 県への被害速報・確定報告に関すること 12 応急対策・応急復旧の方針検討に関すること 13 避難所の開設・統廃合・閉鎖の検討に関すること 14 周辺被災自治体からの避難者受入れ要請に関すること
					1 災害時における公用車の被害状況確認・集中管理・燃料確保に関すること 2 本庁舎の維持管理及び安全確保に関すること 3 国、県、協定自治体、他の市町村や関係防災機関、その他関係団体への物資調達応援に関すること 4 災害物資の輸送車確保、市内輸送業者の協力要請等及び輸送、物資の調整統括等に関すること 5 本部(室)の事務の応援に関すること 6 水害時における初期の河川パトロール・周辺住民への注意喚起に関すること 7 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること 8 災害物資・備蓄品の管理・輸送に関すること

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
統括部	総務部長 市長政策室 長	総務部次長 市長政策室 次長	職員課長	動員調整班* (職員課)	1 全參集職員の動員及び安否確認等のとりまとめに關すること 2 公務災害、諸手当に關すること 3 職員の給食及び衛生管理に關すること 4 国、県、協定自治体、他の市町村や関係防災機関、その他関係団体への応援要請に關すること 5 水害時における初期の河川パトロール・周辺住民への注意喚起に關すること 6 他自治体からの応援職員の受入・配備計画・動員調整・支援等に關すること 7 全庁の職員調整に關すること 8 周辺被災自治体への応援職員配備の対応に關すること
			IT推進課長	情報集約班 (IT推進課) (契約検査課) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	1 情報システムの復旧及び確保・保全に關すること 2 災害情報の総括収集に關すること 3 災害に係る工事の検査に關すること 4 コールセンターの設置・運営等に關すること 5 部内応援に關すること
行政経営部	行政経営部 長	行政経営部 次長	行政経営課 長	行政経営課*	1 災害復興計画に關すること 2 災害復興対策本部に關すること 3 災害復興検討委員会に關すること
			財政課長	財政課	1 災害予算の編成及び資金の調達に關すること 2 復旧上必要な金融その他の資金計画(財政援助・助成計画)に關すること
			資産税課長	市民税課 資産税課 納税課	1 住家非住家の家屋被害認定調査に關すること 2 災証明に關すること 3 税の徴収猶予・減免措置に關すること 4 被災者台帳の作成に關すること
			施設課長	施設課	1 応急仮設住宅用地の確保・応急仮設住宅の維持管理に關すること 2 市有建築物の被災状況把握・応急措置及びそれらの情報取りまとめに關すること 3 市有建築物の災害復旧に關すること 4 市公共施設の応急危険度判定に關すること 5 市有財産の被害調査及び応急対策・災害復旧に關すること
			出納室長	出納室	1 災害経費の出納に關すること 2 金融機関との連絡
子ども未来部	子ども未来 部長	子ども未来 部次長	子ども支援 課長	子ども支援課* (子育て支援センターを含む)	1 ひとり親家庭・生活困窮者学習支援事業利用者の安全確保及び児童の保護者への引渡しに關すること 2 地域子育て支援拠点利用者の安全確保に關すること 3 子育てサロン利用者の安全確保に關すること
			子ども家庭 総合支援センタ ー長	子ども家庭総 合支援センタ ー	1 「ルームここから」利用者の安全確保に關すること 2 部内の応援に關すること

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長	保育課長	保育課 (保育所を含む)	1 保育施設の園児の被災状況把握・安否確認に 関すること (保育課、保育所) 2 保育施設の点検・応急措置に関するこ (保 育課、保育所) 3 保育施設の点検・応急措置状況等の取りまと めに關すること (保育課) 4 保育施設の復旧に関するこ (保育課、保育 所) 5 保育所の臨時休園措置に関するこ (保育 課、保育所) 6 園児の保護者への引渡しに関するこ (保育 所) 7 応急保育に關すること (保育課、保育所) 8 臨時休園における保育の代替措置に関するこ と (保育課、保育所) 9 被災者の保育料減免に關すること (保育課)
			発達支援相 談センター長	発達支援相談 センター	1 発達支援相談センター来館者の安全確保及び 避難誘導に關すること 2 福祉避難所の応援に關すること 3 発達支援相談センターの点検・応急措置に關 すること 4 発達支援相談センターの災害復旧に關するこ と 5 つくし学園の園児の被災状況把握・安否確認 に關すること 6 つくし学園の園児の保護者への引き渡しに關 すること
			青少年課長	青少年課 (青少年セン ター・少年愛 護センターを 含む)	1 青少年センター来館者の安全確保、避難誘導 2 青少年センターの点検・応急措置に關するこ と 3 学童保育所、児童館との連絡調整、被害報告 及び応急対策に關すること 4 学童保育所、児童館の点検・応急処置に關す ること 5 学童保育所、児童館の災害復旧に關すること
	健康福祉部長	健康福祉部 次長	福祉総務課 長	福祉総務課*	1 災害弔慰金及び見舞金の支給に關すること 2 ボランティアに關すること 3 義援金品に關すること 4 社会福祉協議会との連絡調整に關すること 5 総合福祉センターの応急対策に關すること 6 応急仮設住宅入居者募集・受付・管理に關す ること 7 被災者生活再建支援制度等に關すること 8 災害援護資金の貸付等に關すること
			生活支援課 長	生活支援課	1 部内応援に關すること 2 生活保護受給者の被災状況把握に關すること 3 ボランティアに關して、福祉総務課の応援等 に關すること 4 医療救護所・応急救護所での救護・保健活動 に關すること (保健師)
			障害福祉課 長	障害福祉課	1 被災した障害者の支援に關すること 2 障害者支援施設等の点検・応急措置に關する こと 3 障害者支援施設等の災害復旧に關すること 4 障害者支援施設等との連絡調整に關すること 5 福祉避難所との連絡調整に關すること 6 医療救護所・応急救護所での救護・保健活動 に關すること (保健師) 7 在宅避難行動要支援者の被災状況把握・安否 確認に關すること

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長	高齢介護課長	高齢介護課	<p>1 被災した高齢者の支援に関すること 2 老人福祉施設等の点検・応急措置に関するこ と 3 老人福祉施設の災害復旧に関するこ と 4 老人福祉施設等との連絡調整に関するこ と 5 福祉避難所との連絡調整に関するこ と 6 医療救護所・応急救護所での救護・保健活動 に関するこ (保健師) 7 在宅避難行動要支援者の被災状況把握・安否 確認に関するこ</p>
			健康増進課長	健康増進課 (東・西保健センター)	<p>1 来館者の安全確保及び避難誘導に関するこ と 2 市内医療機関の被害状況調査に関するこ と 3 市内医療機関の災害復旧に関するこ と 4 医療救護所・応急救護所の設置及び災害時医 療救護マネジメントセンターに関するこ と 5 医師等による医療救護班の出動要請及び協力 活動に関するこ と 6 感染症患者の隔離収容その他予防に関するこ と 7 り災者の医療、助産の支援に関するこ と 8 り災者の巡回健康相談・精神保健・栄養指導 に関するこ と 9 救急薬品・医療用資器材の供給確保に関する こ と 10 保健所及び医師会等の連絡調整に関するこ と 11 東保健センター・平日夜間及び休日急患診療 所を活用した初期医療活動に関するこ と 12 東・西保健センターの福祉避難所としての開 設・運営に関するこ と 13 避難所等での防疫指導に関するこ と 14 食品衛生監視について、保健所との連絡調整 に関するこ</p>
市民生活部	市民生活部長	市民生活部次長	市民課長	市民課* (証明書発行 センターを含 む)	<p>1 被災者の身元確認、各種証明書（り災証明を 除く）の発行に関するこ と 2 埋火葬の許可に関するこ と 3 行方不明者の把握・捜索要請及び行方不明者 に関する情報の警察等への提供に関するこ と 4 部内応援に関するこ</p>
			市民協働推進課長	市民協働推進課 (市民活動支 援センター・ 消費生活セン ターを含む)	<p>1 コミュニティセンター、文化センター、イコ ス上尾、市民活動支援センターの点検・応急措 置に関するこ と 2 コミュニティセンター、文化センター、イコ ス上尾、市民活動支援センターの災害復旧に関するこ と 3 コミュニティセンター、文化センター、イコ ス上尾、市民活動支援センターとの連絡調整に 関するこ と 4 地区本部（支所班・出張所班・公民館班）と の連携調整に関するこ と 5 自治会長、自主防災組織からの被害状況報告 に関するこ と 6 自治会長、自主防災組織との連絡調整に関する こ と 7 災害についての市民相談に関するこ と 8 外国人に対する情報収集及び援助に関するこ と 9 避難所対応・避難者支援の統括に関するこ</p>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
市民生活部	市民生活部長	市民生活部次長	保険年金課長	保険年金課	1 部内応援に関すること 2 国民年金保険料の免除、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料等の減免に関すること
			交通防犯課長	交通防犯課	1 災害時の交通情報の収集に関すること 2 交通関係機関・警察署との連絡調整に関すること 3 帰宅困難者対策（帰宅困難者用避難施設の開設、帰宅困難者への情報提供等）に関すること 4 災害時の犯罪抑止について、警察との連絡調整に関すること 5 公用車両の警察署への緊急通行車両等申請に関すること 6 防犯情報の広報に関すること 7 シティタワー上尾の一時滞在施設としての開設、閉鎖に関すること
			人権男女共同参画課長	人権男女共同参画課 (男女共同参画推進センターを含む)	1 男女共同参画の視点に立った避難所運営等に関すること 2 災害時における女性・性的少数者（L G B T Q）・その他人権問題に関すること
環境経済部	環境経済部長	環境経済部次長	環境政策課長	環境政策課*	1 遺体の収容について、協定締結事業者との連絡調整に関すること 2 遺体の火葬に関すること 3 上尾伊奈斎場つつじ苑との連絡調整に関すること 4 遺体安置所の開設及び搬送された遺体の収容・一時保管（遺体安置所における遺体の処理及び遺留品の保管等を含む）に関すること
			生活環境課長	生活環境課	1 し尿処理及び消毒に関すること 2 仮設トイレに関すること 3 死亡動物・被災動物の対応等に関すること 4 放射性物質の測定に関すること 5 公害発生事業所の被害調査及び応急対策指導に関すること 6 入浴施設に関すること 7 遺体の処理・火葬等に関して、環境政策課の協力に関すること 8 石綿飛散防止対策の実施に関すること
			農政課長	農政課 (農業委員会事務局を含む)	1 田畠及び主要農作物等の被害調査に関すること 2 主要農作物等の被害対策に関すること 3 農家の被害調査に関すること 4 主要食料の調達に関すること 5 被害のあった家畜等の処分及び伝染病の防止に関すること 6 農業被害に対する支援措置・相談に関すること
			商工課長	商工課	1 商店、工場、事業所等の被害調査に関すること 2 商工関係との連絡調整及び復旧対策に関すること 3 主要食料の調達に関すること 4 衣料、燃料その他生活必需品の調達に関すること 5 中小企業に対する金融措置・相談に関すること 6 プラザ22の一時滞在施設としての開設、閉鎖に関すること

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
環境経済部	環境経済部長	環境経済部次長	西貝塚環境センター長	西貝塚環境センター	<p>1 ゴミの収集、運搬及び処理に関すること 2 西貝塚環境センターの応急対策に関すること 3 災害廃棄物に関すること 4 清掃業者との連絡調整に関すること 5 健康プラザわくわくランドの連絡調整、被害報告及び応急対策に関すること 6 災害廃棄物一時保管スペースの調整等に関すること 7 倒壊のおそれのある危険家屋等の撤去解体等に関すること</p>
都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長	都市計画課長	都市計画課*	<p>1 災害復興都市計画に関すること 2 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関すること</p>
			市街地整備課長	市街地整備課	<p>1 区画整理事業地内の被害調査及び復旧に関すること 2 市街地再開発事業に関わる被害調査及び復旧指導に関すること 3 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関すること</p>
			建築安全課長	建築安全課	<p>1 災害復旧に係る建築指導に関すること 2 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関すること 3 応急危険度判定本部の設置・運営に関すること 4 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 5 災害救助法に基づく、住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等の除去に関するこ（道路河川課との連携） 6 応急危険度判定等の応援要請に関するこ</p>
			開発指導課長	開発指導課	<p>1 災害復旧に係る開発指導に関するこ 2 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関するこ</p>
			みどり公園課長	みどり公園課	<p>1 指定緊急避難場所（大規模な火事）の開設及び閉鎖並びに整備に関するこ 2 公園の被害調査並びに復旧に関するこ</p>
			建設管理課長	建設管理課	<p>1 道路及び橋りょう並びに街路樹の被害調査に関するこ 2 被害調査の取りまとめに関するこ 3 緊急輸送道路の確保、交通規制に関するこ 4 交通規制の実施に関するこ 5 道路上の街路樹等の倒木処理、その他障害物撤去に関するこ 6 横管に関するこ 7 河川、都市下水路及び水路の被害調査及び監視に関するこ 8 水防情報に関するこ 9 河川、都市下水路及び水路の水防に関するこ 10 河川の障害物撤去に関するこ 11 業務に要する応急処理用資材の確保に関するこ</p>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長	道路河川課長	道路河川課	1 道路及び橋りょう並びに街路樹の被害調査に関すること 2 被害調査の取りまとめに関すること 3 緊急輸送道路の確保、交通規制に関すること 4 道路及び橋りょうの緊急修理及び復旧に関すること 5 公共土木施設の監視に関すること 6 浸水地域の復旧に関すること 7 関係機関との連絡調整及び災害対策の労務者確保に関すること 8 災害救助法に基づく、住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等の除去に関すること（建築安全課との連携） 9 交通規制の実施に関すること 10 道路上の街路樹等の倒木処理、その他障害物撤去に関すること 11 河川、都市下水路及び水路の被害調査及び監視に関すること 12 河川、都市下水路及び水路の復旧に関すること 13 水防情報に関すること 14 河川、都市下水路及び水路の水防に関すること 15 河川の障害物撤去に関すること 16 業務に要する応急処理用資材の確保に関すること
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長	経営総務課長	経営総務課*	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 関係機関、各種団体及び各課との連絡調整に関すること 3 災害対応予算の調整に関すること 4 上下水道施設の資材の調達に関すること 5 その他上下水道部災害対策本部の庶務に関すること 6 断水・応急給水及び公共下水道についての広報に関すること
			業務課長	業務課	1 り災者に対する水道水の確保・応急給水に関すること 2 上下水道施設の資材の調達に関すること
			水道施設課長	水道施設課	1 水道施設の点検・被害調査に関すること 2 水道施設の応急措置・災害復旧に関すること 3 水道水の水源確保と水質に関すること 4 上水道施設の資材の調達に関すること
			下水道施設課長	下水道施設課	1 公共下水道施設の点検・被害調査に関すること 2 公共下水道施設の応急処置・災害復旧に関すること 3 災害用マンホールトイレ施設の点検・被害調査に関すること 4 下水道施設の資材の調達に関すること
消防本部 (消防本部・署)	消防長	消防本部次長	消防総務課長	消防総務課*	1 消防職員及び消防団員の招集に関すること 2 市本部との連絡調整に関すること 3 資機材の調達及び支給に関すること 4 その他必要物資の緊急調達に関すること 5 その他庶務に関すること
			予防課長	予防課	1 災害情報の収集に関すること 2 災害現場の緊急広報に関すること 3 災害情報の速報に関すること 4 危険物施設等の災害予防措置に関すること 5 火災現場の調査に関すること

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
消防本部 (消防本部・署)	消防長	消防本部次長	警防課長	警防課	1 警防本部の設置に関すること 2 警防本部長の指示及び命令の伝達に関すること 3 消防部隊との調整に関すること 4 消防部隊の活動支援に関すること 5 災害現場（火災現場を除く）の調査に関すること 6 応援要請に関すること
			指令課長	指令課	1 警防本部からの命令伝達に関すること 2 災害現場との通報記録に関すること 3 関係機関への通報及び連絡に関すること 4 県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの出場要請及び連絡調整に関すること 5 災害情報の収集、記録及び連絡に関すること
	東消防署長	管理課長 消防第一課長 消防第二課長 原市分署長 上平分署長 伊奈分署長	東消防署 -管理課 -消防第一課 -消防第二課 -原市分署 -上平分署 -伊奈分署		1 現地調査に関すること 2 災害警戒に関すること 3 救出、救助に関すること 4 火災及び水防に関すること
	西消防署長	消防第一課長 消防第二課長 大谷分署長 平方分署長	西消防署 -消防第一課 -消防第二課 -大谷分署 -平方分署		1 現地調査に関すること 2 災害警戒に関すること 3 救出、救助に関すること 4 火災及び水防に関すること
議会事務局	議会事務局長	議会事務局次長	議会総務課長 議事調査課長	議会事務局* (議会総務課) (議事調査課)	1 上尾市議会災害対策支援本部との連絡調整に関すること 2 市議会議員に対する情報提供に関すること 3 市議会議員からの要望、要請等の取りまとめに関すること
教育総務部	教育総務部長	教育総務部次長	教育総務課長	教育総務課*	1 学校教育施設の点検・応急措置に関すること 2 学校教育施設の災害復旧に関すること 3 災害救助法に基づく学用品（教科書）の確保・調達に関すること 4 避難所（市立小・中学校に限る）のWi-Fi利用に関すること
			生涯学習課長	生涯学習課	1 利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 社会教育施設の点検・応急措置に関すること 3 社会教育施設の災害復旧に関すること 4 民間諸団体の連絡調整に関すること 5 文化財の被害調査及び応急対策・保護に関すること 6 避難所の収容が困難な場合における、公民館等の一時滞在施設としての開設、閉鎖に関すること 7 図書館、その他社会教育施設との連絡調整に関すること
	スポーツ振興課長		スポーツ振興課		1 利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 市立スポーツ関連施設の点検・応急措置に関すること 3 市立スポーツ関連施設の災害復旧に関すること 4 市立スポーツ関連施設との連絡調整に関すること

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
教育総務部	教育総務部長	教育総務部次長	図書館長	図書館	1 利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 図書館の点検・応急措置に関すること 3 図書館の災害復旧に関すること
学校教育部	学校教育部長	学校教育部次長	学務課長	学務課*	1 災害時における児童生徒の避難に関すること(市立中学校) 2 緊急時における学校への命令伝達に関すること(市立中学校) 3 災害時における児童生徒の応急教育に関すること(市立中学校) 4 り災児童生徒の教育に関すること 5 その他、学校教育に関すること 6 災害救助法に基づく学用品(その他)の確保・調達に関すること 7 児童生徒、教職員及び家族の被害調査に関すること
			指導課長	指導課 (教育センターを含む)	1 災害時における児童生徒の避難に関すること(市立小学校(高崎線以東)) 2 緊急時における学校への命令伝達に関すること(市立小学校(高崎線以東)) 3 災害時における児童生徒の応急教育に関すること(市立小学校(高崎線以東)) 4 その他、学校教育に関すること 5 災害救助法に基づく学用品(補助教材)の確保・調達に関すること
			学校保健課長	学校保健課 (中学校給食共同調理場を含む)	1 災害時における児童生徒の避難に関すること(市立小学校(高崎線以西)) 2 緊急時における学校への命令伝達に関すること(市立小学校(高崎線以西)) 3 災害時における児童生徒の応急教育に関すること(市立小学校(高崎線以西)) 4 児童生徒の健康保持に関すること 5 学校給食の復旧に関すること 6 その他、学校教育に関すること
地区本部	-	-	各支所長 出張所長 公民館長	支所班* 出張所班 公民館班	1 避難所開設・運営状況の集約に関すること 2 市民協働推進課への地区的状況報告に関すること 3 避難所からの要請集約・市民協働推進課への要請に関すること 4 住民等から地区本部への電話対応・記録集計に関すること 5 施設の応急点検等
-	-	-	-	避難所班	1 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること 2 被害状況の収集・地区本部への報告に関すること 3 避難者の誘導・受入・保護に関すること 4 避難者把握・避難者名簿の作成に関すること 5 避難所における情報収集・情報提供に関すること 6 地区本部への避難所状況の報告に関すること 7 救援物資のとりまとめ、地区本部への支給要請に関すること

※指定避難所となっている公民館は施設管理者としての対応が別途必要

複数職制に共通する事務分掌

対象部課班	所掌事務
全部課・班共通	1 関係課班との連絡調整・連携に関すること 2 活動・収集情報の情報集約班への報告に関すること 3 災害活動記録に関すること 4 課班の参集職員の把握に関すること 5 その他、本部長からの指示に関すること
各部集約課・班共通 (課班名に「*」がついている課班)	1 配備職員の把握及び報告に関すること 2 部内職員の配置調整に関すること 3 その他部室内各課班に属さないこと
都市整備部共通	1 市内被害状況の確認・安全パトロールに関すること

第2節 職員配備計画

全 部

災害応急対策活動の実施に必要な要員を動員配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

1 職員の配備

(1) 配備体制及び配備基準

職員の動員に当たっては、動員調整班を中心とし、各部長、各副部長、各課・班長は必要な部門を動員する。また各課・班長は、職員の動員状況を把握し、本部へ報告を行う。なお、警戒体制一号・二号、非常体制一号・二号配備人数等については、資料2-3に記載する。

配備体制及び配備基準

配 備 体 制		配 備 基 準
待機体制 指揮者： 総務部長	—	気象注意報が発表された場合に、災害の発生が予測されるとき又は軽微な災害が発生したとき若しくは洪水予報（氾濫注意情報：警戒レベル2相当）が発表された場合に、情報収集及び応急対策に必要な人員を動員する。
警戒体制 (原則として市本部を設置しない体制) 指揮者： 副市長	一号配備	気象警報が発表された場合に、災害の発生が予測されるとき又は災害が発生したとき若しくは洪水予報（氾濫警戒情報：警戒レベル3相当）の発表後に、引き続き水位が上昇し高齢者等避難の発令判断を行う場合に、情報収集及び応急対策に必要な人員を動員する。
	二号配備	警戒体制一号配備中に、災害の規模が拡大するおそれがあるとき又は拡大したときに、情報収集、被害状況の調査及び応急対策に必要な人員を動員する。
非常体制 (市本部を設置し、災害応急活動を実施する体制) 指揮者： 市長	一号配備	洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、洪水予報（氾濫危険情報：警戒レベル4相当）が発表され、避難指示等の発令判断を行う場合。また、特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したときに、市本部を設置し、当該本部の構成員のうち、本部長(市長)が必要と認める人員を動員する。
	二号配備	激甚な災害が発生した場合は、本部長が全職員(※4)を動員する。ただし業務継続計画(BCP)を考慮する。

※1 待機体制は、総務部長、行政経営部長、都市整備部長及び消防長の状況判断により、統括部・避難所班・各課被害状況調査担当職員等の動員する人員を定め、参集させ、副市長に報告のうえ、状況に応じて警戒体制一号配備に移行する。

※2 待機体制・警戒体制一号・二号配備及び非常体制一号配備の動員人員は、統括部・避難所

班及び、その状況に応じて必要な課班を立ち上げ、又は災害発生の規模や避難所を開設する地区が限定されるなどの判断により、その動員する人員の規模を縮小して体制を組むことができる。また、待機体制及び警戒体制時より、必要に応じ、危機管理防災課経験職員や総務部管理職を災害対応の応援として参集要請することができる。動員調整班は統括部の応援職員を検討する際は、危機管理防災課経験職員（おおむね5年以内）の活用を優先的に検討することとする。

※3 非常体制一号・二号配備における指揮者（市長）は、被害状況に応じ、当該本部員の了承の上、地区本部の動員する人員を他の課・班活動に応援又は振り替えて活動させることができる。

※4 非常体制二号配備の全職員とは、特別職、一般職、再任用フルタイムの各職員のうち、B C Pによる必要最小限の当該業務に従事する職員を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集・当面の応急対策などの災害業務を行う職員をいう。指揮者（市長）は、長期化する場合の交代要員・期間等を考慮し、本部員会議を経た上で決定する。

※5 洪水注意報：警戒レベル相当とは本章第6節「注意報及び警報伝達計画」1(6)ア(ア)洪水予報の種類による警戒レベル相当とする。

(2) 職員の参集場所

職 員 区 分	参 集 場 所
統括部	本庁舎庁議室 ※被災状況により、本庁舎7階大会議室等を使用
地区本部	各支所、本庁舎7階大会議室等
その他職員の課・班	災害時職員配備体制による（避難所班は、年度当初に危機管理防災課に指定された避難所）
消防職員	消防で定める基準による（市本部を設置する場合、消防長は非常体制一号配備から本庁舎）

2 職員の動員

(1) 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。なお、学校の教職員の参集については、教育委員会が別に定める。

ア 勤務時間内

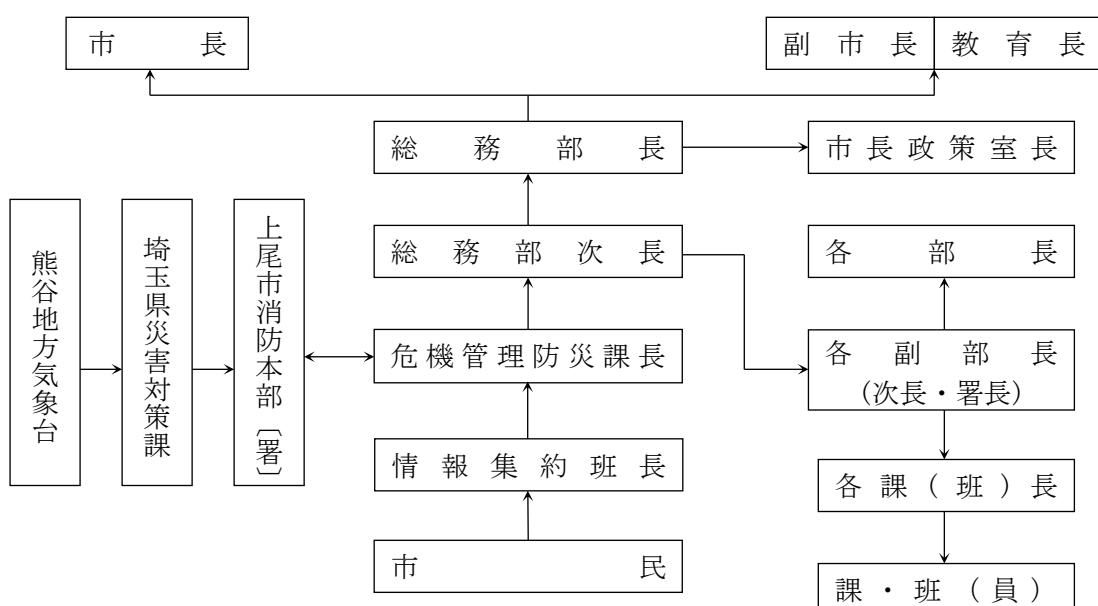
府内放送・グループウェアの掲示板機能・電話・FAXあるいは使送（伝令）等の手段により行う。

イ 勤務時間外

安否確認・一斉情報伝達システムを活用する。

又は、電話等を活用し、各部署の緊急連絡網により行う。

《連絡系統図》



(2) 情報伝達が不可能な場合の自主参集

休日、勤務時間外等に、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集する。

ア 職員は、発災後直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

イ 職員は災害の発生を覚知した場合は、参集伝達の有無にかかわらず、速やかに所定の場所に参集する。

ウ 参集途上の情報の収集、報告

参集途上の際、交通状況、被害状況などの災害情報を収集する。ただし、参集途上における災害情報の収集は、迅速な参集を第一とし、参集途上の範囲で把握できる情報とする。

収集した情報は、被害状況概要報告書で、情報集約班へ報告する。

また、本庁舎以外の場所に参集した職員は、被害状況概要報告書を作成し、所属長又は班長が集約しFAX又は電話で情報集約班に報告する。有線が使用不可の場合は、なんらかの

方法で報告する。

(3) 参集時の報告

参集した職員は所属長又は課・班長に参集、被災状況を報告する。報告を受けた所属長又は課・班長は、統括部情報集約班へ参集状況を速やかに報告する。

(4) 名簿の作成及び整理

統括部動員調整班は名簿を作成、整理して参集状況を把握する。

(5) 非常参集

市職員は、勤務時間外等に大規模災害が発生し、市域に相当規模の被害が予想される場合は、自転車又は徒歩により所定の配備場所に参集する。また、交通機関利用者で交通途絶等により、直ぐに所定の配備につくことができないときは、当分の間、バイク・自転車等により所定の配備場所又は最寄りの支所・出張所若しくは市の公共施設に参集するよう努めなければならない。所属する配備場所以外の場合においては、当該施設管理者等の指示に従って応急活動に従事する。

第3節 事前措置及び応急措置等計画

消防本部

市域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市長は災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を行う。

1 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等

市長は、消防機関又は水防団に対して、出動の準備をさせ、又は出動を命ずるものとする。

(災対法第58条)

(2) 事前措置

市長は、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。(災対法第59条第1項)

(3) 避難の指示等

人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。(災対法第60条)

2 応急措置

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。(災対法第62条)

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

(2) 市域の民間の土地、建物等の工作物の一時使用、土石等の物件の使用・収用（災対法第64条第1項）

(3) 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項及び第3項）

(4) 知事の指示に基づく応急措置

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示をすることができる。(災対法第72条第

1項)

3 従事命令

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が市民の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して応急活動を行う。

- (1) 市域の住民又は現場にある者に対する災害応急対策作業への従事（災対法第65条第1項）
- (2) 火災現場付近にある者に対する消防作業への従事（消防法第29条第5項）
- (3) 市域の住民又は水防の現場にある者に対する水防作業への従事（水防法第24条）

4 損害補償

(1) 損失補償

市は、前記2の(2)による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）

(2) 損害補償

市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり、若しくは障害の状態となったときは、市は、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条）

5 警察官の応急措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、市長又はその権限を代行する市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- (1) 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災対法第63条第2項、警察官職務執行法第4条第1項）
- (2) 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災対法第64条第7項、警察官職務執行法第4条第1項）
- (3) 区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（災対法第65条第2項、警察官職務執行法第4条第1項）

第4節 災害救助法適用計画

統括部（危機管理防災班）

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、又は、災害発生前であっても住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生するおそれ段階に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法が適用となった場合、活動における職権が異なり災害救助法の適用基準、適用時の措置等について整理する。

1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施について、その一部を委任された場合は、市長が行う。

また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

2 救助法の適用基準

(1) 救助法の適用基準

救助法に基づく救助は、市町村単位に、原則として同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合、又は、災害発生前であっても住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生するおそれ段階に適用される。

なお、本市における救助法の適用基準は、次のとおりである。

市の救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数 100世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
②	県内の住家滅失世帯数 2,500世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	市内の住家滅失世帯 50世帯以上	
③	県内の住家滅失世帯数 12,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	市内の住家滅失世帯数 多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	救助法施行令第1条第1項第3号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	救助法施行令第1条第1項第4号

(2) 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、「災害の被害認定基準等」（資料3-2）に定めるところによる。

(3) 住家滅失世帯数の算定方法

住家の滅失世帯数は、次の基準により換算し算定する。

ア 住家が全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯を1世帯とする。

イ 住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊・全焼・流失等世帯数}) + (\text{半壊・半焼等世帯数} \times 1/2) + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3)$$

3 救助法の適用要請等

市は、2の「(1) 救助法の適用基準」に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、県知事に対し、救助法の適用を要請する。

4 救助法による救助の種類と実施者

救助法による救助の種類ごとの実施期間及びその実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の供与、福祉避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣=県及び日赤県支部（ただし、委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※提供期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定=市 設置=県（ただし、入退去、維持管理について委任したときは市）
被災した住宅の応急修理	3か月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された	市

救助の種類	実施期間	実施者区分
	場合は6か月以内) に完了	
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

なお、災害が発生するおそれ段階での救助については、次のようになる。

避難所の供与は、救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判断し、現に救助の必要がなくなった日までの期間、実施する。実施者は、都道府県知事若しくは知事の委任を受けた市町村が実施する。同時に、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するためのバス借り上げ等を実施する場合は、避難所の供与を行うものが実施する。

第5節 応援協力要請計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班・動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 消防本部

災害時に、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先に応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、必要な応急救助を実施する。

1 応援要請の判断基準

災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先、県等に応援を求めるが、その判断は、おおむね次のような事態に際して行う。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

2 応援協定等に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、相互応援協定及び覚書を締結している。

大規模災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、協定書で定められた手続に従い、直ちに応援を求める。（資料4-2）

3 他市町村長への応援要求

市長は、市域に災害が発生した場合に、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

4 知事等への応援要請等

市長は、知事、指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県（消防課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書でできないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合	本章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあっせんを求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条
近隣市町との消防相互応援協定、埼玉県下消防相互応援協定又は緊急消防援助隊の応援要請	本章第11節「消防活動計画」参照	消防組織法第39条 消防組織法第44条

市は、単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

5 県防災ヘリコプターの出場要請

発災時に、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第27節「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。

6 応援受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

市長は、県、他市町村等との連絡や情報交換等を行うため、統括部動員調整班に連絡窓口を設置する。

(2) 搬送物資受入施設の整備

県、他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、地域の活動拠点として指定している中学校等の中から、被災状況等を考慮して適切な施設を選定し、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備など、必要な準備を行う。

(3) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立する。

感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の対策を講じることが望ましい。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

7 広域応援受入体制の確保

市域の被害が拡大し、さらなる応援体制を必要とするときは、受援計画等に基づき、国・埼玉県を始め、他の地方自治体（災害時相互応援に関する協定先も含む。）、関係機関、災害支援ボランティア等から幅広く広域的な応援を受け入れる。この場合、本節2～6までを準用して対応する。

第6節 注意報及び警報伝達計画

統括部（危機管理防災班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課） 消防本部（指令課）

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に収集・伝達して防災対策の適切な実施を図り、被害の防止又は被害の軽減を図る。

1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

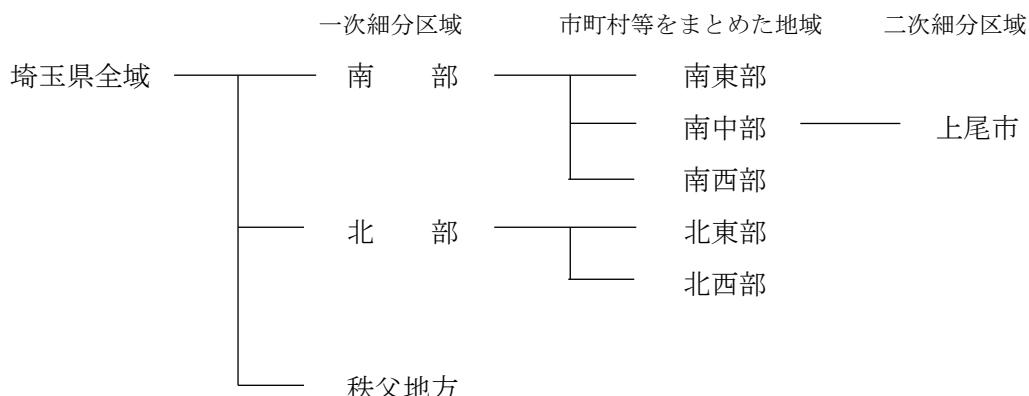
熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 対象地域

熊谷地方気象台は、気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。

指定する地域は、一次細分区分として県内を3つの地域に、二次細分区分として市町村等をまとめた地域として、南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。

本市は、一次細分区域：南部の市町村等をまとめた地域：南中部に該当する。



(2) 種類及び発表基準（南部：南中部：上尾市）

種類			発表基準		
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪		
			平均風速が11m/s以上で、雪を伴う		
			強風		
			平均風速が11m/s以上		
			大雨		
			表面雨量指数基準：8 土壤雨量指数基準：78		
			大雪		
			12時間降雪の深さ 5 cm以上		
濃霧			視程100m以下		
雷			落雷等で被害が予想される場合		
乾燥			最小湿度25%以下、実効湿度が55%以下		

			着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
			融雪	※現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
			なだれ		
			霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
			低温	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：熊谷地方気象台で最低気温-6℃以下	
			※地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
			※浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
			洪水注意報	流域雨量指数基準： 綾瀬川流域=9.6、原市沼川流域=6、 鴨川流域=9.6、江川流域=6.4、芝川流域=6 複合基準： 綾瀬川流域=(5, 9.6)、 原市沼川流域=(5, 6)、 鴨川流域=(5, 9.3)、江川流域=(5, 6.4)、 芝川流域=(5, 5.7)、荒川流域=(6, 43.7)	
			水防活動用気象注意報	大雨	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
			水防活動用洪水注意報	洪水	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風	平均風速20m/s以上	
			暴風雪	平均風速20m/s以上で、雪を伴う	
			大雨(浸水害)	表面雨量指数基準：18	
			大雨(土砂災害)	土壤雨量指数基準：114	
			大雪	12時間降雪の深さ10cm以上	
		※地面現象警報		大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合	
		※浸水警報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	

	洪水警報	洪 水	雨量基準：3時間雨量が90mm以上の場合 流域雨量指数基準：綾瀬川流域10、鴨川流域14 綾瀬川流域=12.1、原市沼川流域=7.5、 鴨川流域=12、江川流域=8、芝川流域=7.6 複合基準： 江川流域=（6, 7.9）、荒川流域=（6, 64.3）
水防活動の利用に	水防活動用気象警報	大 雨	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪 水	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

(注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県の過去の発生状況と気象条件との関係を調査して定めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

- ② 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。
- ③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続する。
- ④ 注意報・警報文の構成

- ・ 標題：発表する注意報・警報の種類及び発表地域名を示す。
- ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
- ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何が、で組み立てた気象現象の予測及び防災上の注意・警戒事項を示す。
- ・ 本文：二次細分区ごとに注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。

また、二次細分区ごとに注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。

付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

- ⑤ 土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

また、複合基準は（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

風水害に関する特別警報の種類及び発表基準

種別	気象庁の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度となる大雨が予想される場合

	(※1～3)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合(※4)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	十数年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合(※5)

※1 以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キックル(危険度分布)又は洪水キックル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。

① 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとめて出現したとき。

② 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとめて出現したとき。ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

※2 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとめて出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。なお、激しい雨とは1時間に概ね30mm以上の雨を指す。

※3 雨に関する50年に一度の値 48時間雨量：347mm 3時間雨量：126mm 土壤雨量指数：220

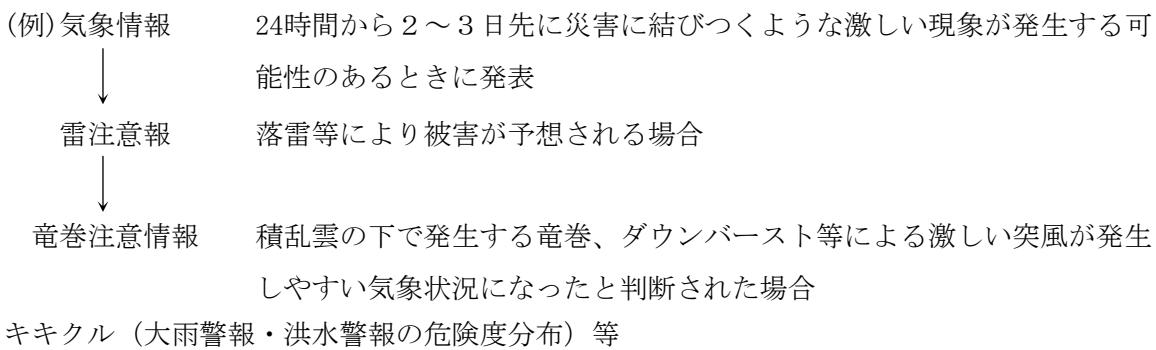
※4 伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

※5 県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。なお、市の50年に一度の積雪深値（熊谷地方気象台）は、35cmである（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、あくまでも参考値として示されているもの）。

※6 噴火、地震に関する特別警報は、それぞれ噴火警報（レベル4以上）、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられている。

(3) 気象情報

気象情報は、異常気象等の情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。発表される情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。



種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

※ 「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間雨量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、

かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。市が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等への活用を目的としている。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ア 発表及び解除

県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、次の基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表又は解除する。

発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合 ・より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合
解除基準	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合 ・無降雨状態が長時間続いている場合

イ 市の措置

市長は、県等関係機関から注意報、警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表で、市域が警戒対象となった場合、市長は、土砂災害警戒情報を参考に、斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難指示等を発令する。

ウ 特徴及び利用にあたっての留意点

- (ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと。
- (イ) 土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないこと。

(6) 水防情報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく洪水予報は、県内を3区域6地域に細分して熊谷気象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河

川について気象庁予報部と関東地方整備局が共同して発表するもの、県が指定した以外の河川について埼玉県国土整備部河川砂防課と気象庁予報部共同で発表するものがある。水防警報は、国土交通大臣又は埼玉県知事が指定した河川について実施することとなっており、本市に含まれるものは、次のとおりである。(なお、ここに記載していない芝川は、別に定める避難指示等の判断・伝達マニュアルを参照のこと。)

ア 国土交通省関東整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報

(ア) 洪水予報の種類

警戒レベル相当	予報種類	水位の名称	解説	市・市民の求める行動等
レベル1	発表なし	水防団待機水位から氾濫注意水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	水防団待機
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位から避難判断水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・市民は洪水に関する情報に注意
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位から氾濫危険水位	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階	・市は高齢者等避難発令を判断
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した時から氾濫発生	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況	・市は避難指示の発令を判断 ・避難していない市民への対応
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	—	・市民の避難完了 ・逃げ遅れた市民の救助等 ・新たに氾濫がおよぶ区域の市民の避難誘導

(イ) 洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）

国土交通大臣が指定した河川について気象庁予報部と関東地方整備局が共同して発表するもの

河川名	区 域	洪水予報基準観測所
荒川	左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く）まで	熊谷、治水橋 岩渕水門（上）

(ウ) 洪水予報実施区域及び基準点

河川名	基準観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)

荒川	熊 谷	熊谷市榎町	3.00 m	3.50 m	5.00 m	5.50 m
	治 水 橋	さいたま市西区飯田新田	7.00 m	7.50 m	12.20 m	12.70 m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂五丁目	3.00 m	4.10 m	6.50 m	7.70 m

イ 国土交通大臣が発表する水防警報

(ア) 河川名及びその区域

国土交通大臣が指定した河川について荒川上流河川事務所が発表するもの

河川名	基準水位 観測所	水防警戒区域	発表を行う者
荒川	熊 谷	左岸 自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町434番1地先 右岸 自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島289番1地先	荒川上流 河川事務所
	治 水 橋	左岸 自：同県上尾市大字平方横町433番5地先 至：同県戸田市大字早瀬1丁目4335番 右岸 自：同県川越市大字中老袋字田島301番1地先 至：東京都板橋区三園町2丁目	荒川上流 河川事務所
	岩淵水門 (上)	左岸 自：埼玉県戸田市大早瀬1丁目4329番地先 至：河口 右岸 自：東京都板橋区三園町2丁目80番5地先 至：河口	荒川上流 河川事務所

(イ) 水防警報の対象となる水位標と水位

河川名	水位標名	地 先 名	水 防 団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	避難判断水位 (洪水予報時 の参考掲載)
荒川	熊 谷	熊谷市榎町	3.00 m	3.50 m	5.50 m	5.00 m
	治 水 橋	さいたま市西区飯田新田	7.00 m	7.50 m	12.70 m	12.20 m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂五丁目	3.00 m	4.10 m	7.70 m	6.50 m

ウ 知事が発表する水防警報

(ア) 河川名及びその区域

埼玉県知事が指定した河川について埼玉県河川砂防課が発表するもの

河川名	区 域
鴨川	左岸 自：上尾市西宮下4丁目（搖木橋下流端） 至：さいたま市西区水判土字堀之内102-1地先 右岸 自：上尾市向山263-11（搖木橋下流端） 至：さいたま市西区中野林字袋346-3地先

(イ) 水防警報の対象となる水位標と水位 (AP : 荒川工事基準面)

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)
鴨川	日進上	さいたま市北区日進二丁目	AP. 6.75 m	AP. 7.60 m	AP. 7.85 m	-

エ 水防警報の種類

水防警報の種類及び発表様式は次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

(7) 消防法第22条に基づく火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき、熊谷地方気象台長が知事に通報する。

- (ア) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合。

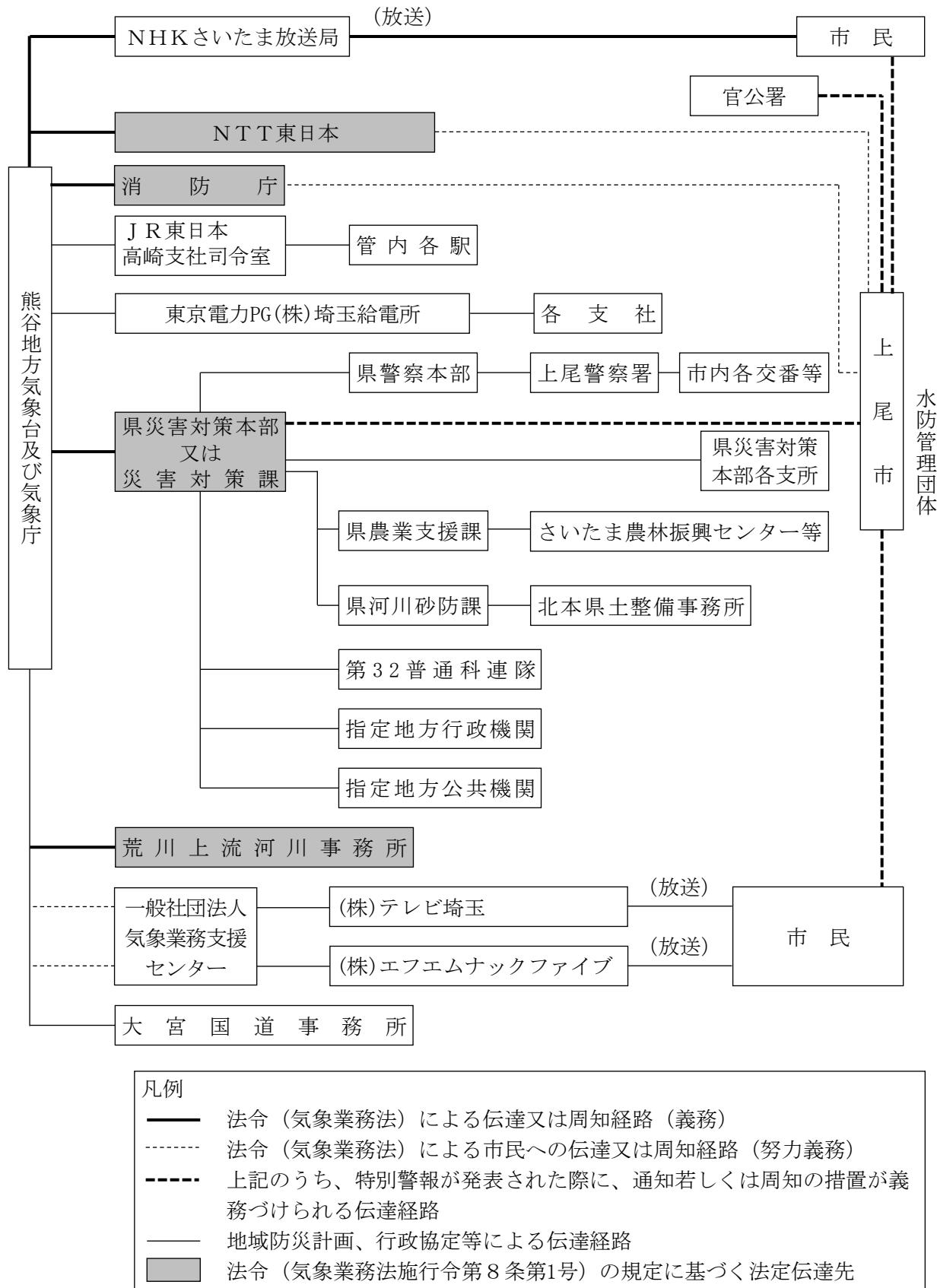
- (イ) 平均風速が11m/s以上。ただし、降雨・降雪中は除く。
- (ウ) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合。

イ 火災警報

市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表する。

2 気象注意報・警報等の伝達

気象注意報・警報等の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。



凡例

- 法令 (気象業務法) による伝達又は周知経路 (義務)
- - - - 法令 (気象業務法) による市民への伝達又は周知経路 (努力義務)
- - - 上記のうち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられる伝達経路
- 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
- 法令 (気象業務法施行令第8条第1号) の規定に基づく法定伝達先

3 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。さらに、何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

(2) 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、次の伝達系統図により気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(3) 前項通報のなかで気象庁に行う事項

ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

イ 地震・火山に関する事項

(ア) 火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

(イ) 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

(4) 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

(5) 現象の説明

ア 噴火現象

噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流）、それに伴う降灰砂等

イ 噴火以外の火山性異常現象

(ア) 火山地域での鳴動の発生

(イ) 火山地域での地震の群発

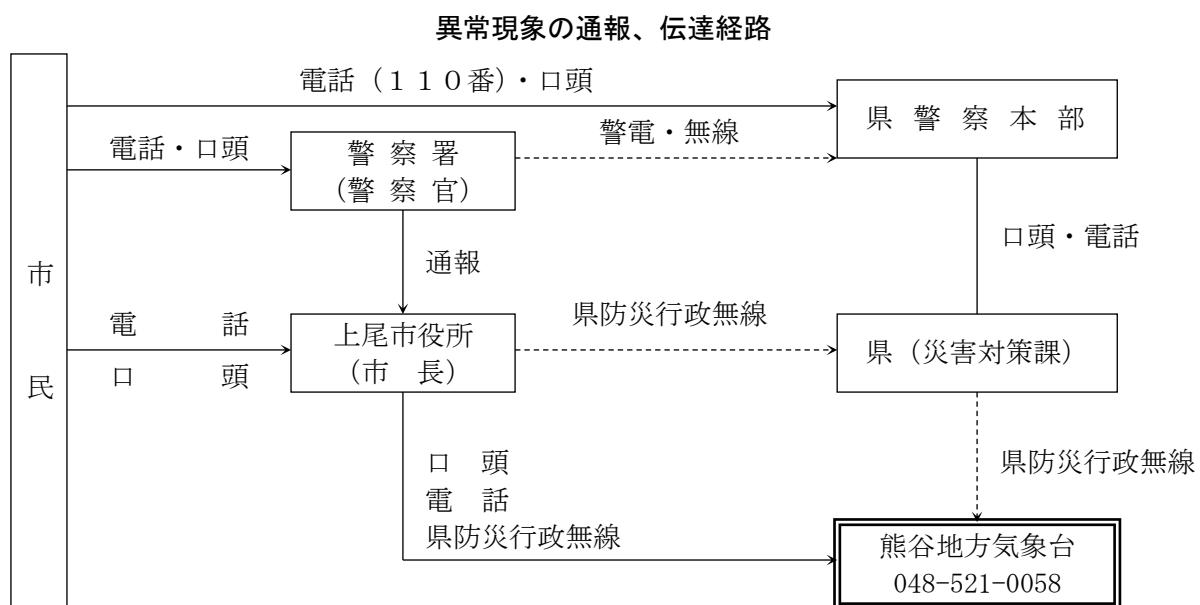
(ウ) 火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

(エ) 噴火口、火口の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量・色・温度、昇華物等の顕著な異常変化

(オ) 火山地域での湧泉の新生、枯渇・量・味・臭・濁度・温度の異常等顕著な変化

(カ) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大、移動、それらに伴う草木の立枯れ等

(キ) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭・色・濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石・魚類等の浮上等

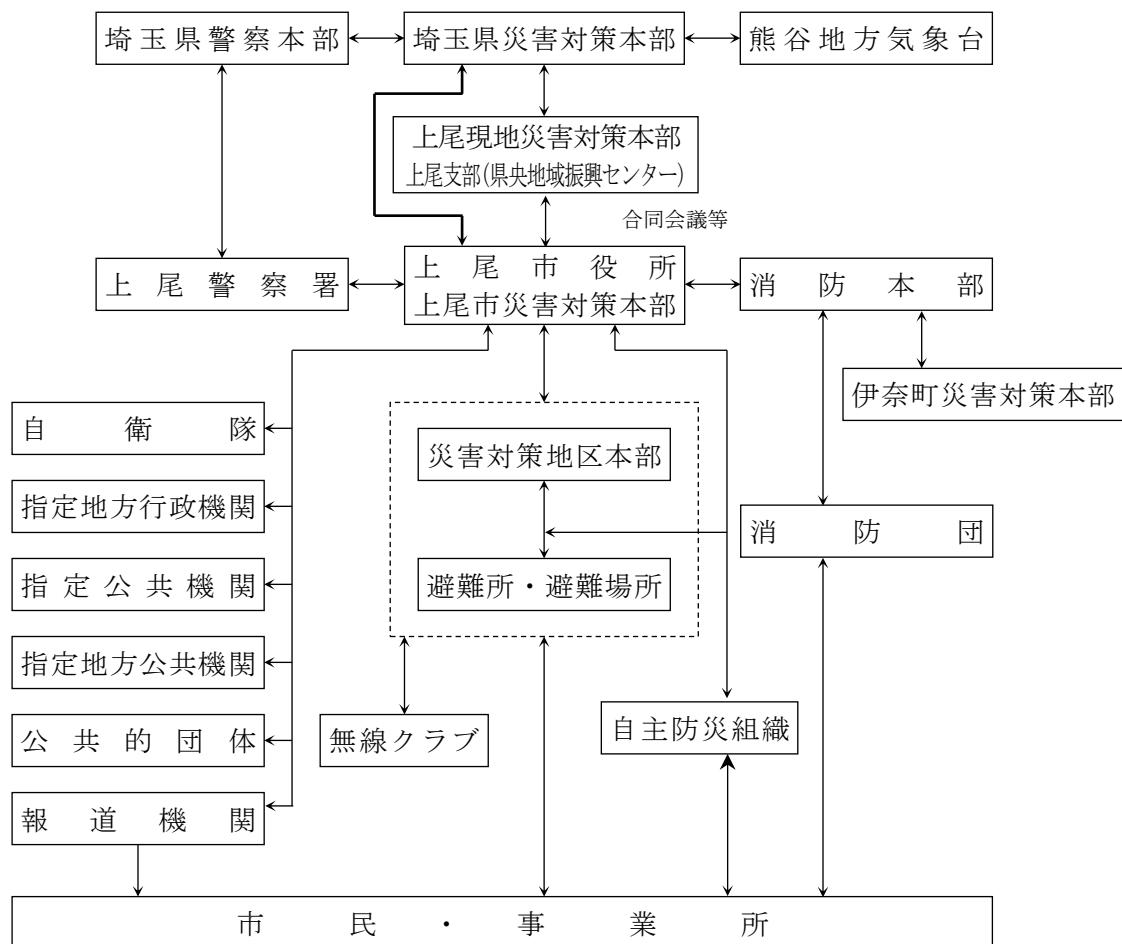


第7節 災害情報計画

全 部

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集する。

1 被害状況等の情報連絡系統



2 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒体制時の調査活動

副市長は、警戒本部で気象・水防情報を収集、分析し、災害の発生のおそれがある、又は災害が発生しつつあると判断される場合、速やかに市本部事務局による現地調査の実施を指示する。

調査に当たっては、過去の水害から調査地区を推定し、効率よく調査を行う。

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
① 予警報	○予警報の内容 ○予想される降雨及び災害の程度	発表後、即時	・県防災行政無線 ・テレビ、ラジオ ・インターネット
② 雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滯水の状況 ○土砂災害警戒情報	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関等からのFAX等 ・インターネット
③ 危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所	随時	・二号配備要員によるパトロール ・消防署・警察署 ・消防団員 ・自主防災組織
④ 市民の動向	○警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） ○自主避難の状況	避難所収容の後	・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・地区本部 ・避難所

(2) 市本部体制時の調査活動

発災後、直ちに市本部を設置するとともに、各課・班による、より詳細な被害状況調査を実施する。さらに災害の規模によっては、関係機関等から被害情報を収集する。

発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
① 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） ・浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 ・内陸滯水による浸水状況 ・土砂災害警戒情報の発表 ・発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後、即時	・消防団員 ・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・公共施設の管理者等
	・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）		

② 市民の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） 	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・地区本部 ・避難所
---------	--	---------	--

ア 被害調査活動体制の確立

被害状況を的確に把握することは、応急対策の方針決定に大きく影響することから、早急に情報収集体制の確立を図る。

(ア) 調査員の構成

建物、インフラ関係については都市整備部、上下水道部、家屋被害については、市民税課、資産税課、納稅課、火災等については消防本部（予防課、東消防署、西消防署）、避難所・避難者関係については地区本部の職員をもって構成する。

(イ) 班員の行動

防災活動マニュアルに基づき、市本部の被害調査、避難所の調査等時間の経過に応じた行動を行う。

イ 通信連絡体制の確立

市本部、地区本部、避難所班と連携を図り、通信連絡体制を確保する。

(ア) 有線通信利用可能な場合

通信手段が不足する場合、市本部は、東日本電信電話(株)埼玉事業部災害対策室に臨時電話設置を要請する。

(イ) 有線通信不可能な場合

各課・班との連絡は、防災行政無線（携帯）によって行い、必要に応じて避難所などの現場に可能な限り徒步、自転車、バイクによる伝令を派遣する。

また、必要に応じてアマチュア無線上尾クラブの協力を要請する。

ウ 班員による被害調査活動

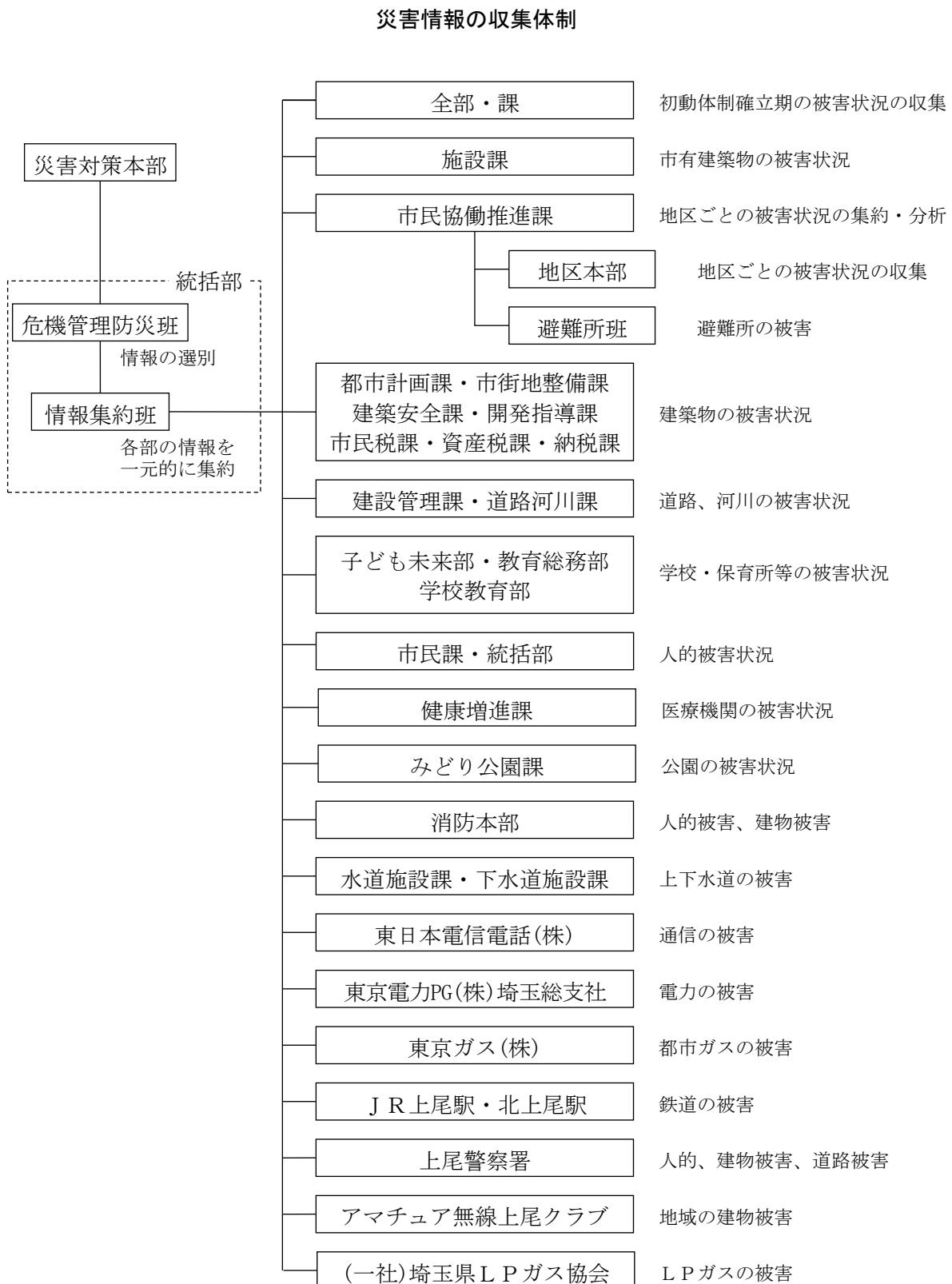
可能な限り徒步、自転車、バイクにより現地に出向き、地区ごとに被害調査を実施し、被害調査報告書を作成する。

エ その他の情報収集

発災時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線上尾クラブ、タクシー無線及び他の無線局設置者に協力を求めて、被害情報を収集する。

3 災害情報の収集体制

災害情報の収集体制は次のとおりとする。



4 災害情報の収集

(1) 収集する災害情報

市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立し、次に掲げる災害情報の収集に努める。

情報の収集	項目
必要な情報	家族・親戚等の安否確認
	避難可能な場所
	危険箇所の情報
	余震に関する情報
	緊急避難に関する情報
	各地区の被害情報
	人員・資機材確保
情報収集方法	施設の復旧状況
	テレビ・ラジオ等で収集
	参集者からの収集
	広報車、広報紙等からの収集
	インターネット（電子メールを含む）等による情報収集
	撮影機材による情報収集
	ヘリコプター、無人航空機による映像撮影
	通信設備・情報機器による広域情報
情報分析・整理	通信衛星による動画像
	情報収集
	情報別整理
	災害危険判定資料作成
	河川・道路・管轄・公園別整理
	避難所別整理
	被災箇所の施行経歴

(2) 災害情報の収集

テレビ、ラジオ及び埼玉県災害オペレーション支援システム等により、災害情報の収集を行う。

(3) 火災情報の収集

発災時の火災防止は、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。消防本部は東消防署、西消防署からの伝達情報、高所見張り員の配置による災害把握、巡回による災害把握、参集職員の途上の情報、119番受信時の情報、駆け付け通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

(4) 人的被害情報の収集

人命救助活動は、発災直後からの初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

消防本部は、課員、各課からの情報、警察署、防災関係機関との情報交換に基づき、人命救助に関する情報に遗漏がないように把握する。

ア 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報の錯そう・混乱が生じないよう十分留意して収集・把握する。

人的被害の情報源

①	職員からの情報
②	市民からの通報
③	避難所からの被災者情報
④	自主防災組織からの報告
⑤	医療機関からの負傷者救護状況報告
⑥	警察署、その他の防災関係機関の情報

イ 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

人的被害情報の内容

①	死者の情報、行方不明者の情報
②	建物倒壊等による生き埋め情報
③	傷病者の情報

(5) 一般建築物被害の情報収集

一般建築物の被害に関する情報は、初動期の応急対策の実施の上で重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

ア 初動期の建築物被害調査

発災直後の初動期に、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、被害状況調査担当課（都市計画課・市街地整備課・建築安全課・開発指導課）等の情報をとりまとめ、地区ごとの被害状況を把握する。

イ 初動期以降の建築物被害調査

被害状況調査担当課（建築安全課）は、初動期の建築物被害調査をもとに、被災した建築物の応急危険度判定を実施し、被害調査の結果をまとめる。

(6) 公共土木・建築施設被害の情報

本市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下、「公共施設」という。）の被害については、基本的には被害状況調査担当課（建設管理課・道路河川課・施設課）が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等で記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各部が各関係機関から被害情報を把握する。

(7) ライフライン被害の情報収集

ライフラインの情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

ア ライフライン被害調査

公共施設のライフライン被害は、被害状況調査担当課（水道施設課・下水道施設課）が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等で記録する。その他のライフラインは、本部が各事業者から被害状況を把握する。

イ ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報は、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして、市民への情報提供ができるように各事業者から復旧情報を把握する。

(8) 公共交通施設被害の情報収集

本部は、鉄道管理者から旅客列車、タンク車、貨車の転覆等による重大事故の情報及び運行・復旧に関する情報を把握する。また、バス等の公共輸送機関の被害状況、運行・復旧に関する状況を各関係機関から把握する。

(9) その他の被害の情報収集

その他の被害の情報収集としては、商業、工業等に関するもので担当する各部が事業者、関係団体等から把握する。

(10) 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、総括、県への報告等を行う情報総括責任者として総務部長を選任（代理者は危機管理防災課長）し、県央地域振興センターに報告する。

5 情報の報告

市域に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する、市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県に報告ができない場合は、消防庁を通じて直接内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

ア 市域に、大雨等で死者及び負傷者、家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水被害が発生した被害状況

イ 救助法の適用基準に合致するもの

ウ 市が市本部を設置したもの

エ 災害が近隣市町にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

キ 地震が発生し、市内で震度5弱以上を観測したもの

ク その他災害の状況、それが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
 - (ア) 市本部の設置状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(3) 報告の種別

ア 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

(ア) 発生速報

県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、同システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下「県要領」という。）様式第1号の「発生速報」（資料5-3）により県防災行政無線、FAX等で報告する。

(イ) 経過速報

県防災情報システムにより、特に指示する場合のほか、2時間ごとに逐次必要事項を報告する。なお、同システムが使用できない場合は、県要領様式第2号の「経過速報」（資料5-4）により県防災無線、FAX等で報告する。

イ 確定報告

県要領様式第3号の「被害状況調」（資料5-5）により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で県災害対策課に報告する。

(4) 報告先

ア 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は県災害対策課に報告する。また、県災害対策本部が設置された場合は、併せて上尾支部（県央地域振興センター）へ報告する。

なお、勤務時間外は、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線 200-6-8111

イ 消防庁への報告先

区分 回線別		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政 無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第8節 災害通信計画

統括部（広報班・危機管理防災班・情報集約班）

市は、災害時に市出先機関や防災関係機関等と情報通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、情報連絡系統を明らかにしておくとともに、防災関係機関等の連絡先の周知に努める。

1 災害情報通信に使用する通信施設

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

(1) 報告又は通報先

ア 県（本庁・出先機関）

イ 市出先機関

ウ 防災関係機関

(2) 通信施設の種類

ア 県防災情報システム

イ 県防災行政無線（地上系・衛星系）

ウ 市防災行政無線（固定系）

エ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

2 災害時優先電話の利用

災害時に電話が混み合い、通話が不能又は困難な場合、東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は発信専用として活用することを職員に徹底する。

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災対法第57条の規定に基づき通信施設の優先使用をすることができる。

(1) 有線電気通信設備、無線設備を使用する機関等の範囲

ア 警察機関

イ 消防機関

ウ 水防機関

エ 航空保安機関

オ 気象業務機関

カ 鉄道事業者

キ 電気事業者

ク 自衛隊

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する範囲

ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合に、特別の必要があると認めたとき。

イ 災害が発生した場合に、その応急対策の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

ア 緊急の場合に混乱を生じないよう、当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。

イ 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、県警察本部長と協議する。

4 非常通信の利用

台風、洪水、雪害、地震、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合に、有線通信を利用できないか又は著しく困難なときは、電波法第52条の規定に基づき非常通信を利用する。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 災害の予報（主要河川の水位を含む。）及びその他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 遭難者救援に関すること。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊、障害の状況、その修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- (シ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

イ 非常通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- (イ) カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (カ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

名 称	電話番号	F A X番号
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238-1774 (直通)	03-6238-1769

5 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して通信の確保を図る。

第9節 災害広報・広聴計画

統括部（広報班・情報集約班） 市民生活部（市民協働推進班）

市は、発災時に、被災市民等が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

1 災害広報資料の収集等

(1) 災害広報資料の収集

市は、関係機関等の協力を得て、災害広報活動を行うために必要な資料を収集する。

- ア 災害現場へ派遣した職員が取材した被災写真、被災ビデオ映像
- イ 救助・水防等の応急対策活動時に撮影した被災写真、その他
- ウ 関係機関・団体が撮影した被災写真、被災ビデオ映像
- エ 自主防災組織、市民等が撮影した被災写真、被災ビデオ映像

2 市民への広報活動

市は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。

被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

(1) 災害発生直後の広報

発災直後の広報は、市からの直接的な広報（呼び掛け）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り可能な広報手段で、迅速に直接広報に努める。

ア 災害発生直後の広報内容

発災直後の広報は、以下に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- (ア) 市本部の災害対策状況
- (イ) 市民への避難指示等に関する事項
- (ウ) 災害救助活動の状況
- (エ) 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- (オ) 県、警察、自衛隊等の関係機関の災害対策状況
- (カ) 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- (キ) 電話回線の状況
- (ク) 支援情報（避難所、医療救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- (ケ) 電気、ガス、水道等の現況
- (コ) 流言、飛語の防止に関する情報
- (サ) 安否不明者等の氏名等公表

イ 発災直後の広報手段

発災直後の広報は、以下の手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- (ア) 防災行政無線による広報
- (イ) 市の広報車による広報
- (ウ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- (エ) 市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報エリアメール、あげお防災ホットライン（電話による一斉情報伝達）ほか、各支所・出張所での情報提供による広報
- (2) 生活関連情報などの広報

市民生活の被害の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で市民に必要な情報を各種の広報手段を用いて提供する。

ア 生活関連情報などの広報内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

時 期	広 報 内 容
第1時期 (当日～ 1週間程度)	<p>発災直後の生存関連情報をはじめ、避難生活・通常の生活のための情報が必要となり、発災直後の広報の項目に加え、生活関連情報、医療救護所・医療機関開所情報、各種行政情報など避難所を中心広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス、水道等の復旧状況、復旧に伴う火災等の二次災害防止に関する情報 2 公共交通機関の復旧情報及び道路交通規制に関する情報 3 生活の基礎情報（炊出し・商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報） 4 安否情報 5 相談窓口開設の情報
第2時期 (2～3週間目)	ライフラインの復旧が進むにつれて、被害が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に通常の行政サービスに関する情報を広報する。また、避難所等で生活する市民には、災害関連の情報もあわせて提供していく。
第3時期 (4週間目以後)	<p>避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害関連の行政施策情報 2 通常の行政サービス情報

※ 生活関連情報などの広報は、できる限り地理空間情報（地図、空中写真、統計などのデータやG P S を用いて取得した情報）を活用のこと。また、情報の共有等ができるよう努めること。

イ 生活関連情報などの広報手段

第3時期以降に提供する生活関連情報は、各種申請手続きなどの内容が複雑になってくるので、保存可能な文字情報としての掲示物や広報紙などによる広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

掲示物や広報紙などは、被災者にとって特別な機器を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政情報などの重要な情報を被災者に的確に伝える手段として有効であることから、迅速に掲示物や広報紙などを発行する。

区分	広報手段
避難所の市民への広報	1 防災行政無線による伝達 2 広報車による広報 3 掲示板への掲出（広報紙・伝達情報等） 4 広報紙の配布 5 新聞・ラジオ・テレビなど報道機関による広報 6 その他（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア）
避難所外の市民への広報	1 支所、公民館等の公共施設での広報紙などの配布、伝達情報等の掲示 2 報道機関への情報提供による広報 3 その他（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア）
市外避難者への広報	1 FAXサービス、報道機関への情報提供による広報 2 その他（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア）、広報紙の市外郵送サービス等の実施

ウ 市民相互間の情報伝達

各自治会長、自主防災組織長は、市本部と連携し、自治会内の被災状況、救援物資に関する情報を広報するとともに、隣接する自治会、市内各地域の情報を広報し、地域住民の生活の安定、改善を図る。

(3) 要配慮者への広報活動

聴覚・視覚障害者や外国人など、災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に、正確に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

ア 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディア、広報紙、掲示物、FAX）やテレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。視覚障害者には、テレビ、ラジオ等で音声による情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、音声による広報に努める。また、各種障害者支援団体、彩の国会議等と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

イ 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、市役所、支所、交番、公民館、学校等公共施設のメッセージボードを利用して、広報内容の多言語化を図り広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、情報が行き届くよう努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知

発災時には、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル 171・災害用伝言板（web171）（東日本電信電話（株）提供）」、「災害用伝言板（携帯電話事業者提供）」等が開設されるので、活用方法を市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディア、臨時広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、市民に周知する。

(5) 災害協定先の自治体のホームページの活用

発災時は、停電や電算システムの停止で、市のホームページが運用できないことが予測される。この運用できない期間は、市と災害時の相互応援協定を締結しているいざれかの市町村のホームページを借用して、市の情報を代行発信する手段等を協議する。

3 報道機関への放送要請

(1) 放送要請

本部長は、人命の安全確保、人心安定及び災害対策活動に迅速・確実に期すべきもの、あるいは放送局による広報が適当と判断した場合には、県を通じ日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに対して放送要請を行う。

なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。

(2) 記者発表

記者会見場を設置し、状況の変化に応じて報道機関に対して、災害及び対策に関する情報を発表する。

ア 報道機関への発表は広報班を窓口として対応する。

イ 発災前に、報道発表などに関する広報ルールを定める。

ウ 記者会見以外にも隨時、情報提供できるように、記者会見会場に情報掲示スペースを設置する。

エ 緊急に周知・報道が必要な場合には、報道機関にFAXによる情報提供を行う。

(3) 発表及び要請すべき内容

発表及び要請すべき内容は次のとおりである。

ア 発表事項

(ア) 市本部の設置

(イ) 火災、倒壊など各種被害の状況（発生箇所、件数など）

(ウ) 避難状況

(エ) 医療情報（受け入れ可能な病院など）

- (オ) 誤報の打ち消しと正確な情報の提供
- (カ) 要配慮者向け文字放送や外国語による情報提供
- (キ) ライフライン、交通機関の施設状況（被害状況、復旧見通しなど）

イ 要請事項

- (ア) 市民への行動指示と心得、人心安定と社会秩序保持のため必要な事項
- (イ) 二次災害が予想される地域住民などへの警戒呼び掛け
- (ウ) 被災地以外の住民へのお願い（不要不急の電話をしないでほしいなど）
- (エ) デマ情報の打ち消し
- (オ) ライフライン、交通機関の施設状況（被害状況、復旧見通しなど）

4 広聴活動

災害時には、情報網の断絶等で、市民に混乱が生じるおそれがある。

市民の混乱を軽減するため、発災後速やかに市民相談窓口を開設し、市民からのニーズ、メンタルケア等の対策を含む広聴活動を行う。

(1) プライバシーに配慮した市民相談窓口の設置

発災後速やかに各避難所に、市民からの相談・要望を受ける市民相談窓口を設置する。

ア 相談受付体制の整備

被災者の相談内容は、災害後の時間経過に伴い変化する。これに対応するため、状況に応じて相談体制の見直しを行う等、相談体制の充実強化を図り、適切に対応する。

受付内容は、以下のとおりである。

- (ア) 安否確認（死者リストとの照会、各種情報の提供等）
- (イ) 医療相談（病院等のあっ旋、その他の医療相談）
- (ウ) 住宅相談（応急仮設住宅、公営住宅のあっ旋、危険度判定、応急修理等）
- (エ) ライフライン復旧相談（ライフラインの復旧状況、復旧の見込み等）
- (オ) 各種融資相談（税の軽減、減免、融資に関する相談）
- (カ) 法律相談（借地借家、相続、その他権利関係等）

イ 相談員の配置

被災者の相談に適切に対応するためには、発災直後から3日目までは、避難所班員が相談員となり対応する。3日目以降については内容に応じ本部、地区本部の相談窓口に専門知識を有する者を配置して相談に当たる必要がある。このため、県、関係団体等に専門家の派遣を要請するなどして、相談員を確保する。

(2) 電話による広聴活動

市民からの電話による要望、苦情等を受け付ける窓口を開設する。

(3) 避難所での聴取

避難所で被災者から要望、苦情を受け付ける。また、状況に応じて簡単なアンケート調査を行うなどして被災者の要望等をとりまとめ、本部に報告する。

第10節 水防計画

統括部（全班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課） 上下水道部（全課） 消防本部

気象状況は時間とともに変化するため、常に気象予警報に注意し、関係機関から水防警報等の通报があった場合は、河川及び内水の氾濫に備えて監視・警戒を強化し、また人員及び資機材を活用し、浸水被害の軽減を図る。

1 水防体制

市域に災害の発生が予測されるとき又は軽微な災害が発生したとき、若しくは洪水注意報（氾濫注意情報：警戒レベル2相当）が発表された場合（第2編第2章第1節「活動体制計画」の待機体制に準じる）、水防体制を敷く。

2 組織・運営

(1) 組織・編成

市の水防体制は、市本部の組織及び所掌事務に準じ、水防活動の万全を図るため、統括部、都市整備部、上下水道部及び消防本部（消防団含む）で編成し、水害の危険があると判断された場合、直ちに各部長及び消防長は、各部署内に水防体制を敷き、出動体制を図る。

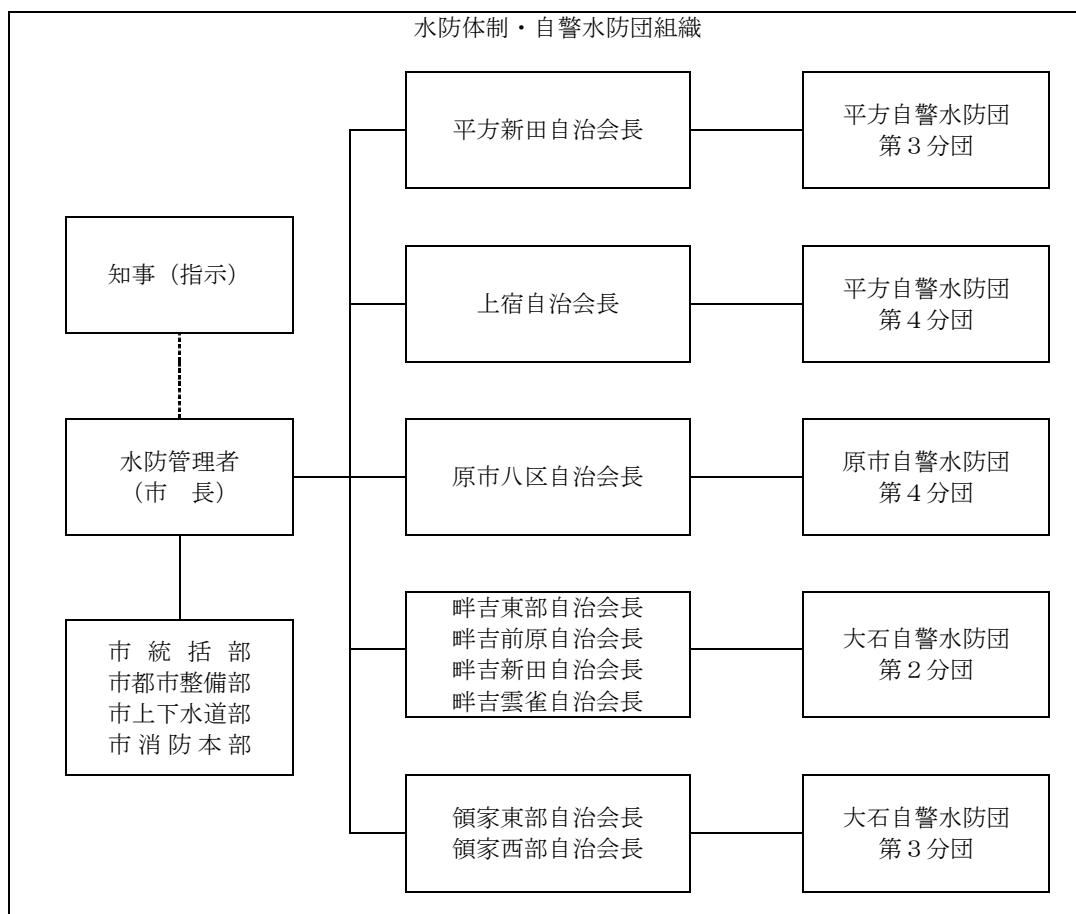
(2) 任務

水防体制の指揮者は、統括部、都市整備部、上下水道部及び消防本部（消防団含む）の長とし、その任務は次のとおりとする。

- ア 荒川及びその他の河川の水位監視及び巡視
- イ 荒川の水位による樋門の開閉
- ウ 越水・溢水危険地域における監視及び防ぎよ
- エ 洪水における防除活動
- オ 内水氾濫における監視及び防ぎよ

3 地域自主防災組織

地域の自主防災組織は、自警水防団とともに、河川及び内水氾濫の警戒に当たり、市と連携して被害の軽減に努める。



4 水防活動要領

本市が実施する水防活動の要領は次のとおりである。

(1) 河川等の監視、警戒

建設管理課・道路河川課は隨時、市域の河川等を巡回し、水防上危険であると認められる箇所がある場合、施設管理者へ連絡し必要な措置を講ずるよう求める。

なお、大雨、洪水、台風等の気象情報が発令された場合、統括部、都市整備部及び消防本部は、監視及び警戒を実施し、迅速かつ的確な措置を講ずる。

(2) 監視及び警戒が必要な箇所

- ア 埼玉県水防計画（資料編）に定めのある重要水防区域
 - イ 河川、下水道施設の工事箇所
 - ウ 内水氾濫履歴のある箇所
 - エ 浸水履歴のある箇所

河川名	区域
荒川	平方、西貝塚、畔吉の一部
綾瀬川	流域
鴨川	流域
芝川	流域
江川	流域

(3) 気象情報、水防情報の伝達

気象情報、水防情報の伝達は、本章第6節により実施することとし、市民への伝達は、本章第9節により実施する。

(4) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、住民の立入を禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 身分証明書の所持

調査、指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

5 避難誘導

市は、具体的な危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者には、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

6 応援要請

(1) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又は、これに準すべき事態が予想されるときは、市長は上尾警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(2) 他の水防管理者等への応援要請

市長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

(3) 自衛隊に対する出動要請

堤防の決壊など甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

7 決壊時の処置

市長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を北本県土整備事務所長、荒川上流河川事務所長及び氾濫の予想される方向の隣接する市町に通報する。

8 二次災害の防止

市は、県と連携し、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

(1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等の安全に留意した監視の実施。

(2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施。

- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- (4) 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。
- (5) 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な避難警戒体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制情報等、被災者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

9 水防体制の解除

水位の低下並びに気象情報、水防情報その他の情報により、水害の危険がなくなったと判断されるときは、水防体制を解除するとともに、必要に応じて関係地区住民に周知する。

10 報 告

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を県北本県土整備事務所へ埼玉県水防計画の定めるところにより報告する。

- (1) 定時報告
水防警報の「出動」発令時から1時間ごとに報告する。
- (2) 異常報告
亀裂、漏水、越水、洪水等の状況が生じた場合、逐次報告する。
- (3) 破堤等重大災害状況報告
破堤等重大な状況が生じた場合、情報が入り次第報告する。
- (4) 水防てん末報告
水防が終結した場合、遅滞無く報告する。

11 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

信 号	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号	事 項
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	水防団待機水位に達したことを知らせる
第2信号	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出場すべきことを知らせるもの
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出場すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○—— 休止 ○—— 休止	必要と認める区域内の居住者の避難のため立退くことを知らせるもの

第11節 消防活動計画

消防本部

大規模な火災（建物火災で、焼損延べ面積が3,000m²以上と推定されるもの。林野火災で、焼損面積1ha以上と推定されるもの。以下同じ。）その他の災害が発生した場合の消防活動について定める。

1 消防本部による消防活動

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きを行う。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受け入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎよ計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に基づき活動する。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、危険物等関連施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止、救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道

路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

力 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

詳細については、本章第14節「救急救助・医療救護計画」による。

2 消防団による消防活動

上尾市消防団は、市消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

(1) 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は市消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での停電復旧に伴う通電で漏電等による出火等の警戒活動を行う。

(3) 救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとり、市民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、市本部及び市消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備、活動地域への案内等を市消防本部と協力して行う。

3 自主防災組織による消防活動

(1) 出火防止

地域住民に、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報する。

(2) 消火活動

火災が発生したときは、119番通報するとともに、近隣住民と連携協力して消火器等を活用して消火活動を行う。

4 他の消防機関に対する応援要請

(1) 近隣市町との消防相互応援協定による応援要請

近隣市町相互の行政区域に災害が発生したときは、その災害形態により「消防相互応援協

定」に基づき応援を要請する。この要請は、電話その他の方法により行う。

(2) 埼玉県下消防相互応援協定による応援要請

市長は、発災時に、大規模火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき、幹事消防本部の長に応援を要請する。この要請は、電話その他の方法により行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、大規模災害や特殊な災害が発生し、市の消防力だけでは対応できないと判断した場合、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援要請をする。派遣される緊急消防援助隊との活動内容の調整については、消防本部に設置される指揮本部及び市に配置される緊急消防援助隊の指揮支援隊長との間で行う。

なお、要請は定められた様式で行い、被害状況が把握できない場合は第2報以降で連絡するが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し状況把握に対する支援を求める。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害種別

エ 人的・物的被害の状況

オ 必要応援部隊の種別・隊数

カ 場外離着陸場の状況

キ その他必要と思われる情報

(4) 緊急消防援助隊の活動拠点候補地

緊急消防援助隊の活動拠点候補地は以下のとおりとする。

施設名	所在地	備考
上尾丸山公園	平方3326	
上尾運動公園	愛宕3-28-30	
平方スポーツ広場	平方1185	
上平公園	菅谷16	※調整池機能を持つため、水害時は使用不可

第12節 交通対策計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班） 市民生活部（交通防犯課）

都市整備部（建設管理課・道路河川課）

災害時に交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、市は全機能をあげて被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして交通及び公共輸送の運行を確保する。

1 交通応急対策

(1) 交通支障箇所の調査及び通報

- ア 市は、市の管理する道路（以下「市道」という。）の、災害時における危険予想箇所を調査するとともに、災害が発生した場合には、建設管理課・道路河川課は道路の被害状況を速やかに調査する。この場合、市が指定する緊急輸送道路、被害の通報のあった道路を優先に調査する。
- イ 調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無その他被災の状況を市本部に報告する。
- ウ 道路管理者は、前号の状況を直ちに警察署、市消防本部、関連する他の道路管理者など関係機関に対して連絡を取る。

(2) 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

ア 道路施設の応急対策方法

- (ア) 道路の破損、流失、埋没、橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。
- (イ) 停電時に交通量の多い幹線道路の交差点については、交通の混乱を回避するための緊急措置として、警察署の要請により、発電機を提供して災害時の安全確保に努める。
- イ 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と並行して付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- ウ 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行い、円滑な交通の確保を図る。
- エ 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に陥った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、本章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」及び第22節「障害物除去計画」等に掲げる必要な措置と合わせ、集中的応急対策を実施し、緊急交通

路の確保を図る。

2 交通規制対策

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、被災地の交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため、的確な交通規制を実施する。

(1) 交通規制実施責任者

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	(1) 災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき。	歩行者、車両等	道路交通法第4条
		(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条
警察署長	同 上	災害により道路の決壊その他交通上危険な状態が発生し、必要があると認めるとき。ただし、規制する区域が他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者、車両等	道路交通法第5条
警察官	同 上	(1) 災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき。	車両等	道路交通法第6条 第2項
	車両等の後退又は道路交通法の定める方法と異なる通行方法の命令	(2) 前号の措置を行うほかやむを得ないとき。	現場にある車両等の運転者	
	必要な指示	(3) 前2号の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないとき。	現場の関係者	道路交通法第6条 第3項

	通行の禁止又は制限	(4) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。	歩行者、車両等	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合。	同上	道路法第46条第1項

(2) 市が実施する交通規制

警察署と連携を図り、緊急輸送道路を確保するため、市道の交通規制を実施する。

ア 交通規制の実施

市道を、道路法による交通規制を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置し、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等で誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場で指揮に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報する時間がないときは、警察署に対して道路交通法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

イ 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間がないときは、事後速やかに通知する。

(3) 交通規制等の広報及び周知

警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況、交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、あらゆる広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

また、市民の自動車による避難の禁止を強く呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずるとともに、緊急輸送道路指定幹線道路の交通規制及び道路の交通状況について市民に周知し、交通の混乱防止に努める。

(4) 通行禁止区域等における義務及び措置命令

ア 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両ができる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

イ 措置命令等**(ア) 警察官の措置命令等**

- a 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げることで、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動を命ずることができる。
- b 命じられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

(イ) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記(ア)の警察官と同じ措置をとることができる。

(ウ) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記(ア)の警察官と同じ措置をとることができる。

3 緊急通行車両等の確認

発災後の応急対策で、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両等の要件**ア 緊急通行車両**

災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- (イ) 消防、水防その他の応急対策に関するもの
- (ウ) 被災者の避難、救助その他の保護に関するもの
- (エ) 児童生徒の応急教育に関するもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (ク) 緊急輸送の確保に関するもの
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 緊急輸送車両

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (ア) 地震予知情報の伝達及び避難指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
 - (エ) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - (カ) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (キ) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - (ク) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (2) 緊急通行車両等の確認手続
- 公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、上尾警察署で実施する。
- 市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。
- (3) 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付
 - 当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会は申請者に対し災対法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」を交付する。
 - (4) 緊急通行車両等の事前届出
 - 災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。
 - このため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出る。また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。
 - (5) 標章等の取扱い
 - 交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示する。
 - (6) 標章等の返還
 - 次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等を返還する。
 - ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。
 - イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。

- ウ 緊急通行車両等が廃車となったとき。
エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する処置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第　　号		年　　月　　日		
緊急通行車両等確認証明書				
埼玉県知事　印				
番号順に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使　用　者	住　所	(　　)　局　番		
	氏　名			
通　行　日　時				
通　行　経　路	出　発　地		目　的　地	
備　　考				

第13節 避難計画

統括部（全班） 健康福祉部（障害福祉課、高齢介護課、健康増進課）
市民生活部（交通防犯課） 消防本部 避難所班

緊急時、危険地域にいる住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るため、適切な避難指示、避難誘導等を行うとともに、避難者に対して一時的な生活を確保し、避難生活を支援する。

1 市民の自主避難

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は、避難経路の安全を確認し避難する。

(2) 避難行動要支援者の避難

自主防災組織は、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し避難行動要支援者の避難を援助する。

(3) 避難における留意点

避難時は、車を避け徒步で避難する。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間に余裕がある場合には、食料（1日分程度）及び身の回り品等とする。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

2 避難の指示

(1) 実施責任者

避難のための立退きの指示及び立退き先の指示は、次の者が行う。

	実施責任者	根拠法令	適用災害
指示	市長	災対法第60条	災害全般
	知事、その命を受けた県職員	水防法第29条	洪水
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条	災害全般

注1 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものをいう。ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制

権はない。

(2) 避難指示の実施

ア 指示

(ア) 市長及び水防管理者（市長）

市長及び水防管理者（市長）は、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うとともに、関係機関に通知又は連絡する。避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(イ) 知事又はその命を受けた県職員

a 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

b 知事又はその命を受けた県職員は、洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。

(ウ) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、市長又はその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

(エ) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(3) 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 立退き先

ウ 避難先及び避難経路

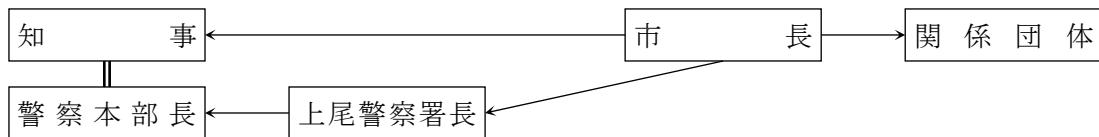
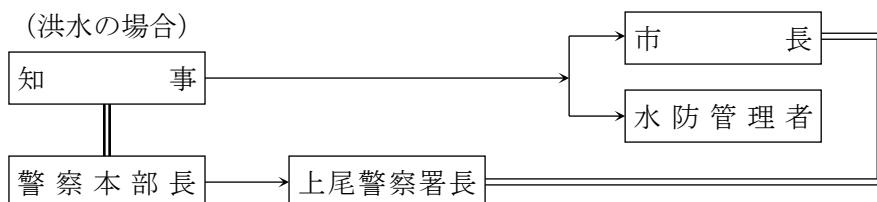
エ 避難理由

オ 避難時の留意事項

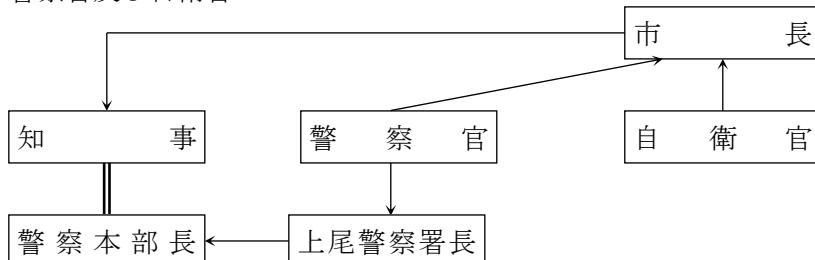
(4) 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知、「=」は相互連絡を示す）

ア 市長

イ 知事又はその命を受けた職員
(洪水の場合)

ウ 警察官及び自衛官



(5) 発令基準及び伝達方法

避難の指示等の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達、周知する。なお、必要に応じて高齢者等避難を伝達する。また、具体的な発令基準を定める。

種別	発令基準	伝達方法
高齢者等 避難 【警戒レ ベル3】	1 気象台、関係機関等からの情報により災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示を実施する必要が予想されるとき。 2 河川が避難判断水位を超えて、なお水位の上昇が認められ、高齢者等避難の伝達が必要なとき。 3 その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。	(1) 防災行政無線、サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知、ラジオ、テレビ、市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X (旧Twitter)・LINE等公式ソーシャルメディア、緊急速報エリアメール、Lアラート (災害情報共有システム)、あげお防災ホットライン等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
避難指示 【警戒レ ベル4】	1 気象台から大雨、洪水等の警報が発令され、避難を要すると判断されるとき。 2 県及び気象台から土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 3 関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 4 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 5 河川の上流の地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。 6 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。	(2) できるだけ人心を恐怖状態におちいらせないようになるとともに火災の予防についても警告する。

緊急安全確保 【警戒レベル5】 <p>原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合に必ず発令するとは限らず、また、これら以外の場合においても〔立退き避難〕等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。</p> <p>1 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合。 2 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合。 3 溢水が発生した場合（水防団等からの報告等により把握できた場合）。 4 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合。 5 土砂災害の発生が確認された場合。</p>	
---	--

避難行動要支援者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

【避難情報等と市民が取るべき行動】

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の考え方は、次のとおりとする。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段

	<p>の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動とする。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫している状況（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：緊急安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

※立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

※近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

※屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる

高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

(6) 関係機関への連絡

避難の指示等を行った場合は、直ちに次の関係機関へ連絡する。

ア 施設管理者等への連絡

直ちに避難所として指定している学校等の施設管理者等に連絡し、避難所開設の準備等を命じ、又は協力を求める。

イ 県知事への報告

市が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通知を受けたときは若しくは解除したときは、直ちに知事に報告する。

ウ 関係機関への連絡

避難指示等を発令又は解除したときは、必要に応じ、警察署等の関係機関に対し、その旨を通知するとともに、避難誘導等の必要な協力を依頼する。

エ 近隣市町への連絡

災害の状況により、近隣市町に市民が避難することがあると判断した場合は、直ちに近隣市町へ連絡し、協力を求める。

3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、次に示す状況に応じて指示を行う。また、指示を行った場合は、その旨を関係機関及び市民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 市長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防吏員又は消防団員 ② 警察官（注2）	消防法施行規則第48条の命令で定める以外の者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1） 市長又はその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2） ①に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3） 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、①及び②がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注4） 知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。

4 避難誘導

（1）避難所、避難経路の指定

市長は、災害時における地域環境等の状況を考慮し、地区ごとに、災害種別ごとの具体的な避難所等を定め、住民に周知徹底させておく。

避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障害者・乳幼児等自力避難が困難な者に配慮する。

(2) 避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるように配慮する。

ア 災害の発生状況に関する情報

- (ア) 土砂災害警戒情報が発表されたこと
- (イ) 河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- (ウ) 災害の拡大についての今後の見通し

イ 災害への対応を指示する情報

- (ア) 危険地区住民への避難指示
- (イ) 避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- (ウ) 河川周辺や斜面状況、土砂災害警戒区域等への注意・監視
- (エ) 誤った情報に惑わされないこと
- (オ) 冷静に行動すること

また、市内の各地域、駅・商業施設等不特定多数の者が集まる場所にいる住民又は滞在者に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

(3) 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等の自力避難が困難な者、また、外国人、観光客等の地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておく。

(4) 避難順位及び携帯品等の制限

ア 避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とする。

イ 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障を來さない最小限度とする。

ウ なお、これらの内容を市民に周知する。

5 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

ア 避難所の安全性の確認

避難所班員は、施設の状況を目視し、施設の外観、内部、周辺の道路状況、土砂災害に対する安全性、火災発生状況等について、安全性を確認するとともに、ライフラインの被害状況を確認する。

イ 避難所の開設

避難所班の責任者は、安全性が確認され次第、避難所を開設する。（資料7-4～7-

5) なお、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

ウ 避難所開設の報告

(ア) 避難所班員は、避難所を開設した場合、又は避難所が開設できない場合は、速やかにその旨を市本部に報告する。

(イ) 市本部は、避難所を開設した場合には、その旨を公示するとともに、地域住民に周知する。

エ 避難者の収容

避難所班は、混乱のないように避難者の協力を得ながら要配慮者を最優先に収容する。

収容の際には、定められた避難スペースとし、避難者が他の施設に入らないように徹底する。

オ 知事への報告

市本部は避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

(ア) 避難所開設の目的、日時及び場所

(イ) 避難所の箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営

ア 避難所の運営体制の確立

避難所の運営は、「上尾市避難所運営マニュアル」に基づき、避難者自身による自主運営を基本とする。なお、避難所運営体制には、女性の参画を推進し、避難所の運営に際しては、女性の意見を積極的に取り入れるとともに、男女、性的少数者（L G B T Q）等のニーズの違いに的確な対応を行い、要配慮者等に配慮した避難所の運営体制を確立する。

避難所となる施設管理者や避難所班職員、ボランティアは運営のサポートとして携わる。

また、避難者の中から会長、副会長（2名）を選任し、任務分担を明確にし、円滑な運営を行う。

(ア) 避難者名簿の作成

避難所では、避難者の人数、状況等を把握するため、避難者名簿を作成する。作成した避難者名簿は、市本部に送付する。

(イ) 居住区域の割り振り

居住区域は、可能な限り地区ごと（自治会等ごと）に割り振りを行い、円滑な避難所の運営を行う。

イ 物資、資機材の確保

物資、資機材は、防災倉庫にある備蓄品を活用する。物資が不足する場合は、品目、数量を確認のうえ、市本部に依頼する。

ウ 要配慮者対策

市は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、高齢者等避難が発令された場合等、

また、避難所に避難してきた者等で福祉避難所の受入対象者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合には、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定（資料4-2）を締結している施設に対し、協定に基づく開設を要請する。

エ 避難所生活の長期化対策

避難所生活が長期化した場合、生活関連、避難者の精神面等に種々の問題が発生することが予想される。

そのため、避難所班は、市本部、臨時総合相談窓口と連携を図り、対策を検討し解決を図る。

オ 避難所における感染症対策

災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

(ア) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

(イ) 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね1~2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(ウ) 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(エ) 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(オ) 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、使い捨て手袋、スタッフ防護用ガウン、フェイスガード、パーティション、段ボールベッド等感染対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(カ) 自宅療養者の対応

健康福祉部は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から保健所と連携して取り組む。

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(ヰ) 住民への周知

避難において、住民に対して以下の通り周知を行う。

- ・広報紙、自治体ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。
- ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等。

(ケ) 感染対策

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底すること。
- ・定期的な清掃を実施すること（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- ・食事時間をずらして密集・密接を避けること。

(ケ) 発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症等が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が感染症等に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(3) 避難所管理運営上の留意事項

ア 避難所での情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、市民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町に応援要請する。

イ 要配慮者や女性及び性的少数者（L G B T Q）の避難者や子育て家庭のニーズ等に配慮し、男女別更衣室（更衣室内にパーティション等の目隠しを設ける）、男女別トイレ、バリアフリートイレ、授乳室、クールダウンスペース等を開設当初から設置して運営するよう努める。

また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努め、性暴力や性犯罪の相談・防止対策、被害が生じた場合の相談支援体制を設ける。

ウ 避難の生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて医療救護所を設ける。

オ 要配慮者の健康状態については、できるだけ避難者の事情がわかる人とともに過ごすことができるよう配慮するとともに、必要に応じ、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

カ 案内所、物資配布場所、トイレ等の表示は、大きい表示板、ピクトグラムなどで分かりやすく表示する。

キ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取り扱いについては、本章第26節4被災動物の救援等による。

ク 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

ケ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信手段の確保に努める。また、必要に応じて避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

6 避難所の縮小・閉鎖

(1) 避難所の縮小

各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して避難所として活用する施設を選定し、避難者を他の施設へ移送し、避難所数を縮小する。

(2) 避難所閉鎖の決定

市は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難所を継続する必要がなくなり、被災者の生活再建の目処が立った時点で避難所を閉鎖する。

(3) 県等への報告

市は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

7 広域一時滞在場所の確保

市域が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市が協力を求められた場合は、県の支援の下、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

8 被災者の広域避難

東日本大震災を教訓に、広域的な避難者の受入れが求められる。被災者の広域避難について、国や県を調整役として、県内外の市町村間の避難が円滑に進むよう対応する。

9 救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3－1）による。

第14節 救急救助・医療救護計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、迅速な医療救護活動を実施する。

1 救急・救助

(1) 救急・救助体制の確立

市は、直ちに救助隊を編成し、救急・救助活動を実施する。

(2) 救急・救助活動

ア 応急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行うとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

(3) 資機材の確保

資機材の確保のため、民間の防災関連会社及び医療機器関連会社との応援協定の締結をする。

また、現場活動は、消防署等の資機材を活用するほか、現場関係者及び市民の協力を求め、現地調達する。重機等の資機材が必要な場合は、市本部に連絡して緊急確保に努める。

(4) 応援要請

災害が甚大で、市ののみの動員又は市で保有している資機材では救出が困難な場合は、相互応援協定に基づき、締結市町村から必要な救出資機材等を確保し、救出活動を行う。また、災害の状況によっては、県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

(5) 救助法適用時の費用等

被災者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内において県に請求する。

2 傷病者搬送

医療救護所で治療が困難な傷病者は、後方医療機関に搬送し、必要な応急医療を実施する。

(1) 傷病者搬送の判定

医師等で編成された医療救護班の班長は、トリアージ（負傷者の選別）の実施結果を踏まえ、後方医療機関に移送する必要があるか否か判断する。

(2) 搬送先の決定

地区ごとに、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、おおよその搬送順位を定めておく。発災後は、後方医療機関の被災情報や搬送経路の状況など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 傷病者搬送体制の整備

ア 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ移送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

イ 搬送順位

医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、おおよその搬送先順位を定めておく。発災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

ウ 搬送経路

発災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

エ ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した、受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。なお、県防災ヘリコプター、他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

3 医療・助産

(1) 医療体制の確保

ア 関係機関への協力要請

本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、(一社) 上尾市医師会及び市内各医療機関に対し、協力を要請する。

イ 医薬品の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を、災害の規模に応じて(一社) 上尾市医師会、(一社) 上尾伊奈地域薬剤師会上尾支部等の協力を得て確保する。状況によっては、応援協定締結市町村から緊急調達する。

ウ 後方医療機関の受入状況確認

市本部は、後方医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を把握し、負傷者の受入体制を確

認する。

(2) 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、発災直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とするため、市は、避難所等に医療救護所を開設し、医療救護班が応急医療活動を実施する。また、医療救護所等で対応できない重症者等は、市内の救護医療機関へ移送し、治療、入院等の救護を実施する。

ア 医療救護班の派遣

市は、災害規模に応じ、(一社)上尾市医師会に医療救護班の出動を要請する。

なお、市は、編成した医療救護班による対応が十分でないと判断した場合は、県、その他防災関係機関等に協力を要請する。

イ 医療救護所の設置

医療救護班は、避難所等に医療救護所を設置し、医療救護活動を実施する。

ウ 医療救護班の業務内容

医療救護班の活動内容は次のとおりである。

(ア) 診察

(イ) 医薬品等の支給

(ウ) 応急処置及びトリアージ

(エ) 看護

(オ) 市内救護医療機関等への移送要請

エ トリアージ（負傷者の選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療対応力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

オ 連絡調整

医療救護班は、必要に応じ関係機関への連絡調整を実施する。

カ 救護医療機関

救護医療機関は、医療救護所等で対応できない重症者等を収容し、治療、入院等の救護を実施する。

(3) 県等への応援要請

災害の規模により市の対応力では十分でないと認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関（埼玉D M A T等）や国が関与して全国的に行われる人的応援である災害派遣医療チーム（D M A T）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、全日本病院医療支援班（A M A T）等に協力を要請する。

(4) 救助法適用時の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つこ

とができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

4 保健衛生

(1) 精神保健活動

ア 精神保健相談の実施

被災地、特に避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調を来す場合があり得ることから、市は、精神科医等の医療関係者の協力を得て、精神保健相談を実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、東・西保健センター等に相談所を設置し、メンタルヘルスケアを継続して実施する。

イ 精神保健活動班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に精神保健活動班の派遣を要請し、次の活動の実施について支援を求める。

(ア) 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療

(イ) 精神科医療機関のあっせん

(ウ) 精神科医療機関への搬送手段の確保

(エ) 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整

(オ) 被災者の精神保健福祉相談

(2) 栄養指導

ア 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等で食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、市は、定期的に避難所、炊出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態、食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

イ 栄養指導班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求める。

(ア) 炊出し、給食施設の管理指導

(イ) その他被災者栄養管理に関するこ

第15節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

統括部（全班） 市民生活部（市民課） 環境経済部（環境政策課・生活環境課）

災害により行方不明となっている者について、迅速かつ適切に搜索、収容する。遺体を発見した時は、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない遺体は、適切に埋・火葬を実施し、遺留品、遺体の取扱いに当たっては、死者の尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索活動

救助法が適用になった場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。救助法が適用されない場合は市長が実施する。

- ア 市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者、又は、死亡の疑いがある者の搜索を警察、自衛隊などの関係機関の協力を得て迅速に実施する。
- イ 市本部は搜索現場の状況に応じ、警察、自衛隊、日赤奉仕団等の関係機関、消防、消防団、自主防災会等との連絡を密にし、役割や搜索区域の分担を行う。

(2) 行方不明者の把握

ア 届出の受理

市本部長は、搜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

イ 行方不明者の調査

市本部長は、死亡者名簿、避難者名簿の確認や避難所、病院等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行う。

ウ 行方不明者の確定

市本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い、届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努める。

エ 行方不明者に関する問合せ等

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図り実施する。

(3) 搜索の期間

行方不明者の搜索を行う期間は、原則、発災の日から10日間とする。11日目以降も搜索を行う必要がある場合は、期間（10日）内に、次の事項を明らかにし、県知事に申請する。

- ア 延長を必要とする期間
- イ 延長を必要とする地域
- ウ 延長を必要とする理由

エ その他（未だ発見されない行方不明者数等）

(4) 行方不明者を発見した場合の措置

搜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに警察及び市本部に連絡する。

(5) 経費の負担

救助法が適用になった場合は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

救助法が適用されない場合は市が負担する。

2 安否不明者等の氏名等公表

市は、県や救出・救助活動を実施する警察・消防機関と緊密に連携し、人命を最優先とした効果的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

3 遺体の処理

救助法が適用になった場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。救助法が適用されない場合は市長が実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

収容された遺体は、警察が検視（見分）を行う。

(2) 遺体の検案

死因その他の医学的検査に基づく検案は、医師が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

(3) 遺体の搬送

警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、遺族等に引き渡す。身元不明の遺体は警察機関の協力を得て、遺体安置所へ搬送し、収容する。

(4) 遺体安置所の開設

市は、協定先の民間葬儀企業又は二次災害のおそれのない適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に仮設する遺体安置所に、遺体を収容する。また、必要に応じて、警察官による検視（見分）及び医師による検案を行う検視所を併設する。

遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(5) 遺体の収容

市は、収容した遺体について、識別確認のため写真撮影などにより、その特徴を把握するとともに、遺留品等の整理を行う。

(6) 遺体の一時保管

市は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

(7) 実施状況報告

- ア 担当責任者は、処理の日時、場所、遺体の確認、処理内容、検査その他必要事項を報告（日報）する。
- イ 遺体の処理に当たっては、次の書類を整備する。
- (ア) 遺体処理状況記録簿
- (イ) 遺体処理台帳
- (ウ) 遺体処理関係支出証拠書類

4 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により市が実施する。

ア 埋・火葬の実施場所

原則として、埋葬は、市内で実施する。火葬は、上尾伊奈斎場つつじ苑で実施する。被災により火葬が行えないとき又は処理能力を超えるときは、県に協力を要請する。

イ 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは市が救助法適用地である場合は市が引き取るものとするが、市が混乱のため引き取ることが困難なときは、漂着した市町村が知事の行う救助を補助する立場で埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

ウ 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせる。救助法適用地が混乱のため引き取ることが困難なときは、遺体を撮影する等記録して、市が知事の行う救助を補助する立場で埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

エ 葬祭関係資材の支給

次の範囲内で棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

(2) 遺体の埋・火葬の実施

ア 市民課は、検査書、死亡診断書により住民票原本リスト、戸籍等の確認後、埋火葬許可書の発行を行い、埋火葬許可申請綴を作成する。

イ 遺骨、遺留品は包装し、名札及び遺留品処理表を添付の上、保管所に一時保管する。

(3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行う。火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から、遺体の保管、埋・火葬が行えない

と認められる場合は、市は葬祭業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

5 救助法適用時の費用等

遺体の処置等に要した費用等は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3－1）の範囲内で県に請求する。

第16節 要配慮者安全確保対策

統括部（危機管理防災班） 子ども未来部（保育課） 健康福祉部（全課）
市民生活部（市民協働推進課） 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

要配慮者（本編第1章第11節に同じ）は、災害時において自分の身体・生命を守る対応力が不足していたり、言語の障害から迅速、的確な行動が取りにくかったり、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進する。

1 在宅避難行動要支援者の安全確保

(1) 安否確認の実施

市は、調査班を編成し、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、所在確認を実施する。その際、在宅の避難行動要支援者の「名簿」等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得て行う。

調査班は、安否確認の調査結果を直ちに市本部に報告する。市本部は、速やかに必要な援護対策を実施するとともに、安否確認結果を県に報告する。

(2) 救助活動の実施

市は、自主防災組織等の協力を得て、在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

(3) 避難誘導の実施

避難行動要支援者の避難誘導等は、市が作成した「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に高齢者等避難の伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援を行う。なお避難誘導等を行うに当たっては、地域の消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の安全を第一に行う。

(4) 受入先の確保及び移送

避難行動要支援者の受入先として、医療施設、社会福祉施設、避難所等を確保する。

また、輸送車両を確保し、自主防災組織、彩の国会議等の団体の協力を得て移送する。

(5) 避難所におけるケア対策

避難所で高齢者や障害者等の要配慮者を介護するケア・スペースを確保するとともに、相談機能も付与する。

(6) 要配慮者用避難所の開設

避難生活では、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮する。障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、必要により社会福祉施設、医療施設に対して緊急一時入所、特例的（定員外）入所を依頼する。

施設への入所が困難な場合は、福祉避難所を開設（本章第13節「避難計画」）し、ホームへ

ルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者、ボランティア等の協力を得て管理運営する。

(7) 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資の放出、調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般の避難者と別に設けるなど配慮する。

(8) 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に、福祉ボランティア団体等の協力で、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

(9) 相談窓口の開設

市は、避難所等にプライバシーに配慮した臨時相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(10) 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、彩の国会議等の団体の協力を得て巡回班を編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

2 社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、彩の国会議等の団体に協力を要請する。

(3) 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設、社会福祉施設等の受入先を確保し、移送する。

市は、医療施設、社会福祉施設等の受入先や輸送自動車等を確保し、施設入所者の移送を支援する。

(4) 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し、入所者等に配布する。

市は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

(5) 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設への連絡

市は、荒川の水位が上昇し、氾濫注意水位（本章第6節「注意報及び警報伝達計画」）に達するおそれがある場合等には、洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設である下記施設に電話・FAX、自主防災組織・消防団等により直ちに当該情報を提供し、必要な安全対策をとる

よう指示する。

洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設

NO	施設名称	所在地	電話番号
1	新生ホーム短期入所生活介護	上尾市平方領々家224-1	048-726-3100
2	短期入所生活介護事業所 あけぼの	上尾市上野567	048-726-6514
3	ショートステイ 棕の木	上尾市平塚322	048-856-9901
4	ショートステイ ご福あげお	上尾市平方505	048-871-8529
5	介護老人保健施設ハーティハイム	上尾市平方3147-3	048-726-8000
6	医療法人藤仁会介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお	上尾市平方1915	048-780-6600
7	新生ホーム	上尾市平方領々家224-1	048-726-3100
8	特別養護老人ホームあけぼの	上尾市上野567	048-726-6514
9	特別養護老人ホーム 棕の木	上尾市平塚322	048-856-9901
10	特別養護老人ホーム ご福あげお	上尾市平方505	048-871-8529
11	ケアハウスあけぼの	上尾市上野567	048-726-5565
12	恵和園	上尾市領家371-1	048-726-7373
13	あずみ苑 上尾	上尾市上野221-9	048-780-6421
14	老人福祉センターことぶき荘	上尾市平塚724	048-776-2265
15	上尾ほほえみの杜	上尾市畔吉1341-1	048-780-1771
16	らぼーる 上尾	上尾市地頭方422	048-780-1065
17	グループホームみんなの家 上尾瓦葺	上尾市瓦葺2684-1	048-720-1671
18	グループホーム上尾	上尾市地頭方431-1	048-782-0050
19	けあビジョンホーム上尾	上尾市平方1293-4	048-783-0700
20	グループホームのぞみ	上尾市小敷谷716-1	048-871-7626
21	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
22	あけぼの	上尾市上野567	048-726-8612
23	ふれあいハウス	上尾市平塚724	048-776-2235
24	大石事業所	上尾市藤波1-209-2	048-782-4177
25	ふじ学園	上尾市藤波1-208	048-783-4483
26	労働と教育の場 「雑草(あらぐさ)」	上尾市地頭方438-6	048-726-5720
27	こばん☆あらぐさ	上尾市富士見2-15-1	048-788-2340
28	領家グリーンゲイブルズ	上尾市領家401-1	048-729-8264
29	第1クローバーハウス	上尾市領家114-4	048-726-3997
30	第2クローバーハウス	上尾市中新井748-1	048-726-3997
31	グループホームくるみ	上尾市平塚322-2	048-871-8356
32	てんじん A棟	上尾市藤波2-145-1	048-773-3370

第2編 第2章 第16節 要配慮者安全確保対策

NO	施設名称	所在地	電話番号
33	てんじん B棟	上尾市藤波2-145-1	048-773-3370
34	ふじなみ	上尾市藤波2-169-2	048-773-3370
35	だいやま	上尾市藤波2-169-3	048-773-3370
36	らぼーるびれっじ	上尾市瓦葺2716 尾山台 団地4-5-108・109	048-748-5243
37	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園	上尾市平塚724	048-776-2260
38	大谷保育所	上尾市西宮下4-380-3	048-775-2550
39	ころぼっくる第二保育園	上尾市上野567	048-783-1010
40	しののめキッズパーク保育園	上尾市壱丁目南17-8	048-725-0415
41	つつじが丘認定こども園	上尾市上野1053-1	048-725-2622
42	認定こども園泉の森	上尾市平方4220-1	048-783-7001
43	小敷谷保育所	上尾市小敷谷723-1	048-726-2698
44	アッコルト	上尾市藤波2-223	048-786-5111
45	放課後等児童デイサービス バナナキッズ	上尾市平塚1281-1かしの 木会館2階	048-777-3030
46	放課後等デイサービス くるみ	上尾市平塚322-2	048-871-8356
47	児童デイサービス あげは	上尾市平方744-1	048-780-1555
48	放課後等デイサービス サンFC	上尾市富士見2-20-25まつ やビル3F	048-778-9661
49	平方小学童保育所	上尾市平方1346-1 平方 小学校内	048-725-3133
50	平方北小学童保育所	上尾市平方3657 平方北 小学校内	048-726-9255
51	尾山台学童保育所	上尾市瓦葺510 尾山台小 学校内	048-721-5716
52	鴨川小学童保育所	上尾市西宮下4-400 鴨川 小学校内	048-774-2342
53	平方東学童保育所	上尾市平方4294-1	048-726-1229
54	医療法人社団愛友会 上尾中央第二病院	上尾市地頭方421-1	048-781-1101
55	カオル幼稚園	上尾市藤波4-125	048-786-8864
56	平方北小学校	上尾市平方3657	048-726-2120
57	平方東小学校	上尾市平方4354-2	048-725-2623
58	尾山台小学校	上尾市瓦葺509-1	048-721-3400
59	鴨川小学校	上尾市西宮下4-400	048-775-6562
60	平方小学校	上尾市平方1346-1	048-725-2070
61	太平中学校	上尾市小敷谷2-3	048-725-2026

NO	施設名称	所在地	電話番号
62	瓦葺中学校	上尾市瓦葺163	048-722-2101
63	大石南中学校	上尾市小敷谷1105	048-726-0511
64	南中学校	上尾市大谷本郷124	048-781-2299
65	西中学校	上尾市東今泉5-1	048-781-1541
66	県立上尾橘高等学校	上尾市平方2187-1	048-725-3725
67	秀明英光高等学校	上尾市上野1012	048-781-8821
68	県立上尾鷹の台高等学校	上尾市原市2800	048-722-1246
69	県立上尾南高等学校	上尾市中新井585	048-781-3355
70	県立上尾かしの木特別支援学校	上尾市平塚1281-1	048-776-4601
71	デイサービス あけぼの	上尾市上野567	048-726-6381
72	通所介護事業所「新生ホーム」	上尾市平方領々家213-1	048-781-3375
73	社会福祉法人 彩光会 デイサービスセンター 恵和園	上尾市領家371-1	048-726-7373
74	デイリハ くるみ	上尾市上野1159	048-729-7761
75	日々トレ はると 上尾小敷谷	上尾市小敷谷696-1	048-782-4110
76	リハビリDO	上尾市平塚1061-9	048-871-5982
77	有限会社 ハートプラン介護研究所	上尾市小敷谷1-22	048-726-1606
78	いこいハウス あげお西	上尾市小敷谷2-1 日建シェトワ5ビル1階	048-788-2282
79	ケアガーデン上尾富士見	上尾市富士見2-10-17	048-779-7800
80	多機能ホームのぞみ	上尾市小敷谷716-1	048-871-7626
81	若竹ホーム	上尾市小敷谷335	048-781-7323

(6) 土砂災害警戒情報が発表された場合の要配慮者関連施設への連絡

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、要配慮者関連施設に電話・FAX、自主防災組織・消防団等により直ちに当該情報を提供し、早めの避難の開始など必要な安全対策をとるよう指示する。

(7) ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

(8) 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、彩の国会議等の団体に協力を得て巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

3 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

市は、職員や災害時語学ボランティア等で調査班を編成し、外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

市は、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得て、チラシ・臨時広報紙等の発行による生活情報の提供を隨時行う。

(4) 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努め、ボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣を要請する。

第17節 飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画

統括部（物資統括班） 環境経済部（農政課・商工課）

上下水道部（経営総務課・業務課・水道施設課）

災害時は道路の陥没、亀裂などにより水道管の破損で広域にわたって断水が予想される。飲料水・食料・生活必需品等を得ることが困難な市民に、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

1 水の供給

(1) 上水道からの水の確保

給水の方法、給水場所、資機材等は次のとおりである。

ア 給水量

飲料水の給水量は、1人1日最小限度3ℓを目途とする。なお、被災後は、次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ、逐次給水を增量し、4日目以後は20ℓを目標とする。

イ 給水場所

原則として、各避難所に給水所を設置する。

ウ 給水方法

給水方法は、給水車、給水タンク等で給水所へ搬送し、配布は、自主防災組織の協力を得て行う。その際、外観（色、濁り）・臭気・味の確認及び消毒の残留効果の検査を適時行い、必要に応じ、濁度・pH値・電気伝導率の測定を行うことで、供給水の安全性を確認する。（日本水道協会発行「地震等の非常時における水質試験方法」参照）

エ 資機材等の品目

- a 給水タンク
- b ウォーターバルーン
- c 非常用飲料水袋
- d その他

(2) 上水道以外からの水の確保

ア 飲料水の確保

備蓄しているペットボトルを、飲料水として活用する。なお、ペットボトルの搬送は、物資統括班が統括調整をし、協定締結企業等の協力の下で行う。

イ 生活用水の確保

生活用水としてトイレ、洗濯などに使用する水は、学校のプールなどを活用する。また、民間における井戸水の実態把握を行い、災害時に活用する。

市は、令和6年度より災害時協力井戸制度を創設し、井戸を所有している市民や市内事業

所より同意を得た井戸を「災害時協力井戸」として登録し、市ホームページ等で公表する。災害時に断水が起きた場合は、近隣住民に井戸を開放いただき、生活用水を提供いただくこととしている。

(3) 応急給水等の広報活動

大規模災害時に応急給水の実施状況を市民に適時、適切な情報を広報する。

ア 市民への広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請し、あらゆる手段で実施する。

イ 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。

(4) 医療機関への給水

医療機関から応急給水の要請があった場合にはこれを最優先とし、医療機関が十分な医療を行えるよう給水を行う。

(5) 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害が発生した場合で、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、応援協定締結市町村や業者から飲料水を緊急調達する。

それでも確保できない場合は、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

2 食料の給与

災害時に被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助に必要な食料の確保とその供給を確実に行う。

(1) 給与の基準

ア 給与対象者

給与対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者には、要配慮者に配慮した食料の提供、優先給与など、十分に配慮して給与する。

(ア) 被災者及び災害救助従事者

(イ) 米穀の給与が混乱し、食料の確保ができない市民

イ 給与品目

給与する食品の品目は、次のとおりとする。

(ア) 前号(ア)にあっては、米穀（米飯を含む。）、米穀、ビスケット類等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調製粉乳とする。

(イ) 前号(イ)にあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によってはビスケット類及び乳製品とする。

ウ 給与基準量

1人当たりの給与量は、次表のとおりである。

品 目	基 準	
米 穀	被 災 者	1食当たり 精米200g以内
	応急給与受配者	1人1日当たり 精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり 精米300g以内
パ ン ビ ス ケ ッ ト 類 調 製 粉 乳	1食当たり	185g以内
	1食当たり	1包(100g入り)以内
	乳児1日当たり	200g以内

(2) 備蓄食料の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している米穀、ビスケット類等を被災者等に給与する。

(3) 食品の調達

備蓄食料では不足する場合、又は必要とする食品がない場合には、次により調達する。

ア 市内販売業者からの調達

市内の米穀小売販売業者や食品販売業者から、必要量の米穀や食品を調達する。

イ 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、市内販売業者から必要量の調達が困難な場合は、応援協定締結市町村・業者から必要量の食品を緊急調達する。

(4) 県への調達要請

ア 米穀等の調達

(ア) 大規模災害のため、市内米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

(イ) 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、知事から指示される範囲内で、関東農政局企画調整室に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知)に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請し、給与する。

イ その他の食品の調達

大規模災害のため、市内食品販売業者等では不足する場合は、知事に調達を要請する。

(5) 緊急食料の集積所

市内販売業者から調達した食品や応援協定締結市町村等から搬送された食料は、市民体育館、上平公園に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

(6) 炊出しの実施

ア 炊出し実施体制

災害時の食料の炊出しについては、避難所のほか、小・中学校の家庭科室を利用し、NPO・彩の国会議等及びボランティアの協力を得て実施する。(資料12-1)

イ 炊出し困難な場合の措置

炊出しが困難な場合は、米飯提供業者や産業給食提供業者から、弁当等を購入し給与する。

ウ 埼玉県への協力要請

市長は、災害により甚大な被害を受けたことにより、炊出し等が実施困難と認めたときは、埼玉県知事に炊出し等について協力を要請する。

(7) 実施状況報告

市長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

3 生活必需品等の供給

災害時に被災者に給与する衣料、生活必需品その他の物資は、その確保と給与を確実に行う。

(1) 供給の基準

ア 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 給与・貸与の品目

急場をしのぐ程度の、必要最低限の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じおおむね次に挙げる品目の範囲内で現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 外衣（洋服、作業衣、乳幼児・子供服・妊婦服等男女の年齢階層に配慮）
- (ウ) 肌着（シャツ、パンツ等乳幼児から大人までの男女に配慮）
- (エ) 身の回り品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、女性用品、カイロ、乳幼児・大人用の紙おむつ等）
- (オ) 炊事道具（炊飯器、鍋、コンロ、包丁、ガス器具等）
- (カ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (キ) 日用品（石けん、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、マスク、弾性ストッキング、石鹼、歯ブラシ等）
- (ク) 光熱材料（マッチ、プロパンガス、ローソク、木炭等燃料等）
- (ケ) 保育用品（ほ乳瓶、紙おむつ等）
- (コ) 生理用品
- (サ) 冷暖房器具
- (シ) 医療品（常備薬、救急箱等）

(2) 備蓄物資の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等を被災者等に給与又は貸与する。

(3) 生活必需品の調達

ア 生活協同組合、市内販売業者からの調達

生活協同組合、市内販売業者から生活必需品を調達する。

イ 応援協定に基づく緊急調達

大規模災害により、市内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、応援協定締結市町村・業者から必要とする生活必需品を緊急調達する。

(4) 県への応援要請

大規模災害のため、市内小売販売業者等及び相互応援協定締結市町村から必要物資が確保できない場合又は不足する場合は、県に備蓄物資の放出を要請する。

(5) 緊急物資の集積所

市内販売業者から調達した生活必需品や応援協定締結市町村等から搬送された生活必需品は、市民体育館、上平公園に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、生活必需品の管理に万全を期する。

4 石油類燃料及び次亜塩素酸ナトリウムの調達・確保

(1) 石油類燃料

市は、病院（災害拠点病院）、防災拠点、浄水場など特に重要な施設で、市が指定する施設に石油類燃料の供給ができるよう、引き続き、石油元売り業者との協定締結に努める。

(2) 次亜塩素酸ナトリウム

市は、災害時においても、協定締結業者より、水道水の塩素消毒剤として主に使用されている次亜塩素酸ナトリウムが浄水場に供給できるように、平時から元売り業者との災害時を想定した調整に努める。

5 国によるプッシュ型の物的支援

市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

加えて、国によるプッシュ型支援に際し、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うよう努める。

6 救助法適用時の費用等

飲料水の供給に要した費用、炊出し等による食品の給与に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

第18節 帰宅困難者支援対策

統括部（危機管理防災班） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

多くの市民が県内外に通勤、通学しているため、首都圏で大規模災害が発生した場合には、その所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も含め、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

具体的な計画は、第3編第2章第17節「帰宅困難者支援対策」に準ずる。

第19節 被災施設等の応急対策

行政経営部（施設課）

都市整備部（都市計画課・市街地整備課・建築安全課・開発指導課・建設管理課・道路河川課）

上下水道部（業務課・水道施設課・下水道施設課）

教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関と相互に連携し応急対策を実施する。

また、発災時には、関係機関等の管理者に対し、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、発災後における災害復旧が順調に行われるよう次の措置を講じるよう指導する。

具体的な計画は、第3編第2章第22節「被災施設等の応急対策」に準ずる。

第20節 応急住宅対策

行政経営部（施設課） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（建築安全課・みどり公園課）

家屋の倒壊、焼失等の被害で、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を供給することが必要である。

応急仮設住宅には、発災後に建設して供給する応急仮設住宅（以下、建設型応急住宅という）と民間賃貸住宅を借り上げて供給する応急仮設住宅（以下、賃貸型応急住宅という）があり、県は、それぞれの特徴及び被災地域の実情等を踏まえ、供給計画を作成し、供給に係る業務全般を行う。

市は、供給に当たって、用地確保や必要戸数の把握、入居者の募集・管理など、補助的な業務を行い、このために必要な体制の整備を推進する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため応急修理を実施する。

1 応急仮設住宅の供給

(1) 用地の確保

建設型応急住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、以下の建設型応急住宅適地の基準に従い、適切な用地選定を行う。なお、選定基準の詳細については、応急住宅対策マニュアルに従うものとする。

- ア 水道水が得やすい場所
- イ 保健衛生上適当な場所
- ウ 交通の便を考慮した場所
- エ 住居地域と隔離していない場所
- オ 浸水等のおそれのない場所
- カ 工事車両のアクセスしやすい場所
- キ 既存生活利便施設が近い場所
- ク 造成工事の必要性が低い場所

用地は、市公有地又は建設可能な民有地の中から、建設型応急住宅建設予定地を選定する。

なお、民有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

●建設型応急住宅建設予定地

名 称	住 所	建設可能面積
上尾丸山公園	平方3326	1, 554m ²
平塚公園	平塚1212	2, 108m ²
鴨川中央公園	中妻5-33	8, 453m ²
浅間台大公園	浅間台3-35	6, 380m ²
ゆりが丘公園	向山4-15	1, 985m ²
小泉氷川山公園	小泉8-1	5, 475m ²

(2) 応急仮設住宅全体計画の策定

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

- ア 建設型応急住宅の配置計画（案）作成
- イ 供給計画（案）の作成（必要戸数の推計）
- ウ 応急仮設住宅の入居基準
- エ 入居者の選定方法
- オ 応急仮設住宅の管理
- カ 要配慮者に対する配慮

(3) 応急仮設住宅の建設・供給

県は、市からの被害状況報告や必要戸数の報告に基づき、応急仮設住宅供給計画を作成し、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の供給を行う。

また、併せて、一次提供住宅（公的住宅等）の活用も検討する。

(4) 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。

選定に当たっては、福祉総務課、民生委員等で構成する選考委員会を設置して選定する。

また、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となる。

- ア 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- イ 居住する住宅がない被災者
- ウ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

(5) 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

(6) 入居時の留意事項

市は、以下の項目に配慮するとともに、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

- ア コミュニティ形成への配慮
発災時までの地域的な結びつきや近隣の状況など、コミュニティの形成に配慮した入居に努める。
- イ 要配慮者への配慮
要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 修理戸数の決定

市は、被災者台帳により修理戸数を把握する。

イ 応急修理の実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施する。

(ア) 修理対象者

災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者、又は、大規模半壊の被害を受けた者を対象とする。

(イ) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。

ウ 応急修理の実施

市は、上尾市建設業協会等の協力を得て応急修理を行う。災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

エ 県への報告

市は、応急修理した結果を県に報告する。

オ 応急修理の期間

原則災害発生の日から3か月以内に応急修理を完了する。

(2) 被災住宅の緊急の修理

ア 修理戸数の決定

現場確認や被災者が申請時に持参する写真に基づき、半壊以上（相当）か否かについて判断をする。

イ 緊急の修理の実施基準

被害家屋の緊急修理は、次の基準で実施する。

(ア) 修理対象者

災害により住宅が半壊、半焼、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れのある者を対象とする。

(イ) 修理の範囲

大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することで居住することが可能な場合）。

ウ 緊急修理の実施

市は、上尾市建設業協会等の協力を得て急ぎ資材の提供及び緊急修理を行う。災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

エ 県への報告

市は、緊急修理した結果を県に報告する。

オ 緊急の修理の期間

原則災害発生の日から10日以内に緊急の修理を完了する。

3 救助法適用時の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また市が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方

法、及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3－1）の範囲内で
県に請求する。

第21節 文教・保育対策計画

子ども未来部（保育課） 教育総務部（全課） 学校教育部（全課）

大規模災害時は、児童生徒の安全確保を最優先とし、さらに教育活動の場を確保し、学校教育の早期再開に必要な応急対策を実施するとともに、保育も同様の対策を実施するほか、文化財についても必要な対策を講ずる。

1 学校の応急対策

(1) 緊急対応措置

ア 児童生徒の安全確保

(ア) 在校時の対応

a 教職員は、風水害で学校施設の損壊等が発生し、児童生徒に危険が及ぶと判断したときは、速やかに安全な場所に退避させた後、児童生徒の所在を確認する。

b 校長は、退避後あるいは下校時の児童生徒の安全確保が十分でないと判断したときは、安全な場所に留め置き、保護者又は保護者に準ずる者と定めた者へ直接引き渡す。

(イ) 登下校時の対応

教職員は、PTAや自主防災組織などの協力を得て、児童生徒の安全確保を図るとともに、児童生徒の被害状況を把握し、速やかに校長に報告する。

(ウ) 在校時外の対応

非常招集した教職員（災害初期対応員）は、速やかに児童生徒等及び教職員の安否、所在を電話等で確認する。

(エ) 臨時休校等の措置

a 登校前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに防災行政無線その他定めた方法で保護者へ連絡し、その内容について教育委員会へメール、FAX等の手段を用いて速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

b 在校時の措置

児童生徒が在校時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、校長は教育委員会と協議し必要に応じて臨時休校措置をとる。

この場合、児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校、教職員の付添いなどの措置をする。

イ 学校が避難所となる場合の措置

学校は、市職員が配置されるまでの間、避難所の運営業務に対応することが想定されるため、児童生徒の安全確保を最優先に対応するとともに、校長の指揮のもと必要に応じ避難所

の開設・運営に協力する。

ウ P T A、地域との協力

(ア) P T Aとの協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応ができないことから、児童生徒の安否、所在の確認、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品の支給に関し、P T Aに協力を求める。

(イ) 地域の自主防災組織等の協力

安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、ボランティア組織、学校医等の協力を求める。

(2) 応急教育の実施

ア 応急教育計画の作成及び実施

学校施設が被災したり、地域の避難施設となったりした場合には、市本部と緊密な連携をとり、児童生徒、教職員、施設・設備の被害状況を把握した上、校舎の収容可能状況を考慮して、短縮授業、二部授業や近隣校・公共施設を利用した授業など、教育活動の方法を定めた応急教育計画を作成し、次の点に留意して実施する。

(ア) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期、方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。

(イ) 学校施設の応急的復旧が不可能な場合や、長期的に避難所となるなど授業の再開が不可能となった場合には、応急教育活動の実施と避難生活との調整について、市本部と協議する。

(ウ) 児童生徒が他の地域に避難し、応急教育を受ける場合には、県に連絡調整を依頼する。

また、卒業証書の取扱いなど弾力的な対応を実施するよう国、県に対し要請する。

イ 教職員の確保

被災教職員が多数で1学校内で確保できないときは、授業の実施状況に応じ、市教育委員会が管内の学校間において調整する。また、市教育委員会において調整できないときは、県教育委員会に教職員の確保について要請する。

ウ 教材・学用品等の調達及び給与方法

被災児童生徒に対する学用品の給与は、救助法の基準に準じて行う。

(ア) 納入の対象者

学用品の納入は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対して行う。

(イ) 納入の範囲

学用品の納入は、被害の実情に応じて、教科書、文房具等、現物をもって行う。

(ウ) 納入の時期

授業開始に合わせて速やかに行う。

(エ) 納入の方法

教科書は、被災学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、教科書

供給書店から一括調達し、市（教育委員会）が給与する。

その他の学用品については、被害の実情に応じ、市（教育委員会）が現物を給与する。

(オ) 救助法適用時の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

エ 生活指導等

被災した児童生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問し、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施する。

(3) 総合教育会議の活用

児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置について協議・調整を行うため総合教育会議を設ける。

2 保育施設の応急対策

災害時に保育児童の生命及び身体の安全確保、並びに保育の確保を図るために必要な応急措置を講ずる。

(1) 児童の安全確保

ア 保育時の対応

(ア) 保育所を含む職員は、風水害で保育施設の損壊等が発生し、児童に危険が及ぶと判断したときには、速やかに安全な場所に退避させた後、児童の所在を確認する。

(イ) 保育所は、地域周辺の安全が確認され、児童を保護者に引き渡すことが適切であると判断された場合には、定めた方法で速やかに保護者に連絡する。

イ 保育時外の対応

保育所を含む職員は、保育再開に当たり、児童及び保護者の安否、所在を確認する。

(2) 臨時休園等の措置

ア 登園前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、休園措置を登園前に決定したときは、速やかに保護者へ連絡する。

イ 在園時の措置

児童が在園時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、所長は市と協議し、必要に応じて臨時休園する。

この場合、児童を帰宅させるときは、保護者が来るまでは保育所内、又は安全な施設内で児童を保護する。

(3) 応急保育の実施

災害により、保育施設が被災したり、地域の一時避難施設となったりした場合には、市と緊密な連携をとり、児童、職員、施設・設備の被害状況を把握した上、施設の収容可能状況を考慮して、保育所の統合、近隣公共施設を利用した保育活動などを定めた応急保育計画を作成

し、早期に保育再開できるよう次の点に留意して実施する。

- ア 応急保育施設の指定、応急保育の開始時期、方法等を保護者に連絡する。
- イ 児童が他の地域に避難し、応急保育を受ける場合には、自治体間で連絡調整を行う。
- ウ 被災職員が多数で保育所内で対応できないときは、保育の実施状況に応じ、市が管内の保育所間において調整する。

3 要保護児童の援護

ア 要保護児童の把握

学務課は、災害による保護者の死亡、けが等により保護が必要な児童等の把握を速やかに実施する。

イ 親族等への情報提供

学務課は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の援護

児童福祉法に基づく措置を講ずる。

4 文化財の応急対策

災害時の文化財の被害は、文化財の材質、形状等によって異なるため、それらに対応した迅速かつ適切な対応が必要となる。

所有者、管理者、その他関係機関は、見学者等の安全を図ると同時に、文化財の保護対策に万全を期する。

(1) 被害状況の調査、報告

所有者又は管理者は、災害が鎮静化した後に、被害状況を速やかに調査し、市本部（生涯学習課）へ報告する。

市本部は、必要に応じて県教育委員会へ被害状況を報告する。

(2) 被害の拡大防止

所有者又は管理者は、火災、余震等による倒壊、盗難、風雨による文化財の二次的被害の防止に努める。

(3) 応急措置の実施

災害の種類、規模等に応じ、適切な応急措置を実施する。

ア 展示、保管中における転倒・落下等による破損については、個々に箱、袋等で保管する。

イ 火災による破損については、消火後、密封が可能な容器等に保管する。

ウ 水災による破損については、カビ等に注意し容器等で保管する。

エ 倒木、落木等（天然記念物）については、柵や危険である旨の表示板等を立てる。

オ 小規模な被災建物内の文化財は、一時的に公共施設に移動・保管する。

第22節 障害物除去計画

環境経済部（西貝塚環境センター） 都市整備部（建築安全課・建設管理課・道路河川課）

土砂、倒木等の障害物で日常生活に必要な場所や道路の機能に支障を来す場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。

1 住宅関係障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

(2) 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

(3) 救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

また、市は、労力又は機械力が不足する場合には、県に支援を要請し、要請を受けた県は、隣接市町村からの派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

2 道路等の障害物の除去

(1) 道路上の障害物

ア 道路上の障害物の除去等、道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、道路法に規定する道路管理者が行う。

除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

イ 道路上に障害物が倒壊する恐れが出た場合、法令に基づいて関係機関が協議し、処理を行う。

(2) 河川の障害物の除去

河川の障害物の除去は、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行う。

除去する障害物の優先順位は、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

- (1) 交通に支障のない市有地。
- (2) 適当な場所がないときは、民有地を借用する。この場合は、所有者との間に土地賃貸借契約及び補償契約を締結する。

第23節 緊急輸送計画

統括部（物資統括班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課）

応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

1 輸送の基本方針

(1) 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- ア 市民の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- ウ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

(2) 輸送の対象

各段階の輸送対象は、おおむね次のとおりである。

ア 第1段階（被災直後）

- (ア) 救助・医療活動の従事者、医薬品等
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 医療機関へ輸送する負傷者等
- (エ) 自治体等の応急対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の応急対策に必要な人員・物資等

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（おおむね発災から1週間後まで）

- (ア) 第1段階の続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 疾病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（おおむね発災から1週間後以降）

- (ア) 第2段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

2 緊急輸送道路の確保

本市及び県が指定する緊急輸送道路は、次のとおりである。

(1) 本市指定緊急輸送道路

本市は、次の道路を緊急輸送道路として指定する。

これらの指定道路は、交通規制、障害物の除去等の道路啓開を、市内業者との間に締結した災害協定に基づき実施し、緊急輸送道路を確保する。なお、市指定緊急輸送道路のなかで、市以外の道路管理者が管理する道路の場合、あらかじめ協議する。

市指定緊急輸送道路一覧

国 道	東大宮バイパス線(国道16号)、上尾バイパス線・上尾東京線(国道17号)
県 道	(主)川越上尾線、(主)川口上尾線、(一)上尾環状線、 (主)さいたま菖蒲線、(主)上尾久喜線、(一)鴻巣桶川さいたま線、 (一)上尾停車場線、(一)上尾蓮田線、(主)さいたま栗橋線
市 道	上尾・平方線、西宮下・中妻線、小敷谷・吉田通線、上尾・池袋線、富士見ヶ丘・中妻線

(2) 埼玉県指定緊急輸送道路

埼玉県は、本市域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

埼玉県指定緊急輸送道路

区分	第一 次 特定緊急輸送道路	第一 次 緊急輸送道路	第二 次 緊急輸送道路
基 準	高速道路や国道など 4車線道路とこれを 補完する広域幹線道 路	地域間の支援活動としてネ ットワークされる主要路線	地域内の防災拠点などを連絡する路線
該 当 道	国道16号 {全線} 国道17号 {全線} 主要地方道さいた ま栗橋線 {全線} 上尾道路 {全線}	主要地方道川越上尾線 {全線} 主要地方道川口上尾線 {全線} 一般県道上尾環状線 {市境～上尾市愛宕 (17 号との交差点)} 主要地方道さいたま菖蒲 線 {市境～上尾市原市 (16 号との交差点)}	主要地方道さいたま菖蒲線 {市境～上尾市原市 (平塚 (南))} 主要地方道上尾久喜線 {全線} 一般県道鴻巣桶川さいたま線 {全線} 一般県道上尾環状線 {上尾市 (久保交差点) ～上尾市 (久保西交差点)} 市道1022号線 {全線(緑丘交差点～緑丘地下横断道 交差点)} 市道1053号線 {全線(緑丘地下横断道交差点～春日 記念会館前交差点)} 市道1008号線 {春日記念会館前交差点～柏座3丁目 2-41地先交差点}

3 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難を迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、緊急輸送の万全を期する。

(1) 輸送力の確保の要領

統括部物資統括班は、公用車の全面的活用と、(社)埼玉県トラック協会をはじめ輸送業者及び市民に協力を依頼し、輸送力を確保する。

(2) 応援要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村及び埼玉県に対して、応援を要請する。

(3) 車両における燃料の多重化

災害時の輸送力（燃料）の確保や交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多重化（電気、天然ガス、水素等）に努める。

4 緊急輸送の実施

輸送方針を決定し、円滑な緊急輸送を実施する。

また、必要に応じて航空輸送、鉄道輸送を実施する。

(1) 輸送方針の決定

物資統括班及び道路河川課は、道路の被害状況をふまえ輸送ルートを決定する。

また、輸送にあたっては各課・班の輸送需要、優先順位を考慮し輸送方針及び輸送スケジュールを決定する。

(2) 緊急輸送車両の管理と運用

ア 車両の管理

市本部を設置したときは、公用車及び調達した車両は、すべて物資統括班が一括管理する。

イ 車両運用

物資統括班は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続き等については、本章第12節「交通対策計画」に定めるところによる。

(4) 航空輸送

市長は、緊急を要するときは、埼玉県知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

ア 緊急患者等の輸送

イ 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送

ウ 災害対策従事者の輸送

エ その他の緊急輸送

(5) 鉄道輸送

市長は、応急対策の実施に必要な人員、資機材等の輸送について、車両の増発等の協力を東日本旅客鉄道(株)に協力を要請する。

5 集積場所及び要員の確保

物資の集積、配分業務を円滑に行うため、物資の集積場所を設定し要員を派遣する。

6 救助法適用時の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3－1）の範囲内で県に請求する。

第24節 要員確保計画

統括部（動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（道路河川課）

1 労務供給計画

災害応急対策の実施に当たって、対策要員の人員が不足、又は特殊作業のため技術的な人材が必要なときは、必要な人員を雇用する。

(1) 実施責任者

- ア 災害応急対策に必要な作業員等の雇上げは、市長が行う。
- イ 救助法が適用された場合の作業員等の雇上げによる労務の供給は、知事から職権を委任されている救助に関する雇上げや、知事の救助を待つことができないときは、市長が行う。

(2) 雇用方法

市本部は、災害の規模、程度により市本部の要員等が不足すると判断したときは、次の方法により、労働力を確保する。

- ア 上尾市建設業協会等への協力要請
- イ 大宮公共職業安定所長に対する求人依頼
- ウ 知事に対するあっせんの要請

(3) 労務内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助用物資の整理分配及び輸送
- カ 遺体の捜索
- キ 遺体の処理
- ク 緊急輸送路の確保

(4) 救助法適用時の費用等

応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

2 ボランティア受入対策

大規模災害が発生した場合、多数のボランティアが救援活動に駆けつけることが予想される。そのため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、総合福祉センター及びイコス上尾に設置

する災害ボランティアセンターと緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチング等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。

(1) 地域ボランティアへの協力要請

市本部は、災害の状況等により要員が不足すると判断するときは、上尾市社会福祉協議会（上尾市災害ボランティアセンター）、日本赤十字奉仕団、ボーイスカウト、業種別団体組織その他の民間団体及び中学・高校の奉仕団に対して、ボランティア活動の協力を要請する。

また、必要に応じ、県及び県災害ボランティア支援センターに対してボランティアの派遣等を要請する。

(2) ボランティアの登録・受付

ア 地域や全国からの個人、学生、団体、企業、組合等の支援・協力の申入れがあった場合は、上尾市社会福祉協議会（上尾市災害ボランティアセンター）で登録、受付を行い、登録情報を総合的に管理する。

イ 登録・受付をする場合は、ボランティア希望者の自発性を阻害させることなく、できる限り待機状態をつくらないよう、希望者が選択する活動を中心に即時に紹介するよう努める。

(3) ボランティア活動への行政支援

市本部は、必要に応じて、次の連携・支援を行う。

ア 各種情報の提供

災害応急対策情報、ライフライン復旧等生活情報、災害復興行政施策情報等を的確に提供する。

イ 活動場所（食事、仮眠・宿泊施設を含む。）の提供

ウ 活動資機材の提供

エ ボランティア保険の加入（県が実施）

第25節 自衛隊災害派遣要請計画

統括部（危機管理防災班）

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊の災害派遣の要請を県に要求し、市民の生命・財産を保護する。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつその実体がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

2 災害派遣要請の要求

市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

- (1) 要請依頼方法

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもつて行う。ただし、緊急を要し、文書でできないときは、電信、電話等で県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

ア 提出（連絡）先

県危機管理防災部危機管理課

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 連絡（通知）先

ア 県

区分	連絡先	電話番号	FAX番号
勤務時間内	危機管理課（危機管理担当）	048-830-8181	048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災センター	048-830-8111	048-830-8119

イ 自衛隊

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直司令	(048)663-4241～5 内線 435 時間外 402
陸上自衛隊第1施設団（茨城県古河市）	第3科長 又は警備幹部	団本部当直長	(0280)32-4141 内線 233 時間外 631
陸上自衛隊第1施設大隊（朝霞）	第3係主任 又は第2係主任	部隊当直司令	(048)460-1711 内線 4803 時間外 4869
陸上自衛隊第1師団司令部（東京都練馬区）	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直長	(03)3933-1161～9
航空自衛隊中部航空方面隊司令部（入間）	運用第2班長	司令部当直幕僚	(0429)53-6131
航空自衛隊第4術科学校（熊谷）	総務課長	基地当直幹部	(048)532-3554

3 派遣部隊の受入体制の確保

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

(1) 緊密な連絡協力

市長は、県、警察・消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入、災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するときは、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料を準備し、かつ諸作業に關係ある管理者の了解を求める。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊が円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を危機管理防災班に設置する。

(5) 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して、次の施設等を準備する。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置き場（野外の適當な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準3m×8m）

オ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

派遣部隊受入予定場所

施設名	所在地	備考
上尾丸山公園	平方3326	受入場所
上尾運動公園	愛宕3-28-30	受入場所
平方スポーツ広場	平方1185	受入場所
上平公園	菅谷16	受入場所 ※調整地機能を持つため水害時使用不可

ヘリコプター離着陸場

施設名	所在地	発着場面積
平方スポーツ広場	平方1185	100m×100m

4 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、市長は、口頭、電話等で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上費及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第26節 環境衛生計画

健康福祉部（健康増進課） 環境経済部（生活環境課・西貝塚環境センター）

災害時には、道路障害等でし尿、生活ごみの収集が困難となり、また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

1 廃棄物処理計画

災害廃棄物処理マニュアルに基づき、被災地のし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

(1) し尿処理

大規模災害発生に伴い電気・上下水道などのライフラインの供給が停止することで、通常のし尿処理が困難となることが想定される。

このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。

ア 収集方法

被災地域の状況に応じて上尾清掃事業協同組合へ支援要請し、避難所など被災集中地区を重点的に収集処理する。

イ 処理等の方法

収集したし尿は、上尾・桶川・伊奈衛生組合し尿処理場で処理する。処理場が被災し処理が不能になった場合は、市長は近隣市町に応援を要請する。

ウ 仮設トイレの設置・管理

市は、災害の状況に応じ仮設トイレを調達し、避難所等に設置する。し尿の処理については市委託の業者に協力を依頼する。

(ア) 仮設トイレの設置

a 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

b 被害状況などを考慮して仮設トイレの設置場所を決定し、仮設トイレ設置場所リストの作成を行う。

設置場所は原則として、公共施設及び自治集会施設とする。

c 仮設トイレの設置については、民間業者に応援要請を行い、広報する。

(イ) 仮設トイレの維持管理

a し尿処理は、市が委託している業者に協力を要請する。

b 自主防災組織、ボランティアの協力を得て、仮設トイレの清掃などを行う。

c 避難所のトイレについては、避難所の自主組織で清掃などを行う。

(2) ごみ処理

災害時に発生するごみは、一般生活により発生するものほか、食器類、家具等の粗大ごみが加わり、膨大な量になることが予想される。

このため、市は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制を早期に確立し、排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。

ア 西貝塚環境センターの被害状況の把握

施設管理者は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、市本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、ごみ処理が困難になったときは、県及び近隣市町に協力を要請する。

イ ごみ処理計画

ごみの排出量、西貝塚環境センターの処理能力、収集ルートの道路事情を踏まえ、災害時ごみ処理計画を作成する。

(ア) 被害状況の把握と応急措置により、西貝塚環境センターで生活ごみの処理ができるよう努める。

(イ) 処理能力を超える大量のごみが発生した又は発生すると予測される場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、一時集積場を確保する。

ウ ごみ収集活動

(ア) 地域への一時仮置き

a 収集困難な地域は、自治会等、避難所ごとに一時仮置場を設けて対応する。

b 一時仮置場の整理、管理は、自治会（自主防災組織）等の協力を得て行う。

c 一時仮置場は、定期的に消毒を実施するなど環境衛生に十分配慮する。

(イ) ごみの収集

a 廃棄物のうち、生ごみを最優先に収集する体制を確立する。

b 家具等の粗大ごみは、発災後集中的に、大量に発生することが予想されることから、道路通行上支障がある等緊急を要するものから収集するなど、適切な災害ごみ収集計画を策定して実施する。

c 道路の被害状況により、収集ルート及びごみ集積場の変更を柔軟に行う。

エ 広報活動

災害時は、平常時に比べごみの分別が困難である。そのため、分別の徹底や災害ごみ収集・処理計画等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止など、ごみ出しマナーの順守を呼びかける。

オ 応援要請

(ア) 支援協定に基づき上尾清掃事業協同組合へ協力を要請し、稼働可能な人員、車両等把握し、計画的な収集に努める。また、必要に応じ上尾市建設業協会へも協力を要請する。

(イ) 市本部は、市だけで対応できない場合には、県及び応援協定締結市町村に対して応援を

要請し、計画的、効率的な収集に努める。

(3) 災害廃棄物(がれき)処理

大規模災害発生時には、建物の倒壊、焼失及び解体で廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物が大量に発生することが予想される。そのため、市が仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理するほか、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

ア 仮置場の確保

除去した災害廃棄物の仮置場は、原則として交通に支障のない公有地とする。(資料15-3)

当該公有地だけでは不足する場合は、賃貸借契約を締結し民有地を借用する。ただし、緊急の場合は口頭をもって了解を求め、事後速やかに契約を締結する。

イ 災害廃棄物(がれき)処理計画

被災状況による災害廃棄物(がれき)の発生量、最終処分場までの処理ルートの道路事情を踏まえ、災害時の災害廃棄物(がれき)処理計画を作成する。

ウ 災害廃棄物(がれき)処理活動

民間処理業者に協力を要請し、また、県、自衛隊、応援協定締結市町村等に対して応援要請し、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。

エ 石綿飛散防止対策の実施

建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念されるため、県及び大気汚染防止法政令市・事務移譲市は、災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（埼玉県）」及び「上尾市災害廃棄物処理計画」に基づき、対応する。

(ア) 注意喚起

発災直後に必要に応じて救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対して、石綿飛散に係る注意喚起を実施する。

(イ) 石綿露出状況等の調査の実施

石綿等を使用している可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況等の調査を実施する。

(ウ) 応急対策の実施

石綿露出状況等の調査の結果、吹付け石綿等の露出や石綿飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡し、石綿飛散・ばく露防止の応急対策（ビニールシート等による養生、散水・薬液散布、立入禁止）を指示する。

(エ) 石綿モニタリング

石綿の大気中濃度を把握するため、避難所周辺等の石綿モニタリングを実施する。

2 防疫活動

被災地は、衛生状況の悪化により、感染症等がまん延するおそれがある。

そのため、家屋の消毒、害虫駆除など生活環境課等と連携をとりながら、防疫活動を適宜実施する。

(1) 感染症の発生状況調査

市は、被災地の感染症の発生状況を把握し、患者の早期発見に努めるとともに、必要に応じ、検便などの諸検査を実施する。

(2) 感染家屋の清掃・消毒

鴻巣保健所の指示により、感染家屋内外、トイレ、給水施設の清掃・消毒を行う。

(3) 避難所等の消毒

避難所のトイレその他不衛生な場所の消毒は、避難所管理者等の協力を得て、適宜実施する。また、避難所、仮設住宅の衛生保持について、手指消毒液の配布、仮設トイレの使用方法、薬剤散布方法等について啓発を行う。

なお、避難生活が長期化する場合は、寝具等の乾燥、洗濯対応を検討する。

(4) 防疫資材の調達

防疫、保健衛生用器材等が不足する場合には、市内関係業者から調達する。調達不可能な場合は、県又は応援協定締結市町村から応援を要請する。

(5) 臨時の予防接種

市は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況から、必要に応じ、予防接種の対象及び期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

3 食品衛生監視

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、次に示す食品衛生の監視活動を求める。

(1) 救護食品の監視指導及び試験検査

(2) ペットボトル等の飲料水の簡易検査

(3) その他食品に起因する被害発生の防止

4 被災動物の救援等

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養することとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復帰させる全責任を負う。

また、市は、鴻巣保健所、上尾伊奈獣医師協会、(社)埼玉県獣医師会、動物愛護団体等と協力して被災動物に対し、救援活動を実施する。なお、救助活動実施にあたっては、上尾伊奈獣医師協会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき実施する。

そのほか、飼い主のわからない死亡した動物については、市は、感染症の発生防止のため、必要な処分と措置を実施する。

第27節 県防災ヘリコプター出場要請計画

消防本部（指令課）

災害の状況に応じ、県に対し県防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行う。

1 応援要請の範囲等

(1) 応援要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、県防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合は、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 市の消防力では防御が著しく困難な場合
- ウ その他救急搬送等県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 県防災ヘリコプター緊急運航基準の種類

県防災ヘリコプターの緊急運航の種類は、次のとおりである。

区分	出 場 基 準
災害応急対策活動	1 情報収集を必要とする場合 2 警戒又は指揮支援を必要とする場合 3 避難誘導又は広報を必要とする場合 4 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合
火災防御活動	1 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 2 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 3 密集地における建物火災で、3棟以上又は延べ300m ² 以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 4 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 5 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 6 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合
救助活動	1 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 2 上記のほか航空機による人命救助の必要がある場合
救急活動	1 救急車による搬送が不可能な場合 2 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 3 救急資器材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合

2 応援出場要請方法

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、FAXで送付する。

〈要請時の明示事項〉

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

3 経費の負担

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援に要する経費は、県が負担する。また、応援要請に基づき消防活動に従事する場合も、応援に要する経費は、埼玉県下消防相互応援協定第13条の規定にかかわらず、県が負担する。

第3章 災害復旧復興対策計画

第1節 災害復旧計画

行政経営部（全課） 健康福祉部（全課） 環境経済部（全課）
都市整備部（全課） 上下水道部（全課） 教育総務部（全課）

発災後、被災状況を的確に把握し、二次災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他の資金計画
- (11) その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

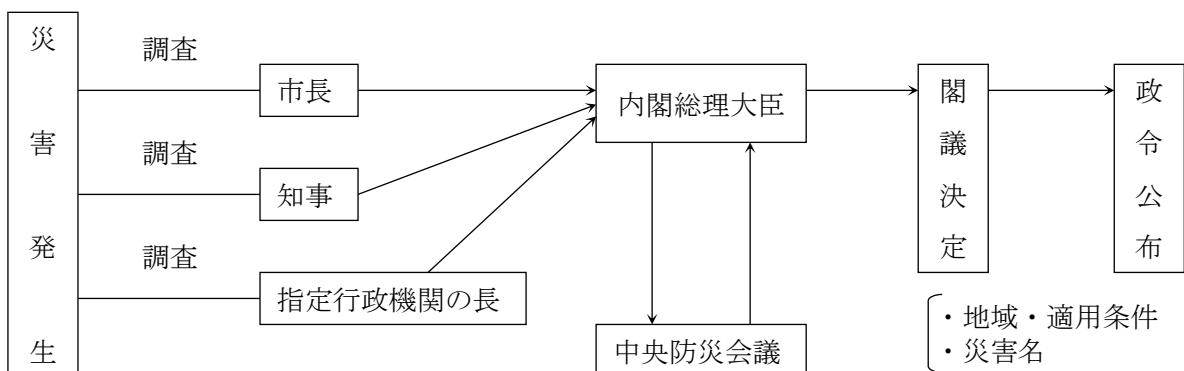
財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



ア 財政援助措置の対象

(ア) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設復旧事業関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業

- h 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - i 障害者支援施設等災害復旧事業
 - j 婦人保護施設災害復旧事業
 - k 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - l 感染症予防事業
 - m 堆積土砂排除事業
 - n たん水排除事業
- (イ) 農林水産業に関する特別の助成
- a 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - e 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (ウ) 中小企業に関する特別の助成
- a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) その他の財政援助及び助成
- a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - c 日本私学振興財団の業務の特例
 - d 市が施行する感染症予防事業に関する特例
 - e 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - f 水防資材費の補助の特例
 - g り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - h 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - i 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - j 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
 - k 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助
- イ 激甚災害に関する調査
- 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

3 災害復旧事業の実施

(1) 施設等の復旧

災害で被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係する市民の理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事の労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

(2) 住基・行政システム及び公文書の復旧

市本庁舎が損壊した場合、住基・行政システムについては、災害情報体制の整備計画に基づくバックアップ体制による速やかな復旧を図るとともに、公文書についても最大限の復元を図り、業務の停滞が起きないように努める。

第2節 災害復興計画

全 部

被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、平時から災害が発生した際のことを想定し、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興に資する復興手続等のソフト的対策について検討を行い、復興事前準備に取り組み、必要に応じて復興プラン等を策定する。

2 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3 災害復興計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員で構成する災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 災害復興事業の推進

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

ア 市は、災害復興に関する専門部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

イ 市は、地域の復興を迅速に行うため、復興手続について検討を行う。

第3節 生活再建等の支援計画

全 部

大規模災害時には、多くの人々が被災し、家屋や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

1 被災者の生活確保

(1) 被災者に対する職業のあっせん

災害によって離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉県産業労働部が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。市は、離職者の状況を把握し、埼玉県産業労働部に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談窓口の開設を要請する。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 被災者への融資等

(1) 被災者個人への融資

ア 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者世帯に対して、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び上尾市社会福祉協議会の協力を得て、下記福祉資金の貸付けを行う。

【生活福祉資金貸付制度に基づく災害を受けたことにより臨時に必要となる経費についての貸付】

貸付対象者	低所得・障害者・高齢者世帯のうち、被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	150万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後7年以内
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	原則必要（ただし、保証人なしでも貸付可）

【生活福祉資金貸付制度に基づく住宅の補修等に必要な経費についての貸付】

貸付対象者	低所得・障害者・高齢者世帯のうち、被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付上限	250万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後7年以内
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	原則必要（ただし、保証人なしでも貸付可）

イ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	次のすべてに当てはまる方 ・住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けている方 ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けている場合は、被災住宅の修理が不能又は困難である方 ・ご自分又はり災した親等が居住するための住宅を建設する方 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている方 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
融資限度額	土地を取得する場合：3,700万円（10万円以上1万円単位） 土地を取得しない場合：2,700万円
利 率	全期間固定金利
償還期間	最長35年（1年以上1年単位）
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保保 (抵当権)	原則として、融資の対象となる建物と敷地に機構のための第1順位の抵当権を設定。 融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要。

【補修資金融資】

貸付対象者	次の全てに当てはまる方 ・住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方 ・ご自分又はり災した親等が居住するための住宅を補修する方 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている方 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
融資限度額	貸付限度融資限度額

利 率	全期間固定金利
償 還 期 間	最長20年（1年以上1年単位）
返 済 方 法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担 保 (抵 当 権)	原則として、融資の対象となる建物と敷地に機構のための抵当権を設定。 融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要。

ウ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対 象 灾 害	① 県内において自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 市域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、市の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支 給 対 象	① 上記の災害による死者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
受給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹を対象とする。 ※兄弟姉妹にあっては、配偶者・子・父母・孫・祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくした者に限る。
支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費 用 負 担	国1／2、県1／4、市1／4

【災害障害見舞金の支給】

対 象 灾 害	災害弔慰金の場合と同様である。
支 給 対 象 者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢 ひじ関節以上切断等）を受けた者とする。

支 給 額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費 用 負 担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対 象 災 害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ②〃 2人 430万円 ③〃 3人 620万円 ④〃 4人 730万円 ⑤〃 5人 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者 1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1／3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1／3以上の損害〃 150万円 ③ 住居の半壊〃 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊〃 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失又は流失〃 350万円 ⑥ ①と②が重複〃 250万円 ⑦ ①と③が重複〃 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複〃 350万円 ※()は、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合の額
据置期間	3年(特別の場合5年)
償還期間	10年間(据置期間を含む)
利 率	年1.5%以内で規則で定める率 ただし、据置期間中は無利子
費 用 負 担	貸付原資の2／3を国庫補助、1／3を県負担とする。

(2) 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、民間金融機関、政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な設備資金及び事業費等の運転資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携して、周知徹底を図る。

(3) 被災農林漁業関係者への融資等

被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、県（農林部）から融資される。

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資 金 使 途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	無利子
償還期限	6年以内（うち据置期間1年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	県内の農業協同組合
担保	埼玉県農業信用基金協会の機関保証又は保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

【農業災害補償等】

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稻、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

3 被災者生活再建支援制度

自然災害でその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

市は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、次のとおりである。

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。								
対象灾害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象より生ずる災害）								
対象灾害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</p>								
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p>								
支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊・解体・長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	50万円	-
住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊	中規模半壊						
支給額	100万円	50万円	-						

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
支給額 (全壊・解体・長期避難)	200万円	100万円	50万円	
支給額 (大規模半壊)	200万円	100万円	50万円	
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円	

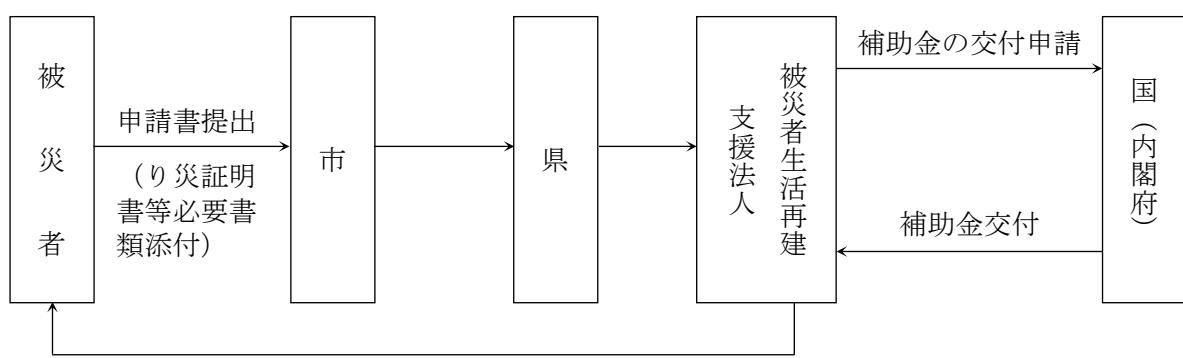
※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円

(2) 支援金の支給

ア 被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

区分	措置内容
市	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

支援金の支給手続の流れ



※ 県では、支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

イ 支援金の支給申請

申請窓口	申 請 時 の 添 付 書 類	申 請 期 間
市	基礎支援金：り災証明書、住民票等	基礎支援金：災害発生日から13月以内
	加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等	加算支援金：災害発生日から37月以内

ウ 迅速に支援するための措置

被災者生活再建支援金の支給には、被災市民のり災証明書が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の添付を受けるという手法もとられている。

(3) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、埼玉県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

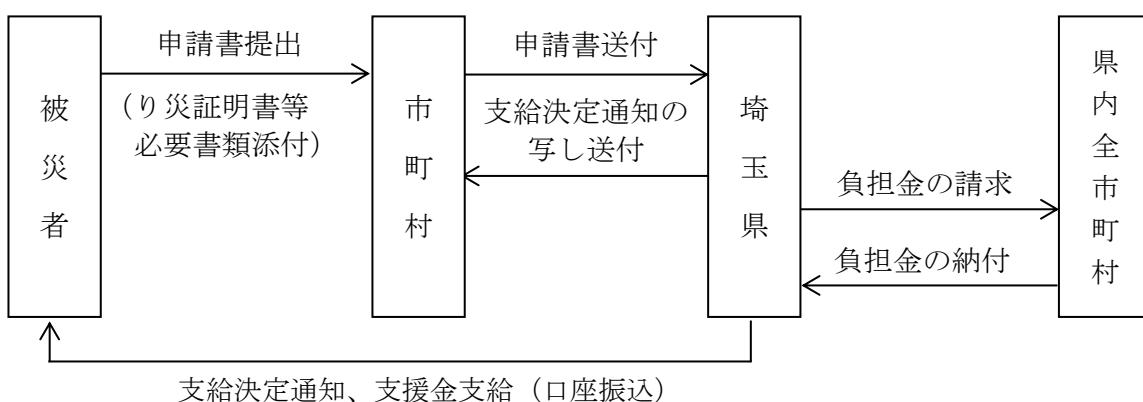
【埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要】

目 的	被災者生活支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。						
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容						
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。						
対象支援世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容						
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円
住宅の被害程度	支給額						
全壊、解体、長期避難	100万円						
大規模半壊	50万円						

	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸（公営住宅以外）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・解体・長期避難・大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>				住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	全壊・解体・長期避難・大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）													
全壊・解体・長期避難・大規模半壊	200万円	100万円	50万円													
中規模半壊	100万円	50万円	25万円													
市の役割	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付															

※ 災対法の改正で、災対法にり災証明書等必要書類の発行が位置づけられました。

埼玉県・市町村被災者安心支援金の支給手続き



【埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要】

目 的	救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象灾害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。
対象支援世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)カで定める住家が半壊した世帯
支援金の額	補修：50万円、賃借（公営住宅を除く）：25万円 （※世帯人数が1人の場合は、各金額の3／4の額）
市の役割	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

なお、埼玉県・市町村被災者安心支援金の支給手続きは埼玉県・市町村生活再建支援金と同じである。

4 義援金品の配分

市民、他都道府県民、企業等から本市に寄託された被災者への義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、本市と関係機関で構成する委員会を設置し、義援金品の受付、保管、事務分担等に関する計画を定める。

(1) 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に市本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

ア 受付

義援金品の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。

イ 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

ウ 委員会への報告

義援金品の受付状況は、委員会に報告する。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金を募集する場合は、市の広報紙、報道関係機関、災害関連支援団体等の協力を得てより広く広報し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

(3) 義援金品の保管

寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は救援物資集積場所に保管し、一般救援物資と同様に配分する。

(4) 義援金品の配分

福祉総務課は送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

ア 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。

イ 福祉総務課は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。

ウ 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。

エ 被災者に対し、市の広報紙、自治会、報道機関等の協力を得て義援金の配分について広報する。

オ 義援金の収納額及び使途について、寄託者、報道機関等へ周知広報する。

カ 福祉総務課は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

5 り災証明の発行

り災証明は、救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる住家の被害程度について、地方自治法第2条第2項に定める地域における事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。(資料17-5)

(1) り災証明の対象

り災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行う。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、市長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、行政経営部資産税課、市民税課、納税課が担当する。

ただし、大規模地震災害時以外の通常の火災によるり災証明は、消防長が行う。

(3) り災証明の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる住家の所有者及び占有者の申請に基づき、(2)の市長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。(資料17-6)

(4) 証明手数料

り災証明は、証明手数料を徴収しない。

(5) 被害住家の判定基準 ((1)アに関わるもの)

り災証明を発行するに当たっての住家被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)に基づき、おおむね1か月以内の状況を基に行う。

なお、市は、り災証明に必要な住家被害の判定に活用できるよう、住民に対し、住家が被災した際には、片付けや修理の前に、住家の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

6 台帳の整備

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成し、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用する。

なお、被災者台帳の作成にあたっては、情報の更新や関係者間での共有等を実施しやすくするため、デジタル技術の活用に努める。

第4章 竜巻等突風対策

第1節 概要

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間10～20個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などとともに発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

2 特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百mであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

3 その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百mから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。

4 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っており、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

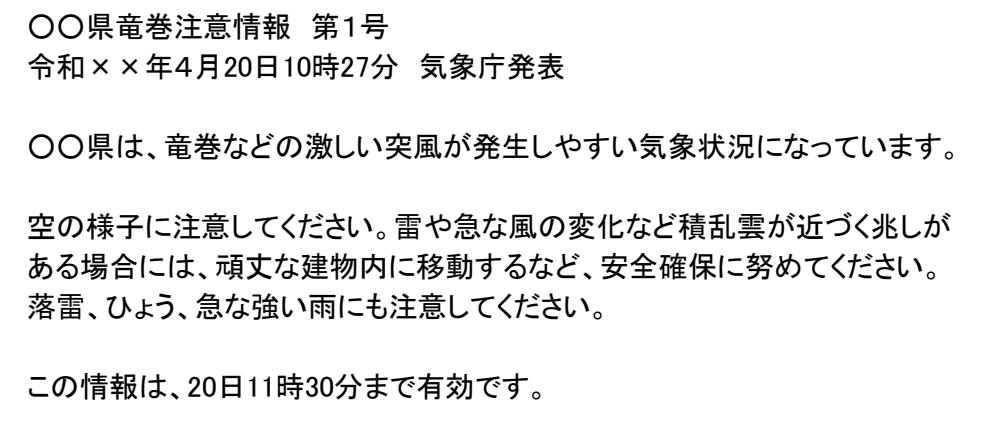
5 課題

竜巻等突風は狭い範囲で突発的に発生することが多く、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- (2) 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約200倍となっている。
- (3) 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例



- (4) 適中率は4%程度、補足率は20~30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について、竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

(i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。

(適中率7～14%、捕捉率50～70%)

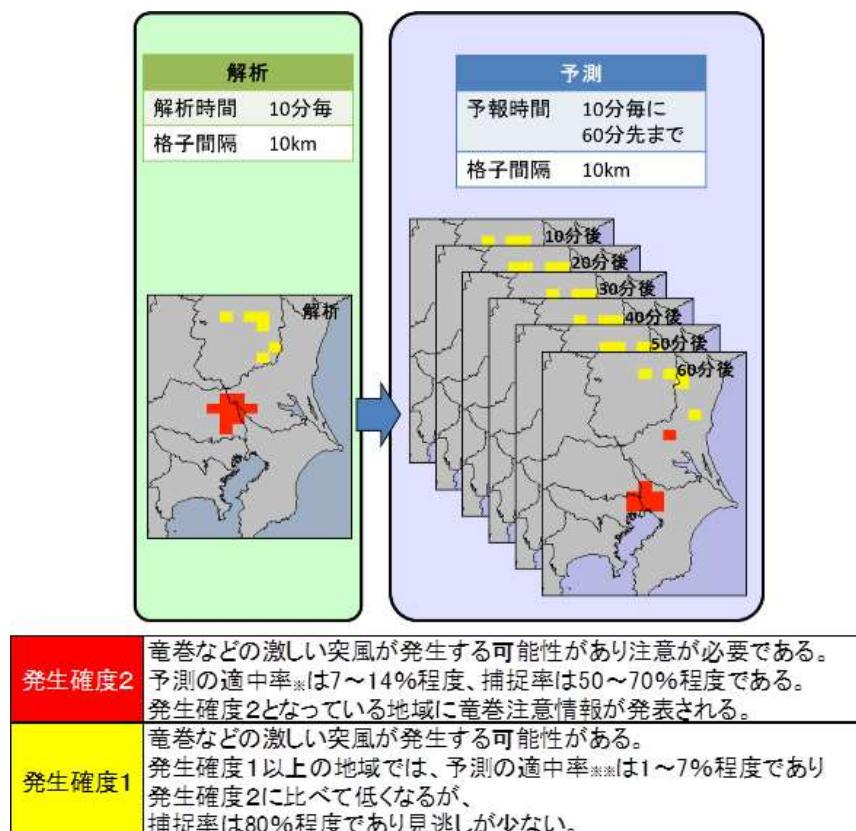
(ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

(適中率1～7%、捕捉率80%程度)

10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。

発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

【竜巻発生確度ナウキャストについて】



※ 発生確度2の予測の適中率：発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

*** 発生確度1以上の予測の適中率：発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」と「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

【他の気象情報】

また、気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時と比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。

第2節 予防・事前対策計画

全 部

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、市民一人ひとりが竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

(2) 竜巻対応マニュアルの作成

学校は、竜巻対応マニュアルを作成する。

ア 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

イ 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

ウ 安全管理運対体制の充実を図る。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、熊谷気象台及び県と協力し、広く市民に普及を図る。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る！」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

3 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、市は広く市民等に被害の予防対策の普及を図る。

また、農作物は耐風対策を行う。

市民は、ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止、屋内の退避場所を確保する。

鉄道事業者は、突風による脱線事故の防止対策を推進する。

学校は、ガラス飛散防止対策を行う。

(1) 物的被害を軽減させるための方策

ア 重要施設や学校、公共交通機関等は、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

イ 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時、竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と調整する。

5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の市民等への伝達体制の整備、竜巻等突風の通報制度の検討を行う。

市民は、竜巻注意情報取得のための事前準備（防災情報メールの登録等）を行う。

(1) 住民への伝達体制

ア 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。

イ 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

(2) 目撃情報の活用

市や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

竜巻等突風への当具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

市は、竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の市民等への普及を図る。また、竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有を図る。

市民は、竜巻等突風の情報取得や身を守る方法の習得に努める。

ア 具体的な対処方法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A)竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B)積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合は、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C)竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のような音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等)を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

第3節 応急対策

全 部

1 情報伝達

市は、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、防災情報メール等を活用し、市民に適切な対処を促すための情報を伝達する。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るために、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、市民が対処行動をとりやすいよう、市町村単位の情報の付加等を行う。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】(竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化、竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風に加えて、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報FAXを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動（2-4-6ページ「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、市内に竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 市域及び周辺において竜巻の発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（2-4-6ページ「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓から遠い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がるしが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

2 救助の適切な実施

被害の規模に応じて適切な救助を実施する。

具体的な実施方法等は、第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

3 がれき処理

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

具体的な処理方法等は、第2章第26節1「廃棄物処理計画」に準ずる。

4 避難所の開設・運営

竜巻等突風の被災者に、避難所を開設し、迅速に収容する。

具体的な実施方法等については、第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準ずる。

必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

5 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

- (1) 被害認定及び災証明の発行
- (2) 被災住宅の応急修理の実施
- (3) 応急仮設住宅の維持管理
- (4) 住宅関係障害物の除去

具体的な実施方法等については、第2章第20節「応急住宅対策」に準ずる。

6 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第4節 復旧対策計画

全 部

1 被害認定の適切な実施

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。
具体的な取組方法等は、第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。

2 被災者支援

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。
関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施を行う。
具体的な取組方法等は、第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。

<参考>

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	具 体 例
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・り災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付 ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税、固定資産税の減免等 ・市税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等の保育料の減免 ・学童保育所の保育料の減免等 ・就学援助制度 ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市立幼稚園減免
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金支払期限延長等の特別措置（各小売電気事業者） ・電話料等の支払い延長等（NTT株） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）

【令和元年台風19号に係る被災者支援一覧】（令和元年12月2日時点）

No	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
1	り災証明	り災証明の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害調査後、り災証明書を発行
2	応急措置	寝具等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・布団セット、毛布、緊急セットの支給
3		上尾市立保育所の一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急かつ一時的に家庭において保育を受けることが困難となった幼児の一時預かり
4	見舞金支給	火災等災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の世帯に見舞金の支給 全焼又は全壊：3万 半焼又は半壊：2万 世帯主が死亡：3万 その他家族死亡：2万
5	支援金支給	被災者生活再建支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎支援金 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 全壊：100万円 (イ) 半壊し、解体：100万円 (ウ) 居住不能：100万円 (エ) 大規模半壊：50万円 ・加算支援金（住宅再建方法に応じ加算） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建設・購入：200万円 (イ) 補修：100万円 (ウ) 貸借：50万円

NO	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
6	各種減免等	市民税の減免及び納期限の延長	・広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由がある場合対象
7		固定資産税・都市計画税の減免及び納期限の延長	・減免：災害によって著しく価値を減じた固定資産がある場合対象 ・期限延長：広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由がある場合対象
8		市税等の徴収猶予	
9		国民健康保険税の減免	・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財について著しい損害を受け、一定の条件を満たした場合
10		国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予	・令和元年台風19号による災害救助法が適用されたことにより、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合
11		国民年金保険料の免除	・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が所有している住宅、家財等につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合
12		後期高齢者医療保険料の減免	・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財等について著しい損害を受け、一定の条件を満たした場合
13		後期高齢者医療制度の一部負担金の減免及び徴収猶予	・令和元年台風19号による災害救助法が適用されたことにより、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合
14		介護保険料の徴収猶予及び減免	・災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた方 ・災害により受けた損害の額（保険金又は損害補償金等により補填された金額を除く）が、当該損害を受けた住宅、家財その他の財産の価格の10分の3以上の損害額である場合
15		保育料の減額及び徴収の猶予	・災害等により著しい損害を受けたとき
16		NHK受信料の減免	・災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約を、令和元年10月から令和元年11月までの2か月間分免除する。 (受付：平日10時00分から17時00分まで)

NO	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
17	貸付関係	母子及び父子並びに寡婦 福祉資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに当たる方 <ol style="list-style-type: none"> 1 20歳未満の子供を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父 2 父母のない、20歳未満の子 3 寡婦（かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1に該当する方） 4 離婚等で配偶者のない40歳以上の女性であって、1又は3以外の方 ・災害により住宅が全壊又は半壊した場合、住宅の建設・購入・保全・改築・増築にあたり上限2,000,000円の貸付有り
18		災害援護資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付制度。 <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主が災害により負傷し、その療養に概ね1月を要する場合 2 家財の3分の1以上の損害を受けた場合 3 住居が半壊又は全壊流出した場合
19		事業者向け各種融資制度	
20	住宅関係	応急仮設住宅の供与 (災害救助法上の救助)	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊世帯等に対し、建設又は借上げで応急仮設住宅を供与。（県が主体。市は利用希望の取りまとめ、入居者管理を実施。）
21		住宅の応急修理 (災害救助法上の救助)	<ul style="list-style-type: none"> ・半壊・大規模半壊世帯住宅の応急修理（上限：1世帯595,000円）
22		UR団地への一時入居	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月間無償でUR団地を提供
23		県営団地への一時入居	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月間無償で県営団地を提供
24		家屋解体制度	<ul style="list-style-type: none"> ・半壊・大規模半壊・全壊の認定を受けた家屋の公費による解体
25	就学援助	小中学生の就学援助措置	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒又は就学予定者の保護者
26	その他	災害ゴミの処理	
27		道路関連	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のヘドロ除去等
28		消毒	
29		農業被害の相談	
30		入浴施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくランドの無料化措置
31		水道料金について	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋のヘドロ除去のために使用した水道料金を普段の使用料に読み替えて請求
32		児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で自宅が全壊又は半壊になった方

第2編 第4章 第4節 復旧対策計画

NO	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
33		住民票等の交付手数料の免除	・一時的な避難又は転居手続きに伴う住民票等の交付手数料を免除
34		電話不通への対応	・固定電話の復旧対応
35		電話・フレッツ光等の基本料金及び移転工事費の無料化、利用料金の支払期限延長	・電話、フレッツ光の基本料金無料化 ・仮住居に移転した場合の移転工事料金の無料化 ・利用料金の支払い期限を1か月延長
36		司法書士による災害無料電話相談	・台風19号による浸水等の被害に係る法律相談を電話で受け付ける。 ※令和元年10月28日(月)～12月20日(金)の平日、午後5時から午後7時まで
37		埼玉弁護士会による災害無料電話相談	・台風19号による浸水等の被害に係る法律相談を電話で受け付ける。 ※平日、午前9時から午後5時まで。土曜日、午前9時30分から午前11時30分まで

第5章 大規模水害対策

第1節 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。その概要は次のとおりである。

1 元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200km²と想定される。

2 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

3 荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が都内大手町、丸之内、有楽町等の都心部に達する。

4 江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

表 各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約550mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内 人口 (人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸70km	約200	約450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸21km	約170	約1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸53.2km	約39	約70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸21km	約110	約1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸10km	約90	約1,000,000

注：表中の [] の箇所は最大値を表す

第2節 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

1 広大な浸水地域、深い浸水深

荒川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約200km²、浸水区域内人口約160万人と、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに、域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

2 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により、使用不可能な状況となる。

また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると、生活環境の維持が極めて困難となる。

5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第3節 基本方針

全 部

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。

- ・適時・的確な避難の実現
- ・応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・地域の大規模水害対応力の強化
- ・氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・防疫及び水害廃棄物処理対策

第4節 具体的取組

全 部

1 適時・的確な避難の実現

具体的な実施方法等は、第2章第13節「避難計画」に準ずるほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

(2) 役割

市は、浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析、大規模水害リスクに関する情報の普及啓発、避難に係る情報発信、広域的な避難指針等の策定に努める。

市、消防本部、警察は、避難指示の発令基準の改善、確実な避難の実施に努める。

市、病院、介護・福祉施設等は、孤立者の救助体制を整備する。また、市は、入院患者等の広域受入体制の確保を図る。

(3) 具体的な取組内容

ア 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、指定緊急避難場所（洪水）、高台、広場等の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

イ 大規模水害リスクに関する情報の普及

市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

ウ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

エ 適時・的確な避難指示の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を探り、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

オ 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や避難所が使用できなくなる可能性が高い場合

は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め調整を図る。

カ 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に市民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

キ 広域避難に向けた検討

市は、大規模広域災害時に市を超える広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受入協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ク 孤立者の救助体制の整備

市及び防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター、無人航空機等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

ケ 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院、介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者、施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市は、医師会等と連携し、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

市及び防災関係機関は、大規模水害時の広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な施設及び排水施設の機能維持を図る。

(1) 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生で、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

(2) 防災活動拠点の浸水危険性の把握

防災関係機関、病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する

また、業務に著しく支障が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化

市は、自主防災組織や水防団を育成強化し、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

(1) 避難行動力の向上

市や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

(2) 水防活動の的確な実施

市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

(3) 事業継続に有効な建築構造・設備配置

企業、社会福祉施設、病院等は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

4 沔濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい市域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

具体的な実施方法等については、第1章第9節「水害予防計画」に準ずるほか、次のとおりとする。

ア 治水対策の着実な実施

市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ 排水対策の強化

市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

ウ 土地利用誘導による被害軽減

市は、市民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方への市民の理解を促進するとともに、市街化調整

区域の浸水ハザードエリアにおける開発行為・建築行為の厳格化により、必要な安全上及び避難上の対策（浸水想定水位以上への居室の設置など）を指導・啓発することで、市民に安心安全なまちづくりを推進する。

また、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や指定緊急避難場所（洪水）として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

5 防疫及び水害廃棄物処理対策

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

(1) 水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定

市は、仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等を把握する。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量などの把握に努める。

(2) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方を検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理について、計画の策定等に努める。

(3) 衛生環境の確保

市は、避難所等の衛生管理や市民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

(4) 広域連携による衛生環境の確保

市は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互応援について、その実施体制と実施手順を検討する。

第6章 雪害対策

第1節 概要

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2 大雪災害の特徴

1 平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6°C以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

第2節 予防・事前対策計画

全 部

1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応する。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動することが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民はペットボトル等の飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(1) 市民が行う雪害対策

ア 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料やペットボトル等の飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

(ア) 食料、ペットボトル等の飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日（推奨1週間）分を目標）

(イ) 除雪作業等用品の準備・点検

(ウ) 市民、企業との協力体制の確立

イ 市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

(ア) 食料、ペットボトル等の飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日（推奨1週間）分を目標）の奨励

(イ) 市民が担うべき雪害対策の重要性を啓発

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

備蓄等の具体的な実施方法等は、第1章第7節「物資及び資機材等の備蓄計画」に準ずる。

2 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適時広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について市民への周知に努める。

市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

(3) 県や防災関係機関との情報共有

市は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県や関係機関と共有する。

具体的な実施方法等は、第1章第5節「災害情報体制の整備計画」に準ずる。

3 雪害における応急対応力の強化

市及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平常時からの相互の連携強化を図る。

(1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

大雪災害に対応するため、県が作成した事前行動計画（埼玉版タイムライン）を共有する。

(2) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

・除雪機	・スノーシュー	・かんじき	・ストック	・そり
・スノーダンプ	・スコップ	・長靴	・防寒具	・防寒用品
・ポリタンク				

4 避難所の確保

(1) 取組方針

市は、地域の人口、地形等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所を確保する。

具体的な実施方法等は、第1章第6節「避難予防対策」に準ずる。

5 建築物の雪害予防

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの市民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(1) 物的被害を軽減させるための措置

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、商業施設・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

ア 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

イ 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

6 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(1) 道路交通の確保

ア 道路管理者は除雪実施体制を整備し、迅速に除雪を行い、降雪による交通規制の状況の周知を図るとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

イ 道路管理者は、災害協定締結業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械、附属品等の事前点検整備を指導する。

ウ 県及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業等に努める。

(2) 積雪量の把握

道路管理者は、道路管理用カメラを用いた簡易的な積雪量把握方法を検討する。

(3) 雪捨て場の事前選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えて適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、関係者と協議を行い、発災時の連携を図る。

(4) 関係機関の連携強化

ア 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等との連絡体制を確立する。

イ 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）を選定し、管内関係機関で共有しておく。

具体的な実施方法等は、第1章第10節3「オープンスペース等の確保」に準ずる。

ウ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等は、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

7 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪、凍結防止のための列車等の運転計画、要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く市民に周知する。

8 ライフライン施設雪害予防

大雪による被害から電力、通信、ガス、上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

(1) ライフラインにおける雪害対策の推進

ア ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

イ ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

9 農林水産業に係る雪害予防

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

(1) 農産物等への被害軽減対策

市は、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第3節 応急対策計画

全 部

1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

(1) 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にし、適宜実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

具体的な実施方法等は、第2章第7節「災害情報計画」に準ずる。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報も含め、防災情報システム等により、把握できた情報を遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

ア 気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況、積雪の予報等について市民等へ周知する。

イ 異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法は、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

ウ 県は、市民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

エ 報道機関への情報提供に当たっては、記者会見や簡易的な報告等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

(4) 積雪に伴い取るべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

(例)

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。

- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(5) 県との情報共有機能の強化

- ア 県は、大雪の際は、被害の全容を把握するために、県防災ヘリコプター、無人航空機等による上空からの偵察を活用する。また、得られた被害情報については、防災情報システム等を通じて市と共有する。
- イ 市の被害が甚大な場合、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

3 避難所の開設・運営

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。具体的な実施方法等は、第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準ずる。

4 医療救護

積雪に伴う負傷、長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要援護者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

具体的な実施方法等は、第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

5 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設、病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(1) 効率的な除雪

ア 道路管理者は、異常な積雪時には、管内ごとに定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

イ 道路管理者は、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

ウ 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(2) 除雪の応援

- ア 市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- イ 防災関係機関は、市から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。
- ウ 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

(3) 雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時退避支援等を行う。

6 ライフラインの確保

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

具体的な実施方法等は、第3編第2章第22節3「ライフライン施設」に準ずるほか、以下のとおりとする。

- (1) ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。
- (2) ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。
- (3) 県（統括部）は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。また、異常な積雪により広範囲に被災した場合には、優先的に復旧すべき地区を示し、関係機関と調整するものとする。

7 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第4節 復旧対策計画

全 部

1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。市は、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

支援措置は、第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。

2 その他復旧対策

その他の対策は、第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。

3 生活再建等の支援

支援策は、第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。

